

各国憲法集(11)  
スウェーデン憲法【第2版】



2021年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料  
2020-1-a

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

各国憲法集(11)  
スウェーデン憲法【第2版】

山岡 規雄  
(憲法課)

2021年3月

国立国会図書館  
調査及び立法考査局

国立国会図書館調査及び立法考査局は、昭和 30 年から 5 年間にわたり、衆議院法制局、参議院法制局及び内閣法制局と共同して、『和訳各国憲法集』全 3 集を刊行し、ほぼ全世界を網羅する 84 か国の憲法を邦訳した。

その後、諸外国において多くの憲法改正や新憲法制定が行われ、その憲法の様相は大きく変化するに至っている。このため、諸外国の憲法を最新の条文から可能な限り原語に基づき翻訳し、ここに『基本情報シリーズ 各国憲法集』として、逐次刊行するものである。

## 改版に当たって

2010年、スウェーデン憲法の中核とも言える統治法が大幅に改正されたため、新しい条文をいち早く日本語に訳し、国会に対し情報発信する必要性があると考えたことが、旧版刊行の最大の動機であった。

その後、2018年に、他の2つの基本法、すなわち、出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する基本法の大改正があった。この改正は、内容的には大きなものではなく、主として、文言の現代化、条項の立て方の整理など、形式的なものであったが、条の入替えが大規模であったこともあり、外形的には全部改正に近いものである。改版に当たり、これら2つの基本法の新訳を掲載することとした。統治法については、小規模の改正があり、当然ながら、この改正も改版に当たり反映させたが、これを機に改正のない部分についても旧訳を全面的に見直した。同時にこの間改正のなかった王位継承法の翻訳も見直した。翻訳の見直しに当たっては、特に平松毅氏の翻訳（畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社、2018）を参考にさせていただいた。

その他、翻訳に先立つ解説部分もアップデートするとともに、スウェーデン語の代表的な憲法の最新版の解説書等にも目を通し、記述の充実化を図った。

# 目次

## 〔解説〕

年表	1
I 序論	2
1 スウェーデン憲法の構成	2
2 統治法略史	2
3 スウェーデン憲法の特徴	3
II 憲法の内容	6
1 人権	6
2 統治機構	11
3 安全保障	20
III 憲法改正手続	22
1 総論	22
2 手続の詳細	22
IV 最近の憲法的諸課題	23
1 人権保障の強化	23
2 その他の統治機構改革	24
3 基本法改正に関する新たな調査委員会の設置	27
おわりに	29

## 〔翻訳〕

スウェーデン憲法翻訳の出典と凡例	31
議決された新たな統治法に関する命令〔統治法〕	32
王位継承法	67
出版の自由に関する法律	70
表現の自由に関する基本法	108

## 年表

14 世紀半ば	国王の選挙方法などを定めた成文の国の基本法であるマグヌス・エリクソンの一般農村法（Magnus Erikssons landslag）が制定される。
1617 年	初の国会法の制定
1634 年	初の統治法の制定
1680 年	国王カール 11 世が統治法に拘束されずに統治することを宣言
1719 年	国王の独裁が終了し、新たな統治法が制定される。
1723 年	新たな国会法の制定
1766 年	初の出版の自由に関する法律の制定 基本法と通常法律の制定・改正手続を区別することを決定
1772 年	国王グスタフ 3 世がクーデタを起こし、新たな統治法を制定
1809 年	国王グスタフ 4 世アドルフが失脚し、新たな統治法が制定される。
1810 年	王位継承法の制定。新たな出版の自由に関する法律の制定
1917 年	議院内閣制の確立
1921 年	男女普通選挙権の実現
1949 年	新たな出版の自由に関する法律の制定
1954 年	基本法改正を検討する委員会として、憲法調査委員会を設置
1966 年	基本法改正を検討する委員会として、基本法準備委員会を設置
1969 年	二院制から一院制へ移行する統治法の改正
1971 年	君主制を維持するが、国王の権限を国の代表に限定することについて、主要政党が合意（トーレコーヴの妥協）
1974 年	新たな統治法及び国会法の制定 国会法が基本法として扱われなくなる。
1976 年	人権規定を拡充する統治法の改正
1979 年	女子の王位継承を認める王位継承法の改正
1991 年	表現の自由に関する基本法の制定
1995 年	スウェーデンが欧州連合に加盟
2004 年	基本法改正を検討する委員会として、基本法調査委員会を設置
2010 年	統治法の大幅な改正
2018 年	出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する基本法の大幅な改正

## I 序論

### 1 スウェーデン憲法の構成

スウェーデン憲法は、4つの基本法（grundlag）から構成される（統治法第1章第3条）。すなわち、統治法（Regeringsform）、王位継承法（Successionsordning）、出版の自由に関する法律（Tryckfrihetsförordning）及び表現の自由に関する基本法（Yttrandefrihetsgrundlag）である。この中で中心的な地位を占めるのは、統治法であり、統治法は、人権保障及び統治機構の大部分について規定している。

4つの基本法のほかに、基本法に準じる法律として、国会法（Riksdagsordning. 2014年法令第801号）及び宗教団体に関する諸法律<sup>(1)</sup>がある。これらの法律の制定又は改正は、後述する基本法の改正とほぼ同一の手續<sup>(2)</sup>に従うか、又は国会における投票者の4分の3以上（ただし、総議員の過半数に達していなければならない。）の賛成により行われる（統治法第8章第17条第1項及び第18条第2項）。国会法は、1974年までは基本法として位置付けられていたが、かつて国会法で定められていた事項のうち重要なものが1974年に制定された統治法に盛り込まれるとともに、新たな国会法<sup>(3)</sup>がその統治法の規定を受けて、議事手續の詳細等を定める法律として制定し直されることにより、基本法としての法形式を失った。

### 2 統治法略史

統治法が最初に制定されたのは、1634年であり、1632年に幼くして即位したクリ스티ナ（Kristina）女王の摂政のため、国の統治の方法に関する行政規則として定められた。その後、統治法は何度か廃止制定を繰り返した。そのうち、最も長い期間効力を有していたのが、1809年の統治法であり、1世紀以上にわたり、国の根本規範として機能していた。1809年の統治法の下、スウェーデンでは、民主化、国王から国会への権限の移行が慣行として徐々に進み、その結果、実務と統治法の規定との間の乖離が問題となり、新しい統治法の制定が議論されるようになった。1950年代には憲法調査委員会（Författningsutredningen）、1960年代には基本法準備委員会（Grundlagberedningen）が設置され、それぞれ基本法改正を検討し、1974年に現行の統治法が制定されることとなった。その1974年の統治法も、制定後30年の時代の変化に合わせ、見直しを検討されるようになり、2004年に基本法調査委員会（Grundlagsutredningen）が設置された<sup>(4)</sup>。基本法調査委員会は、統治法の全体的な見直しを提言し、その提言にほぼ沿った形の統治法の改正が2010年に実現した<sup>(5)</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報は、2021年1月5日現在のものである。

(1) スウェーデン教会に関する法律（1998年法令第1591号）及び宗教団体に関する法律（1998年法令第1593号）。スウェーデンは、2000年1月1日に国教会の体制から、国と教会の分離体制に移行した。これによりスウェーデン教会は、国教会としての地位を失った。交野尚史・真鍋一史「第4章 スウェーデン」『海外の宗教事情に関する調査報告書』文化庁, 2012, p.186.

(2) 基本法の改正手續と異なるのは、任意的に実施され得る国民投票の可能性が排除されている点である。国会法についてこの加重された手續が適用されるのは、重要事項を定める本規定（huvudbestämmelse）のみであり、補足規定（tilläggsbestämmelse）については通常の立法手續で改正することができる。

(3) 国会法については2014年に全部改正が行われた。概要については、井樋三枝子「【スウェーデン】議会法全面改正」『外国の立法』No.261-2, 2014.11, pp.12-13. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8802177\\_po\\_02610206.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8802177_po_02610206.pdf?contentNo=1)>を参照。

### 3 スウェーデン憲法の特徴

#### (1) 国会の優位

統治法第1章第1条第1項は、「スウェーデンにおける全ての公権力は、国民に由来する」と定めている。こうした国民主権に関する規定は、諸外国の憲法にも多く見られ、特にスウェーデン憲法固有の特徴とは言えないが、スウェーデンにおいては、国民主権の原理が強調され、主権者である国民の代表機関である国会<sup>(6)</sup>、そして国会に責任を負う政府<sup>(7)</sup>に対し、これらの権限行使をチェックする裁判所の機能が弱いという伝統があった。スウェーデンの福祉国家は、国民の経済生活への干渉、個人の所有権の制限など、政府の強い権限の下に構築され<sup>(8)</sup>、裁判所による国会・政府に対する統制、個人の基本権の保障が弱かったと言われる<sup>(9)</sup>。

こうした不十分な違憲審査の行使や基本権保障の原因<sup>(10)</sup>として、スウェーデンの法学で支配的であったスカンジナビアン・リアリズム<sup>(11)</sup>の法理論の影響を指摘する文献も複数存在する<sup>(12)</sup>。スカンジナビアン・リアリズムは、司法の裁量の余地は、民主主義によって政治的に示された意思の範囲内で限定されるべきであると考えられるため、裁判所が議会制定法を違憲として退けるという発想を持たないとされる<sup>(13)</sup>。

統治法第11章第14条に基づき、裁判所には違憲立法審査権が付与されているが、2010年まで、違憲性が明白でない限り法律の違憲性の判断を下すことができないものとされていた。裁判所の弱い地位は、2010年の統治法の改正まで、行政について規定する章と司法について規定する章が同一であったことにも象徴されている<sup>(14)</sup>。近年、この傾向が緩和され、裁判所の地位を強化する改正等が行われている（詳細については、後述第IV章第1節を参照）。

- (4) いずれの委員会の調査報告書も政府調査委員会報告書 (Statens offentliga utredningar. 略称 SOU) として公表されている。それぞれ委員会の最終報告書の番号は次のとおりである。憲法調査委員会：SOU 1963:16-18、基本法準備委員会：SOU 1972:15-16、基本法調査委員会：SOU 2008:125。前二者については、王立図書館の電子化資料として (“Digitaliserade SOU:er: 1922-1999.” <<http://regina.kb.se/sou>>)、基本法調査委員会の最終報告については、政府のウェブサイト (“En reformerad grundlag,” 2015.4.2. <<http://www.regeringen.se/sb/d/10025/a/117744>>) で閲覧することができる。
- (5) 2010年の改正の内容を紹介した文献として、坂田仁「スウェーデン統治組織法の改正（二〇一〇年）について」『法学研究』85巻11号, 2012.11, pp.89-111を参照。
- (6) 統治法第1章第4条第1項は、「国会は、国民の最高の代表機関である」と定めている。
- (7) 統治法第1章第6条は、「政府は、国を統治する」と定めている。本稿及び翻訳においては、多くの訳例に従い *regering* に「政府」という訳語を当てたが、我が国でいう「政府」のように、内閣及びその統轄の下にある行政機関全体を指すことはなく、ほぼ「内閣」に相当する。
- (8) 下條芳明「スウェーデン憲法にみられる人権保障—1974年憲法における基本権規定の創設とその特徴—」『北欧史研究』9号, 1991.12, p.3.
- (9) Joakim Nergelius, *Svensk statsrätt*, 4.uppl., Lund: Studentlitteratur, 2018, s. 22 - 24; Niclas Berggren et al., *Den konstitutionella revolutionen*, Stockholm: City University Press, 2001, s.19-23.
- (10) Iain Cameron, “Protection of constitutional rights in Sweden,” *Public Law*, 1997, pp.502-508 は、裁判所が違憲審査の行使に消極的である原因として、裁判官が正規の裁判官（後述第II章第2節(4)(ii)参照）として着任する前に、行政省庁において、主に立法実務に携わる公務員として勤務することが多く、行政と司法の人事的な関係が深いことも指摘している。行政と司法の人事交流については、Thomas Bull, “Choosing judges and judging the people’s choice,” *European Public Law*, 17(2), 2011, pp.214-215も参照。
- (11) 「北欧リアリズム」と呼ぶ場合もある。佐藤節子『権利義務・法の拘束力』成文堂, 1997, p.60.
- (12) Joakim Nergelius, “The impact of EC law in Swedish national law: a cultural revolution,” Iain Cameron and Alessandro Simoni, eds., *Dealing with integration*, vol.2, Uppsala: Iustus Förlag, 1998, p.166; Cameron, *op.cit.*(10), p.504.
- (13) Ola Wiklund, “The reception process in Sweden and Norway,” Helen Keller and Alec Stone Sweet, eds., *A Europe of rights: the impact of the ECHR on national legal systems*, Oxford: Oxford University Press, 2008, pp.171-173.
- (14) スウェーデンにおける司法と行政の一体化の伝統については、坂田 前掲注(5), pp.92-93; Barry Holmström, “The judicialization of politics in Sweden,” *International Political Science Review*, 15(2), 1994, pp.153-164; Torbjörn Bergman and Niklas Bolin, “Swedish democracy: crumbling political parties, a feeble Riksdag, and technocratic power holders?” Torbjörn Bergman and Kaare Strøm, eds., *The Madisonian turn: political parties and parliamentary democracy in Nordic Europe*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 2011, pp.281-282等を参照。

また、「国民の最高の代表機関」である国会については、憲法上、行政に対する様々な統制の仕組みが備えられている。これらの仕組みは、統治法第13章の「統制権 (Kontrollmakten)」という章に多く規定されている。第13章では、国会の委員会の1つである憲法委員会による行政統制の権限、大臣に対する国会議員による質問権、公的機関による法令の適用の適否を監視する国会オンブズマン、国会所属機関の1つである会計検査院について規定している<sup>(15)</sup>。

## (2) 権限の制限された君主制

1974年の統治法の特徴としては、国王の権限が大幅に制限されたことを挙げるができる<sup>(16)</sup>。王制をとる他の北欧諸国では、憲法の条文上、国王に対し、国政に関する権限をある程度付与している。例えば、大臣の任命<sup>(17)</sup>、法律の裁可<sup>(18)</sup>、条約の締結<sup>(19)</sup>などである。しかし、それらの国では、実際においてはその権限の行使を形式的なものとして運用している。一方、スウェーデン憲法の場合には、こうした形式的権限も廃し、条文上においても国王の権限は限定的なものとなっている<sup>(20)</sup>。国王に首相の任命権はなく、首相選出手続において重要な役割を担うのは国会議長である（統治法第6章第4条及び第6条）。また、国王は、法律を裁可する権限も持たない。国王は、元首としての地位を有するが（統治法第1章第5条）、条約の締結権は政府に帰属する（統治法第10章第1条）。統治法上、国王に認められた権限は、首相から国の状況について報告を受けること、外交諮問委員会（後述第Ⅱ章第2節(1)参照）又は統治法が規定する特定の場合（第10章第12条、第5章第3条及び第6章第6条）に大臣会議 (konsej) <sup>(21)</sup>を主宰することである<sup>(22)</sup>。

## (3) 表現の自由の重視

第1節で述べたとおり、スウェーデンでは、表現の自由について、出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する基本法という2つの基本法を制定している。表現の自由は、全般的には統治法第2章第1条第1項第1号によって保障されている。出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する基本法は、そのうち、特定のメディアにおける言論表現の自由をより手厚く保障するものである<sup>(23)</sup>。

2つの基本法のうち、歴史的に古い起源を有するのは出版の自由に関する法律の方であり、

(15) Joakim Nergelius, *Constitutional law in Sweden*, 2nd ed., Alphen aan den Rijn: Kluwer Law International, 2015, p.84 も「統制権」と題する統治法第13章が国会による統制のみに言及している点に、スウェーデン憲法の国会優位の体制の表れを見ている。

(16) 「日本国憲法の天皇制よりも、さらにいっそう、今日における君主制の「極限を示すもの」という評価もある。佐藤功「スウェーデンの象徴君主制——一つの覚え書——」『上智法学論集』24巻3号, 1981.3, p.162。

(17) デンマーク憲法第14条、ノルウェー憲法第12条第1項参照。

(18) デンマーク憲法第22条、ノルウェー憲法第78条参照。

(19) デンマーク憲法第19条第1項、ノルウェー憲法第26条第1項参照。

(20) 北欧諸国の国王の権限の比較については、Thomas Bull, "Institutions and division of powers," Helle Krunke and Björg Thorarensen, eds., *The Nordic constitutions: a comparative and contextual study*, Oxford: Hart Publishing, 2018, pp.45-46 を参照。

(21) 国家元首が主宰する点で、首相が主宰する通常の閣議 (regeringssammanträde) と異なる。

(22) 佐藤 前掲注(16)のように、「君主制権力の剥奪」の過程を推し進めた「極限」としてスウェーデン憲法を捉えるのではなく、首相から国の状況について報告を受けるほか、外交諮問委員会において内外の国政情報の提供が恒常的に行われる仕組みとなっている点に着目し、「情報権の君主制」という新たな君主制の「洗練」が行われたと捉えるべきであるという見解もある。下條芳明「象徴君主制憲法の現代的展開—象徴的国家元首論の観点から見た日本とスウェーデンとの比較考察—」『憲法研究』38号, 2006, pp.45-47。

(23) これら3つの基本法の関係については、Wiweka Warnling Conradson och Hedvig Bernitz, *En orientering i tryckfrihet & yttrandefrihet*, 6.uppl., Stockholm: Jure Förlag, 2019, s.18 等を参照。

1766年に最初の法律が制定された。1766年は、スウェーデン史において「自由の時代 (frihets-tiden)」と呼ばれる時期の末期に当たる。「自由の時代」は、国会の起源となる身分制議会が国王の権限を制限し、政党制度が形成され、政治的な意見形成の重要性が増大した時代であった<sup>24</sup>。1766年の出版の自由に関する法律は、原則として検閲制度を廃止し、公文書への国民のアクセス権を保障するという当時としては画期的な基本法であった。その後、出版の自由に関する法律は、廃止制定を繰り返し、現在効力を有するのは、1949年に制定された基本法である。1949年の基本法は、2018年に、文言の現代化、条の並べ替えなど、主として形式面での大幅な改正を経た。

出版の自由に関する法律は、書籍や雑誌など印刷メディアにおける表現の自由の保障及び制限について詳細を定めた基本法であったが、テレビやラジオなど新しいメディアを明示的に対象とするものではなかった。このような新しいメディアについても同様な基本法の制定が必要であると認識されるようになり、1991年に表現の自由に関する基本法が制定された<sup>25</sup>。

2つの基本法は、印刷メディア、テレビやラジオなど新しいメディアにおける言論表現に対する公権力の介入を排除し、一方で情報収集から公表に至る全プロセスにわたって、その関与者の保護及び表現の自由の確保のためのシステムを整備するとともに、他方で自由の濫用に対する責任追及と規制手段の留保を公的機関に認めたもので、実質的な「マスコミ憲法」とされる<sup>26</sup>。

印刷メディア、テレビやラジオなどにおける表現の自由の目的は、「自由な意見の交換、自由かつ多面的な情報伝達及び自由な芸術的創造」を保障することとされる（出版の自由に関する法律第1章第1条第1項、表現の自由に関する基本法第1章第1条第2項）。また、統治法の国家体制の原則（第1章）の第1条には、「スウェーデンの民主制は、自由な意見形成並びに普通選挙権及び平等な選挙権を基礎とする」（第2項）とあり、ここからも自由な意見形成が重視されていることを読み取ることができる。表現の自由は、法律によって制限することができるが（後述第II章第1節(6)参照）、統治法第2章第21条によれば、その制限は、「民主的社会において受容が可能な目的を達成するために限り」行うことができ、その制限は「民主制の基礎の一つとしての自由な意見形成に対する脅威となるほど長期間にわたってはならない」とされる。このような統治法上の規定に加え、2つの特別な基本法を制定していることは、表現の自由がスウェーデン憲法において特別な地位を有していることの表れであると評価されている<sup>27</sup>。

(24) Hans-Gunnar Axberger, *Yttrandefrihetsgrundlagarna*, 4.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2019, s.21.

(25) 福本歌子『スウェーデンの公文書公開と言論表現権—憲法の構造と歴史—』青木書店, 1997, p.20.

(26) 同上, p.195.

(27) Nergelius, *op.cit.*(9), s.164. スウェーデンにおいては、表現の自由と情報を受け取る自由・公文書公開の原則は表裏一体の関係にあると観念されている。出版の自由に関する法律の第2章は、公文書公開の規定に充てられている。スウェーデンにおいて情報を受け取る自由が他の欧州諸国より手厚く保護されていることを指摘している文献として、Cameron, *op.cit.*(10), p.489、公文書公開の原則が他の欧州諸国より徹底されていることを指摘している文献として、Thomas Bull and Hugh Corder, "Ancient and modern: access to information and constitutional governance," Mark Tushnet et al., eds., *Routledge Handbook of constitutional law*, London: Routledge, 2013, pp. 219 - 229; Inger Österdahl, "Openness v. secrecy: public access to documents in Sweden and the European Union," *European Law Review*, 23(4), 1998.8, pp.336-356 を参照。

## II 憲法の内容

### 1 人権

#### (1) 総説

1809年の旧統治法は、人権規定が極めて少ない基本法であったため<sup>28)</sup>、1974年の統治法の制定の際には人権規定の充実も目標とされた。しかし、政党間の意見の一致が得られず、統治法に新たに人権保障に関する章が設けられたものの、その内容はわずか5条にとどまった。そのため、統治法制定後、比較的早期に全面的な見直しが検討された結果、1976年、1979年に改正が行われ、人権規定の大幅な拡充が実現した<sup>29)</sup>。1991年に保守党、自由党、中央党及びキリスト教民主党的の4党から成る保守派が政権に就いた際にも、人権規定の見直しが検討され、自由及び権利委員会 (Fri- och rättighetskommittén) が設置された。この委員会の提案により、1994年に改正が行われ、財産権の保障が強化され、経済活動の自由が追加された。

なお、スウェーデンは福祉国家の成功モデルと評価されることが多いが、憲法における社会権の規定は充実していない。統治法第1章第2条第2項は、「個人の個人的、経済的及び文化的な幸福は、公的な活動の基本的な目標とする。公的機関は、特に、労働、住居及び教育に対する権利を保障し、並びに社会サービス、社会保障及び健康に対する良好な条件 [の整備] に努めなければならない」と定め、同条第3項は、「公的機関は、現在及び将来の世代のために良好な環境をもたらす持続可能な発展を促進しなければならない」と定めているが、これらは、プログラム規定 (programstadgande) 又は目標設定規定 (målsättningsstadgande) とされ、裁判規範性を持たないとされる<sup>30)</sup>。

#### (2) 統治法において保障されている基本的な自由及び権利

##### (i) 積極的な意見の自由

全ての人は、公的機関との関係で、表現の自由、情報を受け取る自由、集会の自由、示威運動の自由、結社の自由及び宗教の自由を保障される (統治法第2章第1条第1項)。これらの自由は、解説書等<sup>31)</sup>では「積極的な意見の自由 (positiva opinionsfriheterna)」と呼ばれている。なお、情報を受け取る自由には公文書にアクセスする権利が含まれないと一般的に解釈されており<sup>32)</sup>、統治法第2章第1条第3項では、「出版の自由に関する法律においては、公文書にアクセスする権利についても定める」とし、公文書にアクセスする権利について、出版の自由に関する法律において定めることが規定されている。

##### (ii) 消極的な意見の自由

全ての人は、公的機関との関係で、自らの見解の表明又は集会、示威運動、政治団体若しくは宗教団体等への参加を強制されないことが保障されている (統治法第2章第2条)。その他、いかなるスウェーデン国民も、同意なしに、その政治的見解のみを根拠として公的な記録に記

28) 1974年の統治法の制定までは、出版の自由に関する法律で保障する出版の自由、公文書へのアクセス権が人権規定の重要なよりどころとなっていた。福本 前掲注(25), pp.14-15.

29) 人権規定の拡充に関する歴史的経緯については、下條 前掲注(8)を参照。

30) Erik Holmberg et al., *Grundlagarna: regeringsformen, successionsordningen, riksdagsordningen*, 3.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2012, s.60-61.

31) Wiweka Warnling Conradson et al., *Statsrättens grunder*, 6.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2018, s.190等を参照。

32) Thomas Bull och Fredrik Sterzel, *Regeringsformen: en kommentar*, 4.uppl., Lund: Studentlitteratur, 2019, s.62.

載されないことが保障されている（統治法第2章第3条）。これらの自由は、解説書等<sup>33)</sup>では、「消極的な意見の自由（negativa opinionsfriheterna）」と呼ばれている。

(iii) 身体的自由

死刑の禁止（統治法第2章第4条）、拷問等の禁止（統治法第2章第5条）、身体検査・家宅搜索・盗聴等からの保護（統治法第2章第6条）、国外追放の禁止、国内移動及び出国の自由（統治法第2章第7条及び第8条）等が保障されている。

(iv) 遡及処罰の禁止等

人身保護の権利（統治法第2章第9条）、遡及処罰の禁止、一定の条件下での遡及的課税の禁止（統治法第2章第10条）、特定の事件に関する裁判所の設置の禁止及び裁判の公開（統治法第2章第11条）が保障されている。

(v) 差別の禁止

種族的な出身、皮膚の色又は性的指向を理由とした不利な取扱いを法令で規定することが禁止されている（統治法第2章第12条）。このほか、統治法第1章第2条は、性別、皮膚の色、民族的又は種族的な出身、言語的・宗教的な帰属、障害、性的指向、年齢、個人に係るその他の事情を理由とする差別に対抗することを公的機関に義務付けているが、同項の規定は、プログラム規定（あるいは目標設定規定）であり、同項を根拠に裁判所に権利侵害の救済を求めることはできない（第II章第1節(1)参照）。

(vi) 財産権

財産権については、左派の中心政党である社会民主党と穏健党など右派の政党との考えに隔たりがあり<sup>34)</sup>、1991年に設置された自由及び権利委員会及び2004年に設置された基本法調査委員会において活発な議論がなされた。その結果、数次の改正を経て現在のようやや複雑な規定が設けられることになった。統治法第2章第15条第1項では、公共の利益を満たすためにやむを得ず必要とされる場合を除き、財産権が保障され、同条第2項では、公用収用の場合等には、完全な補償が保障され、公用制限の場合にも補償がなされることが規定されている。同条第3項では、健康保護、環境保護又は安全を理由とする土地又は建築物の利用の制限に際しては、補償を受ける権利について法律を適用することができると規定し、この場合には完全な補償を行わなくてもよいこととされている<sup>35)</sup>。

特色あるスウェーデンの人権規定の1つに、他人の所有地において自由に通行し、いちごやきのこ等を採用したりすることのできる権利として、公衆の自然利用権（*Allemansrätt*）<sup>36)</sup>があるが、この権利は、土地の所有者の財産権により制限されることはない（統治法第2章第15条第4項）。

(vii) その他の権利

労働者及び使用者の争議権（統治法第2章第14条）、著作権（統治法第2章第16条）、経済活動の自由（統治法第2章第17条）、児童が無償で基礎的教育を受ける権利、研究の自由（統治法第2章第18条）が保障されている。

<sup>33)</sup> Conradson et al., *op.cit.*(31), s.196 等を参照。

<sup>34)</sup> Karl-Göran Algotsson, *Sveriges författning efter EU-anslutningen*, Stockholm: SNS Förlag, 2000, s.125-139.

<sup>35)</sup> Bull och Sterzel, *op.cit.*(32), s.86.

<sup>36)</sup> 萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部, 2007, p.5.

### (3) 出版の自由に関する法律

出版の自由については、基本法の1つである出版の自由に関する法律が詳細を定めている。表現の自由については、前述のとおり、統治法第2章第1条が包括的に保障しているが、出版の自由に関する法律は、そのうち印刷メディアにおける表現の自由を対象としている。

この法律の第1章は、総則的規定であり、第1条では、自由な意見の交換、自由かつ多面的な情報伝達及び自由な芸術的創造を保障することを出版の自由の保障の目的として規定するほか、刊行物において自らの意見を表現する権利、公的機関の事前の妨げなしに刊行物を出版する権利を保障している。第7条は、刊行物において公開することを目的とした情報提供の自由（情報提供者の自由（meddelarfrihet））について規定している。この自由は、「全ての人」に保障された自由であり、公務員にも保障された自由である。この自由に基づき、公務員が守秘義務に係る情報を新聞社等に提供した場合であっても、「公開及び秘密法」（2009年法令第400号）に定める秘密に該当しないときは当該公務員を処罰することができない<sup>37)</sup>。第10条では、出版の自由の濫用について判断する際に出版の自由が社会体制の基礎であることを考慮するように裁判官又は陪審員等<sup>38)</sup>に対し注意を促す規定を置いている。第11条から第14条までにおいては、出版の自由を例外的に規制できる場合が定められ、著作権の保護等のための法律の制定、商業広告の規制、児童ポルノの禁止等を行うことを妨げるものではないと規定されている。

出版の自由に関する法律は、出版の自由のほか、公文書の公開に関しても規定しており、第2章においては、公文書へのアクセス権の保障、公文書の定義、公文書の開示請求の手続等が定められている。

第3章には著作者が刊行物にその氏名を明記しない匿名の権利、刊行物の発行等に携わった者に対する著作者等の身元に関する守秘義務、第4章には刊行物を印刷する権利、第6章には刊行物を頒布する権利に関する規定がそれぞれ置かれている。

第5章は、定期刊行物に関する規定であり、定期刊行物の発行に当たっては、発行者<sup>39)</sup>を置くこと、発行証明書を具備すること等が定められている。スウェーデンにおいては、定期刊行物を発行する場合、発行者の氏名を特許・登録庁（Patent- och registreringsverket）に届け出なければならない。届出の義務付けの目的は検閲にはないため、特許・登録庁は発行者がスウェーデンに居住しているかどうかといった形式的な審査しか行わない<sup>40)</sup>。

第7章は、出版の自由の濫用に関する規定であり、この法律では、そうした行為を「出版の自由に関する犯罪（tryckfrihetsbrott）」と呼んでいる。出版の自由に関する法律第7章第1条の定義によれば、刊行物において行われた同章第2条から第20条までに規定する行為であって、法律で可罰的であるものが当該犯罪とされる。第2条から第20条までには、中傷、犯罪の扇動、ヘイトスピーチ、国の安全保障上問題のある言論などが定められているが、これらの言論が刑法等の他の法律によって可罰的であると規定されている場合に限り、出版の自由に関する犯罪として、出版の自由に関する法律に定める手続に従って、訴追や裁判が行われる。例えば、売

37) 大迫丈志「スウェーデン及びフィンランドの行政監視機関—法務監察長官と議会オンブズマン—」『レファレンス』730号, 2011.11, p.75. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3194047\\_po\\_073004.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3194047_po_073004.pdf?contentNo=1)>; 『衆議院欧州各国憲法及び国民制度調査議員団報告書』[衆議院], 2017, pp.148-149.

38) Axberger, *op.cit.*(24), s.113.

39) 通常は、責任編集者（chefredaktören）が発行者となる。Nils Funcke, *Yttrandefrihet på nätet*, Stockholm: IIS, Internetstiftelsen i Sverige, 2016, s.65.

40) Conradson och Bernitz, *op.cit.*(23), s.54.

買春援助・利用罪 (koppleri) は、刑法上の犯罪であるが (刑法第6章第12条)、売買春が刊行物において宣伝された場合であっても、出版の自由に関する法律第7章第2条から第20条までに規定する犯罪の類型に該当しないため、出版の自由に関する犯罪としては扱われない<sup>(41)</sup>。

第8章は、出版の自由に関する犯罪に責任を負う者が誰であるかについて規定している。定期刊行物の場合は、原則として届け出られた発行者が責任を負うが、発行者を特定できないときは、所有者<sup>(42)</sup>、印刷者、頒布者の順に責任が移転する。定期刊行物以外の出版物に関しては、原則として著者が責任を負うが、著者が特定できないときは、発行者、出版者<sup>(43)</sup>、印刷者、頒布者の順に責任が移転する。

第9章は、出版の自由の濫用を監督する者の権限と出版の自由に関する犯罪に対する訴訟における訴追手続について規定している。同章によると、当該監督を行い、当該訴訟において訴追を行うのは、法務監察長官 (Justitiekanslern)<sup>(44)</sup>の権限である。第10章は、出版の自由に関する犯罪を理由とする出版物の破棄、訴追の前の押収について、第11章は、出版の自由に関する犯罪を理由とする損害賠償請求について定めている。

第12章は、出版の自由に関する訴訟<sup>(45)</sup>における裁判手続の規定であり、ここで特徴的なことは、陪審制度を導入している点である<sup>(46)</sup>。

第13章では、国外で印刷された刊行物への適用の範囲について、第14章では、出版の自由に関する訴訟の再審の手続や出版の自由及び公文書の公開に関して外国人に対して特則を通常法律で定めることができることなどについて定められている。

#### (4) 表現の自由に関する基本法

前述のとおり、出版の自由に関する法律は印刷メディアを対象とした基本法であり、他のメディアにおける表現の自由を保障する法律の必要性が、技術の発展とともに認識されるようになった。その結果、1991年に、表現の自由に関する基本法が制定された。この基本法が対象とするメディアは、ラジオ、テレビ、映画、ビデオ、CD、DVD、インターネットにおける一定の情報通信<sup>(47)</sup>等である。対象とするメディアが異なるだけで、内容はほぼ出版の自由に関する法律に準じている。

#### (5) 欧州人権条約

スウェーデンは国際法と国内法を次元の違う別個の法体系とみる二元論の立場をとってい

(41) *ibid.*, s.79.

(42) 所有者 (ägare) とは、定期刊行物の発行又は印刷に経済的な責任を有する者である。法人でも自然人でもよい。Axberger, *op.cit.*(24), s.103.

(43) 印刷、発行、販売等を指揮する者をいう。福本 前掲注(25), p.152.

(44) 法務監察長官は、その他、①法律問題について政府に助言をし、②他に担当する政府機関がない場合、国が当事者となる訴訟において国を代表し、③公的機関が法令を遵守しているか監督する権限を有する。法令遵守の監督権に関しては、後述する国会オンブズマンと権限・機能において類似するが、国会ではなく政府により任命される点が異なる。法務監察長官の任務については、主として1975年法令第1339号及び1975年法令第1345号が定めている。大迫 前掲注(37), pp.76-79.

(45) 出版の自由に関する犯罪を理由とする刑事訴訟又は損害賠償に関する訴訟等をいう。「出版の自由に関する訴訟」の厳密な定義については、後掲の翻訳の出版の自由に関する法律第12章第1条第1項を参照。

(46) その他の裁判では、参審制は存在するものの、陪審制はとられていない。Nergelius, *op.cit.*(15), p.115.

(47) 表現の自由に関する基本法第1章第4条に規定する「データベースからの提供」の要件を満たさないインターネット上の情報通信 (例えば、フェイスブックやツイッターなど利用者が表現内容を変更することができる双方向の通信、スカイプや小人数宛ての電子メールなど一般公衆に提供されるものではない通信) は、同法の適用範囲外となる。Conradson och Bernitz, *op.cit.*(23), s.145.

る<sup>48)</sup>。スウェーデンは、欧州人権条約を1951年に批准したが、国内法化したのは、1995年のことであった。同条約を国内法化する1994年法律第1219号は、同条約がスウェーデンにおいて法律としての地位を有することを規定した。また、1994年に挿入された統治法第2章第19条（当時は第2章第23条）は、欧州人権条約に反する法令を制定してはならないことを規定した。この規定に従えば、欧州人権条約は、他の法律に優越する地位を与えられていると解し得るが<sup>49)</sup>、そのような優越は明確には保障されていないという学説もある<sup>50)</sup>。

## (6) 基本的な自由及び権利の制限

### (i) 全ての人を対象とする制限

統治法で保障する基本的な自由及び権利には、基本法でしか制限できないものと、法律で制限できるがその制限に際しては立法における特別措置（第Ⅱ章第1節(6)(i)(b)の最終段落を参照）を必要とするものがある。スウェーデン憲法学では、前者を「絶対的権利（*absoluta rättigheter*）」、後者を「相対的権利（*relativa rättigheter*）」と呼んでいる。その他、特別な保障がなく、絶対的権利（後述(a)）及び相対的権利（後述(b)）に比して保障の弱い権利（後述(c)）がある<sup>51)</sup>。

#### (a) 絶対的権利

宗教の自由、消極的な意見の自由（第Ⅱ章第1節(2)(ii)参照）、死刑・拷問等・国外追放の禁止、国籍の剥奪の禁止、自由を剥奪された者が裁判所で審査を受ける権利、遡及処罰・遡及課税の禁止、特定の事件に関する裁判所の設置の禁止は絶対的権利に分類される。

#### (b) 相対的権利

表現の自由、情報を受け取る自由、集会の自由、示威運動の自由、結社の自由、身体検査・家宅捜索・盗聴等からの保護、国内を移動し、出国する自由、裁判の公開は、相対的権利に分類される。統治法第2章第21条には、相対的権利の制限において留意すべき事項が規定されており、制限の目的が民主的社会において受け入れられるものであること、人権の制限は、制限の目的に照らして必要である範囲を超えてはならないこと、民主制の基礎の1つとしての自由な意見形成に対する脅威となるほど長期間にわたってはならないことといった原則が守られなければならない<sup>52)</sup>。

相対的権利を制限する法律案は、10名以上の国会議員の要求に基づき、採択の時期を遅らせることができる。この要求があった場合には、当該法律案に対する国会の委員会による最初

<sup>48)</sup> Nergelius, *op.cit.*(9), s.179.

<sup>49)</sup> Anders Eka et al., *Regeringsformen: med kommentarer*, 2.uppl., Stockholm: Karnov Group, 2018, s.174 は、欧州人権条約がスウェーデン法において特別な地位を有することを認めている。Håkan Strömberg och Bengt Lundell, *Sveriges författning*, 23.uppl., Lund: Studentlitteratur, 2019, s.110 は、統治法第2章第19条の規定により、少なくとも同条約が国内法化された後に制定された法律については、同条約に違反しているかどうか裁判所等の法令審査権の対象となると解している。Cameron, *op.cit.*(10), p.493 は、後法が前法に優先するという法の一般原則から、同条約が国内法化される前に制定された法律に対しても、同条約は優先的な効力を持つと解している。

<sup>50)</sup> Joakim Nergelius, "The constitution of Sweden and European influences: the changing balance between democratic and judicial power," Anneli Albi and Samo Bardutzky, eds., *National constitutions in European and global governance: democracy, rights, the rule of law*, Springer, 2019, p.330.

<sup>51)</sup> Strömberg och Lundell, *op.cit.*(49), s.98-106; Conradson et al., *op.cit.*(31), s.189-211 等を参照。以下、どのような権利が(a)絶対的権利、(b)相対的権利、(c)その他の権利に分類されるかについては、こうしたスウェーデンの憲法学の解説書に基づいて記述した。

<sup>52)</sup> その他、第2章第23条及び第24条に、個別の権利・自由の制限の際に留意すべき事項が列挙されている（表現の自由及び情報を受け取る自由（第23条）、集会の自由、示威運動の自由及び結社の自由（第24条））。

の報告書が本会議に提出された時から、12か月以上未決としなければならない。ただし、国会は、投票者の6分の5以上の同意を得て、当該法律案を直ちに可決することができる（統治法第2章第22条第1項）<sup>53</sup>。ある法律案が相対的権利を制限するものに該当するか否かの審査は、常任委員会の1つである憲法委員会が行う（同条第3項）<sup>54</sup>。

(c) その他の権利

労働争議を行う権利、財産権、著作権、経済活動の自由、教育を受ける権利、研究の自由は、法律による制限が可能であるが<sup>55</sup>、「相対的権利」のような特別の保障措置の対象とはならない。

(ii) 外国人の人権の制限

統治法上、政治的見解のみを根拠とする公的な記録への記載の禁止、国外追放の禁止、国籍剥奪の禁止、国内を移動し、出国する自由は、スウェーデン国民にのみ保障されている。したがって、統治法上、これらの権利は外国人には保障されていない。その他の点について、外国人は、スウェーデン国民と同等の人権保障を受ける。ただし、次の人権については、外国人に対し、特別に制限することができることになっている（統治法第2章第25条第1項）。それは、積極的な意見の自由、自らの見解を明らかにすることを強制されない権利、身体検査・家宅捜索・盗聴等からの保護、自由の剥奪に対する保護、自由を剥奪された者が裁判所で審査を受ける権利、裁判の公開、著作権、経済活動の自由、研究の自由及び見解を理由とする権利の制限の禁止である。

これらの権利を特別に制限する法律案、すなわち、スウェーデン国民と外国人を別扱いとする法律案については<sup>56</sup>、相対的権利を制限する法律案とほぼ同様の取扱いがなされる（統治法第2章第25条第2項）。

## 2 統治機構

### (1) 国家元首

スウェーデンの国家元首は、国王又は女王である（統治法第1章第5条）。王位は、基本法の1つである王位継承法に定める順序に従い継承される。王位継承法は、1979年に改正され、男子に限定していた王位継承から、男女を問わない年長者優先の王位継承に変更された（王位継承法第1条）<sup>57</sup>。

国王又は女王の退位を許可する明文の規定は、基本法上ないが、憲法慣習上、退位は認められている<sup>58</sup>。また、統治法においても退位を前提とした規定が存在する（第5章第5条第2項）。

序論で述べたとおり、国家元首の権限は、極めて限定的であり、国政に関し、ほとんど実質的な権限を有していない。統治法第5章第3条によれば、国家元首は、首相により国の状況に

<sup>53</sup> 同条第2項では、例外的に同条第1項が適用されない法律案の類型が列挙されている。

<sup>54</sup> 憲法委員会が、ある法律案について統治法第2章第22条第1項が適用されないと宣言するためには、法制審議会（後述第Ⅱ章第2節(4)(iii)参照）の意見を聴かなければならない（国会法第10章第5条第3項）。なお、2018年に刊行された次の文献によれば、同項に基づく要求は、これまで9件あるとされ、うち1件が6分の5以上の多数で退けられ、2件が憲法委員会によって権利の制限に当たらない法律案であると判断された。Nergelius, *op.cit.*(9), s.172-173.

<sup>55</sup> Cameron, *op.cit.*(10), p.490. なお、この文献は、本稿で(c)に分類している権利も「相対的権利 (relative rights)」に含め、(c)の権利を「弱い相対的権利 (weak relative rights)」と呼んでいる。

<sup>56</sup> Nergelius, *op.cit.*(15), p.109.

<sup>57</sup> 山田敏之「ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲—近年まで又は現在、男系継承を原則とする国の事例—」『レファレンス』802号, 2017.11, pp.4-10. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10990713\\_po\\_080201.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10990713_po_080201.pdf?contentNo=1)>

<sup>58</sup> Conradson et al., *op.cit.*(31), s.109.

ついて報告を受け、必要に応じて大臣会議を主宰するとされているが、この大臣会議は情報提供の目的で行われるものであって、国王が国の統治に参画することを意味するものではない<sup>59)</sup>。この大臣会議は定例化しており、原則として年3回、年初、夏及び秋に開かれている<sup>60)</sup>。その他、統治法では、政府の交代の際に開催される特別の大臣会議に国家元首が臨席することが規定されている（統治法第6章第6条）が、政府の形成に国家元首が関与することはない（後述第II章第2節(3)参照）。

例外的に重要な役割を国家元首に付しているのは、統治法第10章第12条の規定であり、それによると国家元首は、外交諮問委員会（Utrikesnämnden）を主宰することになっている。外交諮問委員会とは、国会議長及び9名の国会議員によって構成される委員会であり、重要な外交問題について政府から報告を受け、政府と協議する権限を有する機関である（統治法第10章第11条）。外交諮問委員会の委員長たる国家元首は、同委員会において知り得たこと等について無条件の守秘義務を課すことができる（同章第12条第3項）。

その他、統治法に規定されていない国家元首の権限として、国会の開会の宣言（国会法第3章第6条）及び国家元首就任の際の国会における服務宣誓（国会法第6章第17条）、外交使節の信任状の接受・認証が挙げられる<sup>61)</sup>。また、国家元首には国防軍における最高位の階級が付与されている<sup>62)</sup>。

なお、統治法は、王家が断絶した場合を想定した規定も設けており、その際には、国会が国家元首の職務を一時的に担う者として、摂政を選出することとされている（統治法第5章第5条第1項）。旧統治法では、このような場合には、新たな王家を選出することとされていたが、現在の統治法には特にこのような規定はなく、新たな王家を選出するか共和制に移行するかについて国会に選択の余地を認めていると一般的に解釈されている<sup>63)</sup>。

## (2) 立法

### (i) 国会の構成

現在のスウェーデンの国会は、定数349名から成る一院制により構成される。かつてのスウェーデン国会は、複数の議院により構成されていた。1809年の統治法においては、当初、貴族、聖職者、農民、市民の四身分がそれぞれの議院を有していた。しかし、身分制議院が時代遅れのものであるという意識が次第に強くなり、1866年に、国民全体を代表する二院制に移行することとなった<sup>64)</sup>。

その後1世紀近く二院制の時代が続いたが、1917年から1921年にかけて下院の男女普通選挙が実現し、上院の選挙母体であるランスタイング（県）議会、大都市議会の選挙も普通選挙となった結果、同じ有権者層が各議院の議員を選挙するようになった。その結果、上下院の政治的党派構成の相違が少なくなり、議院の代表機能の重複感を生むようになった。こうした状

<sup>59)</sup> Strömberg och Lundell, *op.cit.*(49), s.72.

<sup>60)</sup> Holmberg et al., *op.cit.*(30), s.282. 2014年には、このほか、政権交代の際及びマデレーン（Madeleine）王女がレオノール（Leonore）王女を出産した際に行われた。Bull och Sterzel, *op.cit.*(32), s.151-152.

<sup>61)</sup> 「他国との関係における国の最高代表者」として国際法上、このような権限を有するとされる。Erik Holmberg och Nils Stjernquist, *Vår författning*, 13.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2003, s.115.

<sup>62)</sup> ただし、実質的な統帥権も形式的な統帥権も有しない。Olle Nyman, *Parlamentariskt regeringssätt: en av statsskickets grunder*, 2. reviderade uppl., Stockholm: Bonnier, 1985, s.48.

<sup>63)</sup> Nergelius, *op.cit.*(9), s.374.

<sup>64)</sup> スティーグ・ハデニウス（岡沢憲美監訳、木下淑恵・渡辺慎二訳）『スウェーデン議会史』早稲田大学出版部、2008, pp.130-131, 148-152.（原書名：Stig Hadenius, *Riksdagen: en svensk historia*, Stockholm: Sveriges Riksdag, 1994.）

況を受け、1969年に一院制に移行する統治法の改正が行われた<sup>65)</sup>。

なお、一院制への移行には、1932年以降、社会民主党が優越的な地位を占める政治体制が確立し、野党側が憲法改正により政治体制の転換を模索し始め、8年の任期で、定数の8分の1ずつ改選される上院が政権交代の阻害要因となっていると考え、一院制にすることを大きな目標にしたという政治的な要因もあったという<sup>66)</sup>。

## (ii) 選挙制度

スウェーデン国会の選挙制度は、比例代表制である。29の選挙区ごとに選挙が行われるが、国会の議席数の割合を全国での政党の得票率に近付けるため、選挙区から選出された議員のための議席（固定選挙区議席（fasta valkretsmandat））のほかに、調整議席（utjämningsmandat）が用意されている（統治法第3章第6条）<sup>67)</sup>。

政党が議席を獲得するためには、全国で4パーセント以上の票を得なければならないが、地域政党に配慮し、全国で4パーセント以上の票を得られなかった場合でも、選挙区で12パーセント以上の票を得た政党には、固定選挙区議席の配分への参加を認めている（統治法第3章第7条）。

通常選挙は、4年ごとに実施される（統治法第3章第3条）。政府は、一定の時期<sup>68)</sup>を除き、国会を解散し、特別選挙を実施することができる（同章第11条第1項）。通常選挙の4年ごとの実施が固定化されているため、特別選挙によって選出された国会議員の任期は、前回の通常選挙の残余期間までとなる<sup>69)</sup>。政府が組織できなかった場合（後述第II章第2節(3)(i)参照）には、特別選挙の実施は義務的である（統治法第6章第5条）。

## (iii) 国会の活動

### (a) 立法活動

政府及び各国会議員には、法律案を含む議案を提案する権限がある（統治法第4章第4条）。政府提出による議案を「proposition」、議員提出による議案を「motion」という。政府提出による議案は、随時提出可能であるが、議員提出による議案を自由に提出することができるのは、原則として会期の始めから政府の予算案提出後15日以内までである（国会法第9章第11条及び第12条）（スウェーデンでは、「一般提案期（allmänna motionstiden）」と呼ばれている。）。政府提出による議案に対する議員の修正案等は、当該議案の提出後15日以内に提出することができる（国会法第9章第12条）。国会の会期は、通常選挙がない年については、前会期において国会が決定した9月中のいずれかの日から開始する（国会法第3章第8条）。後述するように、政府による予算案の提出の期限は、通例9月20日であるから、政府提出法律案に対する修正案を除くと議員が自由に法律案を提出できる時期は、かなり短いといえる<sup>70)</sup>。

<sup>65)</sup> 『衆議院副議長スウェーデン及びフランス訪問議員団報告書』[衆議院], 2010, p.6.

<sup>66)</sup> *The constitution of Sweden: the fundamental laws and the riksdag act*, Stockholm: Sveriges Riksdag, 2016, p.15. <<http://www.riksdagen.se/en/SysSiteAssets/07.-dokument-lagar/the-constitution-of-sweden-160628.pdf>> Joakim Nergelius, "The rise and fall of bicameralism in Sweden, 1866-1970," Nikolaj Bijleveld et al., eds., *Reforming senates: upper legislative houses in North Atlantic small powers 1800-present*, London: Routledge, 2020, p.220 は、一院制への移行は深い憲法上の分析なしに行われた改革であると批判的に評価している。

<sup>67)</sup> 議席の配分方法については、次の文献を参照。政治議会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』（調査資料2015-1-c 基本情報シリーズ22）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2016, pp.18-19. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9917795\\_po\\_201501c.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1)>

<sup>68)</sup> 新しい国会が集会したときから3か月以内の場合及び政府が総辞職した後、新政府が組織されるまでの間（統治法第3章第11条第2項）。

<sup>69)</sup> この制度により、解散が避けられる傾向にあり、政権が安定する効果があると言われている。『衆議院副議長スウェーデン及びフランス訪問議員団報告書』前掲注<sup>65)</sup>, p.4.

国会に提出される法律案の多くは、政府提出のものである<sup>(71)</sup>。政府提出の法律案の作成に当たっては、その準備のため、通例、「委員会 (kommitté)」と呼ばれる（又は「調査委員会 (utredning)」とも呼ばれる。）組織を政府が設置する<sup>(72)</sup>。委員会は、法律案の作成に必要な情報を収集し、分析し、法律の原案を作成する。委員会は、一人で構成される場合もあるが、長期間かけて検討する課題については、複数のメンバーにより構成されることが多い。委員会は、政治家、官僚、利益団体の代表、専門家により構成されるが、メンバーの任命権は政府にある<sup>(73)</sup>。

多くの場合、委員会の検討結果は、法律案として国会に提出される以前に、政府により、関係する官庁、自治体、利益団体、大学・研究機関等に提示され、参考意見を聴取するという手続をとる<sup>(74)</sup>。したがって、内容に関する議論は、法律案提出の段階で、既に大方なされてしまっており、国会の役割は、最終的な妥協点を見いだす点にあると言われている<sup>(75)</sup>。こうした妥協を容易にするため、国会の委員会 (utskott) の審議は、原則として非公開とされている（国会法第7章第16条<sup>(76)</sup>）。

#### (b) 予算の議決

国会は、国税及び国の予算等について議決する（統治法第1章第4条及び第9章第1条）。予算の議決は、次会計年度のものについて行うのが原則であるが、特別の理由がある場合には、次会計年度より後の会計年度についても予算を議決することができる（統治法第9章第3条）。

予算案を国会に提出するのは、政府である（統治法第9章第2条）。スウェーデンの会計年度は、1月から開始し、12月に終了する（国会法第9章第5条第1項）。政府は、毎年4月15日までに、将来の経済政策と予算に関する指針を内容とする「春季経済政策案 (ekonomisk vårproposition)」を国会に提出する（国会法補足規定<sup>(77)</sup>9.5.2）。国会は、この経済政策案に関する審議を行い、6月に議決を行う。政府は、これを基礎に予算案 (budgetproposition) を作成し、原則として毎年9月20日までに国会に提出する（国会法補足規定9.5.1）。国会は、11月末には、歳出総額と27の主要歳出分野の上限額を議決し、12月中旬に各歳出分野の予算配分について議決する<sup>(78)</sup>。

(70) 一般提案期以外の時期においても、重要な問題については、10名以上の議員により、提案を提出することができる（国会法第9章第15条）。

(71) Kjell Lundmark et al., *Sveriges statskick: fakta och perspektiv*, Malmö: Liber, 2009, s.174.

(72) 福本歌子「スウェーデンの諮問調査委員会の役割—法律案の策定機関—」『スウェーデン社会研究月報』20(1), 1988.1, pp.3-5. その他、委員会又は調査委員会の制度の歴史、その調査の果たす役割や性質については、Rune Premfors, "Governmental Commissions in Sweden," *American Behavioral Scientist*, 26(5), 1983.5-6, pp.623-642 が詳しい。委員会又は調査委員会制度の特質と近年の動向については、Olof Ruin, "Det statliga kommittéväsendet," Sten Heckscher och Anders Eka, red., *Festskrift till Johan Hirschfeldt*, Uppsala: Iustus Förlag, 2008, s.445-453 を参照。

(73) Werner Jann und Jan Tiessen, "Gesetzgebung im politischen System Schwedens," Wolfgang Ismayr, Hrsg., *Gesetzgebung in Westeuropa*, Wiesbaden: VS Verlag, 2008, S.105-107.

(74) この手続は、「レミス手続 (remissförfarande)」と呼ばれる。統治法上にも根拠を有する手続である（後述第II章第2節(3)(iii)参照）。レミス手続には、最低3か月の期間を設けなければならないとされているが（Johan Dibb, "Om beredning, kungörelse och ikraftträdande av författningar i kristid," *Svensk Juristtidning*, 2020, s.535.）、政府は、2020年の新型コロナウイルス危機に際し、政府の権限を拡大する法律案を限定された機関にのみレミス手続に付し、回答期間を24時間に設定するという措置を講じた。このような例外的措置について、法制審議会（後述第II章第2節(4)(iii)参照）は、統治法上の観点から疑義があると指摘した。idem, s.539.

(75) Jann und Tiessen, *op.cit.*(73), p.116.

(76) 本会議は、原則として公開である（統治法第4章第9条）。立法過程の詳細については、福本歌子「スウェーデンの立法過程—国民合意形成のプロセスとして—」『ビョルク』25号, 1990.1, pp.4-7; Thomas Bull and Iain Cameron, "Legislative review for human rights compatibility: a view from Sweden," Murray Hunt et al., eds., *Parliaments and human rights*, Oxford: Hart Publishing, 2017, pp.281-284 を参照。図解したものとしては、Lundmark et al., *op.cit.*(71), s.175 を参照。

(77) 補足規定については、前掲注(2)を参照。

## (c) 行政に対する統制

## (ア) 政府の不信任

10分の1以上の国会議員は、大臣に対する不信任表明の動議を提出することができる。国会による不信任の表明には、総議員の過半数の賛成がなければならない(統治法第13章第4条)。

また、選挙後に新たに集会した国会は、政府が新しく組織されていない場合であっても、首相に対する信任投票を、集会から2週間以内に行わなければならない。総議員の過半数が反対票を投じた場合には、首相は辞職しなければならない(統治法第6章第3条)。

## (イ) 憲法委員会

憲法委員会は、憲法及び一般行政法に関する立法、ラジオ、テレビ及び映画に関する立法、表現の自由、意見形成、宗教の自由、政党助成、国会及び国会所属機関<sup>(79)</sup>、地方自治等に関する問題を所管する国会の常任委員会であるが<sup>(80)</sup>、その他特別な権限も与えられている<sup>(81)</sup>。

その1つが、政府に対する統制の権限である。憲法委員会は、大臣が適切に職務を遂行したか、政府の事務の処理が適切に行われたかどうかを監視する権限を有する(統治法第13章第1条)。憲法委員会は、少なくとも年に1回、同委員会が注意を喚起するに値すると判断した事項について国会に報告する義務を負う(統治法第13章第2条)。また、憲法委員会は、大臣の職務上の犯罪について、その職務上の義務に著しく反した場合に限り、当該大臣又は大臣経験者の訴追について決定することができる。この決定を受け、国会オンブズマンが訴追を行い(「国会オンブズマンに対する指示に関する法律」(1986年法令第765号)(以下「オンブズマン法」という<sup>(82)</sup>)第10条第1項)、最高裁判所が審査を行う(統治法第13章第3条)<sup>(83)</sup>。

憲法委員会の委員長は、野党議員が務めるものとされている<sup>(84)</sup>。

## (ウ) 官庁が有する情報の要求

国会法第10章第8条及び第9条によると、1委員会中の5名の国会議員の要求があった場合、国の官庁は、情報を提供し、見解を述べなければならないとされる。前述した政府の不信任も憲法委員会における決定も、多数派である与党の賛成がなければ成立するのが困難であるが、この権限は、国会少数派でも行使することができる点に特徴がある。特に重要なのは、「国の官庁」に法制審議会(Lagrådet)が含まれると解釈されている点である。法制審議会とは、最高裁判所及び最高行政裁判所の裁判官又は元裁判官を構成員とする機関であり、法律案の審査をその任務としている(後述第II章第2節(4)(iii)参照)。こうした国会法の解釈運用により、国会少数派は、法制審議会に対し、情報を提供し、見解を述べさせることにより、法律案の法的審査を求めることができることになっている<sup>(85)</sup>。

(78) “Från förslag till budget.” Sveriges Riksdag website <<https://www.riksdagen.se/sv/sa-funkar-riksdagen/fran-forslag-till-budget/>>; 樋口修「スウェーデンの予算制度と財政ガバナンス」『外国の立法』263号, 2015.3, pp.95-102. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9111091\\_po\\_02630008.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111091_po_02630008.pdf?contentNo=1)>

(79) 国立銀行を除く。スウェーデンにおいては、国の中央銀行である国立銀行は国会所属機関の1つである。

(80) Lundmark et al., *op.cit.*(71), s.84.

(81) この項では、政府に対する統制の権限のうち主たるものを記述するが、その他にも憲法委員会には重要な権限がある点については、他の箇所でも述べているとおりである。第II章第1節(6)(i)(b)、後掲注(109)及び第III章第2節参照。

(82) 日本語訳については、井樋三枝子「スウェーデンの議会オンブズマン」『外国の立法』No.259, 2014.3, pp.195-207. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8433524\\_po\\_02590012.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8433524_po_02590012.pdf?contentNo=1)>を参照。

(83) 最高裁判所は、刑法等の規定に基づき、当該大臣に刑を科すことはできるが、罷免することはできない。

Conradson et al., *op.cit.*(31), s.259.

(84) Thomas Bull, “Judges without a court: judicial preview in Sweden,” Tom Campbell et al., eds., *The legal protection of human rights: special essays*, Oxford: Oxford University Press, 2011, p.396.

(エ) 国会所属機関

(α) 国会オンブズマン

国会オンブズマン (Riksdagens ombudsmän 又は Justitieombudsmannen<sup>85)</sup>) は、公的活動における法律及びその他の法令の適用に関する監視を行う機関である (統治法第 13 章第 6 条)。国会オンブズマンの任務については、オンブズマン法がその詳細を定めているが、同法第 3 条によれば、公的機関がその活動に際して、統治法に規定する客観性と公平性の要請を遵守しているか、基本的な自由及び権利を侵害していないかどうかを特に監視することとされている。また、第 4 条によると法律の改正等を国会又は政府に提案する権限も有する。

国会オンブズマンは、国会により 4 年の任期で選任される。国会オンブズマンの資格要件は明示的に定められていないが、通例、裁判官、弁護士、政府官房の上級職、大学教授など、法律の知識を有する専門職に従事していた者が選任される<sup>87)</sup>。現在の定員は、4 名とされ、そのうちの 1 名が首席法務オンブズマン (Chefsjustitieombudsman) を務める。首席法務オンブズマンは、組織の運営における長であり、活動の大枠を決定する権限を有する (オンブズマン法第 12 条)。

国会オンブズマンによる監視は、国及び地方レベルの行政官庁及び裁判所に及ぶが、国会、国会事務局等、国立銀行の理事等<sup>88)</sup>、政府<sup>89)</sup>、法務監察長官、地方議会には及ばない (オンブズマン法第 2 条)。

国会オンブズマンは、公務員が自らの職務における義務を履行しなかったことにより、違法行為を犯したと認めた場合には、当該公務員を訴追することができる<sup>90)</sup>。また、公務員の犯した行為が懲戒、解雇又は休職に値すると判断した場合には、当該措置を講じる権限を有する官庁に通知することができる (オンブズマン法第 6 条)。

(β) 会計検査院

会計検査院 (Riksrevisionen) は、国の機関によって行われた活動を会計的側面から監査する機関である。会計検査院は国会が選任する 1 名又は複数名の会計検査官により運営される (統治法第 13 章第 8 条第 1 項)。会計検査院は、国の機関の決算の信頼性と会計記録の正確性・合規性を検査する年次検査 (årlig revision) と、政府系企業・財団等を含む国の機関の活動を効率性及び有効性などの観点から検査する効率性検査 (effektivitetsrevision) を行う<sup>91)</sup>。

### (3) 行政

(i) 政府の形成

政府の総辞職や総選挙の結果を受けて、新しい首相を選出すべき場合には、国会議長が国会

<sup>85)</sup> Nergelius, *op.cit.*(9), s.81.

<sup>86)</sup> 1974 年統治法により、Justitieombudsmannen から Riksdagens ombudsmän に呼称が変更されたが、現在でも Justitieombudsmannen やその略称 JO が使われることが多い。Sture Bergström et al., *Juridikens termer*, 9.uppl., Malmö: Liber, 2002, s.94.

<sup>87)</sup> Conradson et al., *op.cit.*(31), s.266.

<sup>88)</sup> 国立銀行の理事等については、為替・クレジット規制法 (1992 年法令第 1602 号) の規定に基づきこれらの者が国立銀行の決定権を行使した場合には、監視対象となる (オンブズマン法第 2 条第 3 項第 3 号)。

<sup>89)</sup> 前掲注(7)参照。

<sup>90)</sup> ただし、出版の自由及び表現の自由に関する犯罪を除く。これらの犯罪については、前述のとおり (第 II 章第 1 節(3)) 法務監察長官に訴追権限がある。

<sup>91)</sup> 間柴泰治「短信：スウェーデン 2002 年統治法の改正と王国検査院の創設」『外国の立法』No.220, 2004.5, p.241. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000449\\_po\\_022017.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000449_po_022017.pdf?contentNo=1)>

内の各会派の代表者を招集し、協議の上、首相候補者1名を提案する。提案に対し、総議員の過半数が反対しない限り、当該候補者が首相に就任する（統治法第6章第4条）。したがって、スウェーデンでは、国会の絶対多数の支持を得ていない場合であっても、政府を組織することが可能となっている。このような議院内閣制を「消極的議院内閣制（negativ parlamentarism）」という<sup>92</sup>。

総議員の過半数が反対した場合には、再び国会議長が各会派の代表者と協議し、次の首相候補者を提案する。この提案が再び総議員の過半数により拒否された場合には、また同じ手続きが繰り返される。国会議長が4回提案しても、首相が決まらなかった場合には、通常総選挙が3か月以内に実施されない限り、国会は解散され、特別総選挙が実施される（統治法第6章第5条）。

首相が国会により承認された（拒否されなかった）場合には、国会議長は、国会の名の下に首相の任命文書を発行する。その後、首相は、他の大臣を任命し、国会に報告する。その後、国家元首の主宰する大臣会議において政府の交代が行われる（統治法第6章第6条）。この大臣会議では、国会議長が首相の選出手続並びに自らが行った首相候補者の提案及びこれに続く国会による承認の決定について説明し、その後、国家元首が統治法の定める手続に従って政府の交代が行われたことを確認する。ここまでの手続について、大臣会議は公開とされているが、首相が新しい政府の方針を説明する部分については非公開とされている<sup>93</sup>。

#### (ii) 政府の構成

政府は、首相と他の大臣によって構成される（統治法第6章第1条）。統治法第7章第4条によれば、閣議には少なくとも5人の大臣が出席しなければならないとされている。ここ数十年の大臣の人数は20名から25名となっている<sup>94</sup>。

政府の補佐機関として、政府官房（regeringskansliet）が置かれる。この政府官房の下に省庁（departement）が設置されている（統治法第7章第1条）。省庁は、政策の立案を行うが、政策の執行は、省庁とは分離された行政執行機関（förvaltningsmyndighet）が行う。そのため、省庁の職員数は比較的少ない<sup>95</sup>。行政執行機関の独立性は、統治法上も保障されており、いかなる公的機関も、私人又は自治体に対する公権力の行使又は法の適用に関する特定の事案について行政執行機関がどのように決定すべきかを定めてはならない（統治法第12章第2条）。すなわち、行政執行機関は、個別案件の処理に関しては、大臣を含む他の公的機関の支配を排して自律的に決定することができる<sup>96</sup>。

#### (iii) 政府の活動

政府の案件（regeringsärenden）は、閣議において決定される（統治法第7章第3条）。政府の案件は、政府提出法律案や命令に関する決定、法律の認証など、国を統治する機関として行う統治案件（styrelseärenden）と上級公務員の任命や行政執行機関の決定に対する不服申立ての審査など、国の最上級の行政機関として行う行政案件（förvaltningsärenden）に大別される<sup>97</sup>。

政府の事務の準備に当たっては、関係機関から意見を聴取しなければならない、必要な範囲内

<sup>92</sup> Nergelius, *op.cit.*(9), s.45 等を参照。

<sup>93</sup> Holmberg et al., *op.cit.*(30), s.310.

<sup>94</sup> Nergelius, *op.cit.*(9), s.48.

<sup>95</sup> 大迫 前掲注(37), p.73. 後掲注(156)も参照。

<sup>96</sup> 交告尚史『スウェーデン行政法の研究』有斐閣, 2020, pp.19-38.

<sup>97</sup> Holmberg et al., *op.cit.*(30), s. 337; “Regeringsärende.” Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/sa-styrs-sverige/sa-arbetar-regeringen-och-regeringskansliet/regeringsarende>>

で地方自治体、団体、私人からも意見を聴取しなければならない（統治法第7章第2条）。

#### (4) 司法

##### (i) 裁判所の構成

スウェーデンには、それぞれ三審制の通常裁判所及び行政裁判所が存在する。

通常裁判の第一審裁判所は、地区裁判所 (tingsrätt) であり、第二審裁判所は、高等裁判所 (hovrätt) である。最終審は最高裁判所 (Högsta domstolen) である<sup>98)</sup>。

行政裁判の第一審裁判所は、地方行政裁判所 (förvaltningsrätt) であり、第二審裁判所は、高等行政裁判所 (kammarrätt) であり、最終審は、最高行政裁判所 (Högsta förvaltningsdomstolen. 旧称 Regeringsrätten) である<sup>99)</sup>。

以上の裁判所は、統治法に明記された裁判所であるが（統治法第11章第1条第1項）、これ以外の裁判所は法律により設置される（同条第2項）。専門的な事件を扱う裁判所として、特許・市場裁判所 (Patent- och marknadsdomstolen) 及びその上級審である特許・市場上級裁判所 (Patent- och marknadsöverdomstolen)、土地・環境裁判所 (Mark- och miljödomstolen) 及びその上級審である土地・環境上級裁判所 (Mark- och miljööverdomstolen)<sup>100)</sup>、労働裁判所 (Arbetsdomstolen) などの裁判所が存在する。特許・市場上級裁判所及び土地・環境上級裁判所の裁判のうち、一定の条件を満たすものは、最高裁判所に上訴することができるが<sup>101)</sup>、労働裁判所の裁判については上訴することができない<sup>102)</sup>。

##### (ii) 裁判官の任命及び身分保障

正規の裁判官<sup>103)</sup>は、政府により任命される（統治法第11章第6条）。任命に際しては、9名の委員から成る裁判官委員会 (domarnämnden) が政府に対し、候補者を提示する。9名の委員のうち、5名は正規の裁判官又は正規の裁判官であった者、1名は弁護士、1名は裁判所以外で活動する法律家とする。残りの2名は、国会が一般国民の代表として選出する（「正規の裁判官の任命に関する法律」（2010年法令第1390号）第4条）。政府は、裁判官委員会の提示する候補者以外の者も任命してよいが、その際には事前に裁判官委員会の意見を聴かなければならない<sup>104)</sup>。

正規の裁判官は、犯罪行為を行った場合、職責の重大な怠慢があった場合若しくは怠慢を繰り返した場合、年金受給年齢に達した場合又は職務遂行能力を永続的に失った場合以外は、免

98) “Allmänna domstolar.” Sveriges Domstolar website <<https://www.domstol.se/om-sveriges-domstolar/sa-fungerar-domstolarna/allmanna-domstolar/>>

99) “Förvaltningsdomstolar.” *ibid.* <<https://www.domstol.se/om-sveriges-domstolar/sa-fungerar-domstolarna/forvaltningsdomstolar/>>

100) 環境裁判所については、オーサ・マークルンド・アンダーソン（橋高真佐美訳）「特別裁判所による環境裁判—スウェーデンの土地・環境裁判所—」『行政法研究』18号, 2017.3, pp.279-284を参照。

101) “Överklaga till Patent- och marknadsöverdomstolen.” Sveriges Domstolar website <<https://www.domstol.se/amnen/overklaga-en-dom/overklaga-till-patent--och-marknadsoverdomstolen/>>; “Överklaga till Mark- och miljööverdomstolen.” *idem* <<https://www.domstol.se/amnen/overklaga-en-dom/overklaga-till-mark--och-miljooverdomstolen/>>

102) “Om Arbetsdomstolen.” Arbetsdomstolen website <<http://www.arbetsdomstolen.se/pages/page.asp?lngID=2&lngLangID=1>>

103) スウェーデン社会では、一般に正規のポストに就かせず、任用候補者を長期間にわたって競争させるシステムが伝統的に働いているとされている。裁判官についても、憲法上の身分保障を有する正規の裁判官 (ordinarie domare) に任命されるのは平均して40歳を超えてからであり、それまでは正規の裁判官と全く同様に職務を行いながら正規の裁判官には任命されないという。萩原金美「スウェーデンにおける執行官 (kronofogde) 制度について」『手続法の理論と実践—吉川大二郎博士追悼論集— 上巻』法律文化社, 1980, p.385.

104) Strömberg och Lundell, *op.cit.*(49), s.87.

職されることがない（統治法第11章第7条）。最高裁判所又は最高行政裁判所の裁判官の職務遂行の際の犯罪行為に対する裁判は、国会オンブズマン又は法務監察長官により起訴が行われ、最高裁判所により審理される（統治法第11章第8条）。

### (iii) 違憲審査制度

統治法第11章第14条の規定に基づく裁判所による法令の違憲審査は、具体的事件に基づく事後の付随的違憲審査制度である<sup>(105)</sup>。ただし、一部の法律案に関しては、裁判所に類する機関による事前審査が行われることがある。それは、法制審議会による法律案に対する勧告的意見の提出の制度である<sup>(106)</sup>。法制審議会は、最高裁判所及び最高行政裁判所の裁判官又は元裁判官を構成員とする（統治法第8章第20条）。法制審議会の構成は法律により定められるが（同条）、この規定を受けて制定された「法制審議会に関する法律」（2003年法令第333号）では定員は定められておらず、合計で6名を超える最高裁判所及び最高行政裁判所の裁判官が同時に職務を行ってはならないとされている（同法第2条）<sup>(107)</sup>。同法第3条によれば、法制審議会は、1以上5以下の部会によって構成され、第4条によれば、各部会には3名の構成員が所属するとされている。現在は、2つの部会が設けられている<sup>(108)</sup>。人権を制限する法律や地方自治に関わる法律など統治法第8章第21条に列挙する事項に関する法律案については、原則として法制審議会の意見を聴取しなければならない。法制審議会は、基本法、他の法秩序との関係、法律案内部の整合性等の観点から（統治法第8章第22条）参考意見を述べる。法制審議会の意見は、あくまでも参考意見であり、政府又は国会はその意見に拘束されることはない<sup>(109)</sup>。

法律に対する裁判所の違憲審査権については、1964年に既に行使された事例があったが、違憲審査の根拠条文が統治法上明記されたのは、1979年のことであった。1979年の統治法の改正で追加された条文では、ある法令が基本法又はその他の上位法令に明白に違反している場合に限り当該法令を適用してはならないとされていた（スウェーデン憲法学では「明白性の要件（uppenbarhetskrav）」と呼ばれている。）が、2010年の統治法の改正により、この「明白性の要件」は削除された<sup>(110)</sup>。

なお、スウェーデンには憲法裁判所は存在せず、違憲審査権は、全ての裁判所が行行使することができる<sup>(111)</sup>。

(105) Bull och Sterzel, *op.cit.*(32), s.268.

(106) 法制審議会による事前審査の制度について比較的詳しく紹介している英文の文献として、次を参照。Bull, *op.cit.*(84)

(107) 統治法上は、構成員として最高裁判所及び最高行政裁判所の裁判官及び元裁判官しか挙げられていないが、法律上は、「法律に精通した他の者」も職務を遂行することができる（「法制審議会に関する法律」第2条）。

(108) “Om Lagrådet.” Lagrådet website <<https://www.lagradet.se/om-lagradet/>>

(109) Strömberg och Lundell, *op.cit.*(49), s.115. また、統治法に規定はないが、国会議長は、ある議案が、基本法又は国会法に違反すると判断した場合には、その議案の上程を拒否しなければならない。この判断に対し、本会議が上程すべきであると要求した場合には、国会議長はこの問題の決定について憲法委員会の意見を求めることになっている。憲法委員会が基本法又は国会法に違反しないと判断した場合には、国会議長は上程を拒否することができない（国会法第11章第7条第2項）。

(110) 違憲審査制度に関する歴史的経緯については、山岡規雄「スウェーデンにおける違憲審査制の展開」岡田信弘ほか編『憲法の基底と憲法論—思想・制度・運用—』信山社、2015, pp.967-986; Holmström, *op.cit.*(14)を参照。

(111) なお、統治法第12章第10条においては、行政執行機関又は政府も違憲審査権を行使できると規定している（後掲の翻訳の脚注(11)も参照）。この規定に基づき、政府には基本法に定める手続に反して制定された法律の認証を拒否する権限及び義務があると解されている。Nergelius, *op.cit.*(9), s.113. 小林公夫『主要国の憲法改正手続』（調査資料2014-1-a 基本情報シリーズ16）国立国会図書館調査及び立法考査局、2014, p.12. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8727475\\_po\\_201401a.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8727475_po_201401a.pdf?contentNo=1)>も参照。なお、行政執行機関は違憲審査権の行使には積極的ではないとされる。Nergelius, *ibid.*, s.256-257.

## (5) 地方自治

統治法第1章第7条は、「国に、基礎自治体及び広域自治体を置く」<sup>(112)</sup>と規定し、二種類の地方自治体の存在を保障している。具体的には、スウェーデンの地方自治体には、コミュニティ (kommun) 及びレギオン (region) の二種類がある (地方自治法 (2017年法令第725号) 第1章第1条)。コミュニティは、おおむね我が国の市町村に当たる基礎自治体である<sup>(113)</sup>。広域自治体であるレギオンは、かつてランスティング (landsting) と呼ばれていた。これらの地方自治体のほか、国の事務を地方レベルで遂行する機関として、領域的にはレギオンに対応するレーン (län) が置かれている (同法第1章第1条)。

レギオンは、1990年代末に、スコーネ (Skåne) 及びヴェストラ・イエータランド (Västra Götaland) の2地域<sup>(114)</sup>に実験的に設置された地方自治体であり、従来のランスティングの事務に加え<sup>(115)</sup>、それまでレーンが担当していた地域の長期的な発展計画の策定並びに交通及びインフラ整備の計画の事務を担うことになった<sup>(116)</sup>。スコーネ及びヴェストラ・イエータランドにおける試行の終了後、この2地域は恒久的なレギオンとして位置付けられ、その後、徐々に他のランスティングにも権限移譲が実施された。2019年1月には、全てのランスティングが廃止され、レギオンに移行した<sup>(117)</sup>。

統治法第1章第1条第2項は、「スウェーデンの民主制は、…地方自治を通じて実現される」と規定している。統治法において地方自治に関する章は、2010年の改正まで存在しなかった。2010年の改正により追加された第14章には、地方議会 (第1条)、地方自治体の課税権 (第4条)、地方自治体間の財政調整 (第5条) に関する規定のほか、地方自治に対して制限を課す場合には、目的に関して必要である範囲を超えてはならないといった原則が定められている (第3条)。

## 3 安全保障

### (1) 軍

国が武力攻撃を受けた際、防衛軍による軍事力の行使を指示することは、政府の権限である (統治法第15章第13条)。国が武力攻撃を受けた場合以外には、①国会により承認された国際的な義務を履行する場合、②軍の国外派遣・出動に関する条件を定める法律により許可されている場合、③国会が特に許可した場合に、軍の国外派遣が許される (統治法第15章第16条)。

①が想定している典型的なケースは、国連憲章第43条に従い、いわゆる国連軍へ兵力を利用させる場合である<sup>(118)</sup>。②に掲げる法律の具体例としては、平和支援活動への参加に関する法律 (「国外における任務遂行のための軍隊に関する法律」 (2003年法令第169号)) 及び平和支援活動の訓練への参加に関する法律 (「国際的な軍事協力のための枠組内での訓練に関する法律」 (1994年法令第588号))<sup>(119)</sup>などがある。③の例としては、2001年に設立されたアフガニス

(112) 原文に忠実な訳では、「地方レベル及び地域レベル (lokal och regional nivå) の自治体」となる。

(113) 『スウェーデンの地方自治』財団法人自治体国際化協会, 2004, p.4. <<http://www.clair.or.jp/forum/series/pdf/j15.pdf>>

(114) これらの地域は、複数のランスティングを統合してレギオンとなった。

(115) ランスティング及びコミュニティの事務については、伊集守直「スウェーデンにおける近年のレギオン実験」『生活経済政策』142号, 2008.11, pp.20-21を参照。

(116) Prop. 2018/19:162, s.447.

(117) “Regional utveckling.” Sveriges Kommuner och Regioner website <<https://skr.se/samhallsplaneringinfrastruktur/regionalutvecklingregionbildning.324.html>>

(118) Holmberg et al., *op.cit.* (30), s.639-640.

タンにおける国際治安支援部隊（ISAF）への参加、2011年のリビアへの軍事介入及び2013年に開始された国際連合マリ多元統合安定化ミッション（MINUSMA）への参加が挙げられる<sup>[120]</sup>。

## (2) 緊急事態

統治法は、「戦争及び戦争の危険」と題する1章（第15章）を設け、そのほとんどを緊急事態に関する規定に充てている。

後述するように、統治法では、「戦争（krig）」、「戦争の危険（krigsfara）」及びこれらにより引き起こされた「非常事態（extraordinära förhållande）」という3つの事態が規定されているが、これらに関する法令等による厳密な定義はないようであり、1974年の統治法の制定を検討した基本法準備委員会においては、どのような行為又は事件があれば「戦争状態にある」と言えるのかについて厳密に定義することは不可能とされ<sup>[121]</sup>、政府が提出した2010年の基本法改正案の提案理由書においては、これらの概念の解釈は今後も政府に委ねられるという見解がとられている<sup>[122]</sup>。

戦争状態又は戦争の危険の状態にある場合で、国会議員の大半を招集できないなど必要があるときは、戦争委員会（krigsdelegationen）が国会を代行する。戦争委員会は、委員長たる国会議長のほか50名の国会議員により構成され（国会法第13章第11条第2項）、構成員は各党派に比例して配分される<sup>[123]</sup>。戦争委員会が国会を代行するという決定は、戦争状態にある場合には、外交諮問委員会（第Ⅱ章第2節(1)参照）が行い、外交諮問委員会が集会できない場合には、政府が行う。戦争の危険の状態にある場合には、首相及び外交諮問委員会が決定を行う（統治法第15章第2条）。国会も戦争委員会も任務を遂行できない場合には、政府が国会に代わり、国の防衛及び戦争の終結のために必要な範囲で、その任務を遂行することができるが、基本法、国会法、国会選挙法の改正又は廃止は行ってはならない（統治法第15章第5条）。

戦争状態若しくは戦争の危険の状態にある場合又はそれにより引き起こされた非常事態の場合には、政府は、通常は法律事項である問題についても、法律<sup>[124]</sup>の委任に基づき命令を制定することができる（統治法第15章第6条）。また、このような事態の場合には、地方自治体における議決権は、法律で定める方法に従って行使される（同章第12条）。具体的には、「戦争又は戦争の危機等における地方自治体、行政執行機関及び裁判所における手続に関する法律」（1988年法令第97号）が制定されている。法律の題名が示すとおり、同法では、地方議会以外にも、行政執行機関、裁判所の活動に関する特例が定められている。

また、相対的権利を制限する法律の制定を遅延させる手続（前述第Ⅱ章第1節(6)(i)参照）は、戦争状態又は差し迫った戦争の危険<sup>[125]</sup>の場合には適用されない（統治法第15章第7条）<sup>[126]</sup>。

[119] 平和支援活動（fredsfrämjande verksamhet）とは、平和維持活動及び平和執行の上位概念であり、英語では peace support operations に当たるとされる。“Fredsfrämjande verksamhet.” Säkerhetspolitik.se website <<https://www.sakerhetspolitik.se/Ordlista/F/Fredsframjande-verksamhet/>>

[120] Anders Eka et al., *Regeringsformen: med kommentarer*, Stockholm: Karnov Group, 2012, s.576; *idem*, *op.cit.*(49), s.720-721.

[121] Holmberg et al., *op.cit.*(30), s.622.

[122] Prop. 2009/10:80, s.204.

[123] Holmberg et al., *op.cit.*(30), s.625.

[124] 具体的には、「処分法」（1978年法令第262号）や「配給法」（1978年法令第268号）が制定されている。

[125] 1977年に統治法における人権保障の強化を目的に設置された調査委員会が1978年に提出した報告書の中では、「差し迫った戦争の危機」とは、「実行が差し迫っていると考えられる具体的な攻撃の脅威に国がさらされている状態を第一に」指すと説明されている。SOU 1978:34, s.99. この調査委員会の提言に基づき、1979年に、人権保障の強化のための統治法の改正が行われ、その際、相対的権利を制限する法律の制定を遅延させる手続も導入された。

統治法は、戦争又は戦争の危険の場合に関しては、詳細な緊急事態条項を置いているが、国内で発生した事件等に由来する緊急事態については特に規定を置いていない。こうした場合に政府によりとられた非常措置の適否については、憲法委員会が事後的に審査することにより統制することが期待されている<sup>127)</sup>。

### Ⅲ 憲法改正手続

#### 1 総論

スウェーデンの基本法の改正は、比較的容易である<sup>128)</sup>。例外的な場合を除き、国会の特別多数決は要求されていない。ただし、国会による2回の可決が必要とされ、その間に総選挙を挟まなければならない。総選挙の時期は改正案提出から9か月以降とされている点で、選挙において国民が改正案について意見を表明する機会を与えるほか、熟慮の期間を設けるための工夫がなされていると言える<sup>129)</sup>。

#### 2 手続の詳細

スウェーデンの基本法の改正は、基本法制定の手続に従って行われる（統治法第8章第18条第2項）。

統治法第8章第14条の規定によれば、スウェーデンの基本法の制定手続は、次のとおりである。基本法は、2度の同一文言による可決により制定される。基本法案について1回目の可決が行われた場合には、同法案は未決の状態（vilande）とされ、2回目の議決に移行する。2回目の可決に移る前に、総選挙を実施しなければならない。また、改正案の提出から総選挙の間には、9か月以上の期間を置かなければならない。ただし、憲法委員会がその構成員の6分の5以上の賛成により議決した場合には、この期間より短くすることができる。

また、1回目の可決の後、10分の1以上の国会議員による動議に基づき、3分の1以上の国会議員が未決の状態でも可決された基本法案についての国民投票を要求した場合には、国民投票が実施されなければならない。国民投票は、総選挙と同時に実施され、基本法案への反対票が賛成票を上回り、かつ、反対票の数が、同時に実施された総選挙における有効投票の過半数を超えている場合には、その基本法案は、否決される（統治法第8章第16条）。国民投票で確定できるのは、基本法案の否決のみであり、国民投票で否決されなかった基本法案を、その後国会が可決するか否決するかは、国会の自由である<sup>130)</sup>。国民投票で否決されない限り、未決の基本法案については、原則として総選挙後の最初の会期において議決が行われる（国会法第11章第17条第1項）。

<sup>126)</sup> 前記のように、統治法第15章第6条の規定に従えば、戦争状態又は戦争の危険の状態にある場合には、法律の委任に基づき命令によっても相対的権利を制限できることになるが、一方、絶対的権利については、戦争状態若しくは戦争の危険の状態にある場合であっても、基本法を改正しない限り、制限することはできない。Conradson et al., *op.cit.*(31), s.276-277.

<sup>127)</sup> Strömberg och Lundell, *op.cit.*(49), s.145-146. 1972年のハイジャック事件、1973年の人質事件の際に政府がとった非常措置について、憲法委員会が審査した事例に関しては、Anna Jonsson Cornell and Janne Salminen, "Emergency laws in comparative constitutional law: the case of Sweden and Finland," *German Law Journal*, 19(2), 2018, pp.229-230を参照。

<sup>128)</sup> Nergelius, *op.cit.*(15), pp.24-25.

<sup>129)</sup> Bull och Sterzel, *op.cit.*(32), s.205.

<sup>130)</sup> Strömberg och Lundell, *op.cit.*(49), s.117.

## IV 最近の憲法的諸課題

### 1 人権保障の強化

#### (1) 判例の変化

第I章第3節(1)で述べたように、スウェーデンでは、伝統的に権力分立の原理よりも国民主権の原理が強調され、国民の代表機関である国会が制定した法律を「民主的でない」裁判所が審査することに対する抵抗感があった<sup>(131)</sup>。

しかし、こうした傾向は、1995年のスウェーデンの欧州連合への加盟及び欧州人権条約の国内法化により変化を被ることとなった。統治法には、欧州連合法と国内法の優劣関係に関する規定はないが、裁判所は様々な判決において、欧州連合法の優位を認める判断を下した。そのリーディングケースが1997年のラッサゴルド(Lassagård)判決<sup>(132)</sup>であった。この事件では、ラッサゴルド社という農業関係の民間企業による欧州委員会規則に基づく農業補助金の申請を地方の行政官庁が却下した決定に対して同社が提起した不服申立ての審査について、国内法上の根拠がないため受理することができないとする上級官庁の判断が争点となった<sup>(133)</sup>。この判決において、最高行政裁判所は、欧州連合法の国内法に対する優位を認めた上で、行政官庁の決定に対する司法審査の可能性を認めない国内法の規定<sup>(134)</sup>について、司法による救済に関する欧州連合法の一般原則に反するものと判断した。その際、最高行政裁判所は、下位法規の上位法規に対する適合性の審査に関する統治法第11章第14条には言及しなかった。2010年改正前の1997年当時の同条は、ある法規の司法審査の要件として、「明白性の要件」(第II章第2節(4)(iii)参照)を課していたが、欧州連合法との適合性の審査については、そうした要件にとらわれる必要がないことが明らかになった<sup>(135)</sup>。

この判決を含め、1995年以降、国内法が欧州連合法違反又は欧州人権条約違反と判断される判例が増加し、これに比べると件数は少ないもののスウェーデン憲法との適合性に関する違憲審査も増加傾向にあるという<sup>(136)</sup>。こうした状況を受け、現在のスウェーデン憲法は、伝統的な国民主権の重視から、「様々なアクターの間での権力の分立又は分割によって特徴付けられる状態」への過渡期にあるとの指摘もある<sup>(137)</sup>。

#### (2) 2010年の統治法改正とその効果

こうした傾向は、2010年の統治法改正にも反映され、(i)司法に関する独立の章の設置、(ii)「明白性の要件」の廃止、(iii)人権規定の拡充、(iv)法制審議会の強化といった人権保障の強化につながる改正が行われた。

##### (i) 司法に関する独立の章の設置

旧統治法下では行政と司法の最高の権限が国王に帰属するなど、スウェーデンでは、伝統的

(131) Nergelius, *op.cit.*(15), pp.123-124.

(132) RÅ 1997 ref. 65.

(133) Nergelius, *op.cit.*(15), p.125; *idem*, *op.cit.*(12), pp.173-175.

(134) 「農産物に関する欧州共同体規則に関する命令」(1994年法令第1715号)第33条

(135) Nergelius, *op.cit.*(50), p.324.

(136) Joakim Nergelius, "The Kingdom of Sweden: Introductory note," Rüdiger Wolfrum et al., eds., *Constitutions of the countries of the world*, New York: Oceana, 2013, p.32.

(137) Nergelius, *op.cit.*(50), p.323. Wiklund, *op.cit.*(13), p.168もスウェーデンの欧州連合加盟後、人権に関する憲法上の関心が高まったことを指摘している。

に行政と司法は緊密な関係にあるとされてきた<sup>138)</sup>。現行の統治法の制定（1974年）の際も、行政と司法を実質的に区別することは困難であるとの理由から、両者を同一の章で規定することとなった<sup>139)</sup>。しかし、近年の法改正により、従来行政機関が審査してきた事件を裁判所の審査に委ねるケースが増えたこと、欧州法の重要性の拡大に伴い、裁判所の果たす役割が重視されてきたことにより、司法に関する章を独立させるのが適当であるとの判断に至った<sup>140)</sup>。

(ii) 「明白性の要件」の廃止

ある法令が基本法又はその他の上位法令に明白に違反している場合には当該法令を適用してはならないと規定していた旧第11章第14条から、「明白に」という文言が削除され、裁判所は、明白でない違反であっても違憲判断を下すことが可能となった。上記第IV章第1節(1)で述べたように、裁判所は、欧州連合法の適用に際して、「明白性の要件」とらわれずに国内法の欧州連合法違反の判断を下すようになり、「明白性の要件」が形骸化されたことが改正の1つの要因であった。

(iii) 人権規定の拡充

基本的な自由及び権利について規定する統治法第2章における2010年の改正は多岐にわたるが、その主なものとしては、①差別禁止事由への性的指向の追加、②迅速な裁判の保障、③財産の収用等に伴う損失に対する完全な補償の保障、④プライバシー保護の強化、⑤研究の自由の追加を挙げることができる。

(iv) 法制審議会の強化

第II章第2節(4)(iii)で述べたとおり、法制審議会とは、法律案の合憲性等の事前審査を行う機関である。2010年の改正により、一定の法律案については、法制審議会の意見の聴取が義務付けられることになった。また、改正前は「私人にとって、又は公共の観点から重要である法律」案に限り意見を聴取するという限定が付されていたが、改正によりこうした限定が撤廃された<sup>141)</sup>。

(v) 改正後の状況

かつては、立法の際の調査委員会（前述第II章第2節(2)(iii)(a)参照）において、ある立法が国民の権利侵害に当たるかという点に関する検討がそれほど大きな論点とはならなかった傾向があり、裁判所も権利侵害の訴えにあまり深い関心を払わない傾向があったが、2010年の改正以降は、もはやこのような事情は見られなくなったとの指摘もある<sup>142)</sup>。

## 2 その他の統治機構改革

### (1) 2000年代の憲法改正提言

前節では人権保障との関連で裁判所に関する憲法改正の一端を概観したが、その他の統治機構に関する改正論も一部にはある。2000年代には、我が国の経済同友会と提携関係にもある<sup>143)</sup>

<sup>138)</sup> Prop. 2009/10:80, s.119. 前掲注<sup>14)</sup>も参照。

<sup>139)</sup> 萩原金美『スウェーデンの司法』弘文堂, 1986, pp.4-5.

<sup>140)</sup> Prop. 2009/10:80, s.119. Ulf Bernitz, "Sweden and the European Union: on Sweden's implementation and application of European law," *Common Market Law Review*, 38(4), 2001, p.923 も欧州連合加盟によって司法の重要性が高まったことを指摘している。

<sup>141)</sup> 法制審議会に関するもののほか、違憲審査に関する2010年の統治法の改正については、山岡 前掲注<sup>110)</sup>, pp.979-985 も参照。

<sup>142)</sup> Karin Åhman, *Grundläggande rättigheter och juridisk metod: RF 2 kap., Europakonventionen och EU:s stadga och deras tillämpning*, 2.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2019, s.17.

スウェーデンのシンクタンクのビジネス政策研究センター（Studieförbundet Näringsliv och Samhälle. 以下「SNS」という。）の民主主義評議会という団体や、スウェーデンの代表的な憲法学者のヨアキム・ネルゲリウス（Joakim Nergelius）教授がメンバーとなっていた「民主主義と立憲主義」という団体が、憲法の大規模な見直しの提案を行った。

これらの団体は、選挙制度の見直し、二院制への移行、国民投票制度の拡充、憲法の硬硬度を高める方向への憲法改正手続の見直しなど抜本的な憲法改正の提案を行った<sup>[144]</sup>。しかし、こうした大規模な憲法改正の提言は、実務レベルの支持が得られていない上<sup>[145]</sup>、提言の時期も古く、その内容は既に別稿<sup>[146]</sup>で紹介しているため、本稿では、近年、SNSがスウェーデンの民主主義の現状を分析した報告書<sup>[147]</sup>のうち、憲法に関わる論点を紹介することとする。

## (2) SNSによる2017年の民主主義に関する報告書

### (i) SNSが指摘する問題点

SNSが2017年に発表した民主主義の現状に関する報告書では、近年のスウェーデンの民主主義の問題点として、国会に議席を有する政党数の増加と政党の構図の変化により政府の形成の難易度が上がったことが指摘されている。

2018年の選挙を経た現在の国会では、8つの政党が議席を有している。近年では、伝統的な左派対右派という構図に環境問題や移民問題といった新たな次元の問題が加わり、左右の対立軸が以前ほど明確でなくなった。特に重要だったのが、スウェーデン民主党が初めて国会に議席を得た2010年の選挙であった。スウェーデン民主党は、移民批判を掲げる右翼ポピュリスト政党とも言われるが、福祉国家を擁護するなど、単純に伝統的な意味での「右翼」に分類され得ない側面も有する<sup>[148]</sup>。また、有権者の評価では、経済問題に関しては中道政党とみなされているともいう<sup>[149]</sup>。

スウェーデン民主党は、従来の社会民主党を中心とする左派ブロック、保守党を中心とする右派ブロックのいずれからも連立相手としては排除されていたため、スウェーデン民主党が第3党に躍進した2018年の選挙後、連立政権の樹立が困難を極めることとなった。結果として、選挙から4か月後の2019年1月によりやく社会民主党と環境党の少数派政府が成立した。SNSの報告書は、2018年の選挙前に公表されたものであるが、同報告書が指摘した政府の形

[143] 「【国際提携・協力・交流団体】 経済同友会ウェブサイト <[https://www.doyukai.or.jp/about/pdf/3-9kakuti\\_kokusaitteikei.pdf](https://www.doyukai.or.jp/about/pdf/3-9kakuti_kokusaitteikei.pdf)>

[144] Olof Petersson et al., *Demokratirådets rapport 2004*, Stockholm: SNS Förlag, 2004; Berggren et al., *op.cit.*(9) これ以外にも、近年スウェーデンの有力な法律雑誌に掲載された二院制導入を主張する論稿として、Göran Lysén, “Riksdagens första kammare: såsom barnet med badvattnet? Eller bara en ny sådan för moderna tider?” *Svensk Juristtidning*, 2019, s.773-779 を参照。

[145] マグヌス・イースベリ (Magnus Isberg) 元憲法委員会事務局長は、「非常に稀有であるが専門家で二院制論者がいる」と述べており、二院制論が極めて例外的であることを示唆している。『衆議院副議長スウェーデン及びフランス訪問議員団報告書』前掲注(65), p.30. 2010年の統治法改正につながる検討を行った基本法調査委員会では、選挙制度や国民投票制度の見直しも論点として挙げたが、その最終報告書では現行の制度を根本的に見直すような提言は行われなかった。

[146] 山岡規雄「スウェーデンにおける憲法改革提言—2つの学者グループが提案する政治不信の拡大への対処策—」『レファレンス』757号, 2014.2, pp.25-42. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8426050\\_po\\_075702.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8426050_po_075702.pdf?contentNo=1)>

[147] Johannes Lindvall et al., *Samverkan och strid i den parlamentariska demokratin*, Stockholm: SNS Förlag, 2017.

[148] 渡辺博明「スウェーデンにおける「再国民化」と民主政治のジレンマ」高橋進・石田徹編『「再国民化」に揺らぐヨーロッパ—新たなナショナリズムの隆盛と移民排斥のゆくえ—』（龍谷大学社会科学研究所叢書 第110巻）法律文化社, 2016, p.215.

[149] Lindvall et al., *op.cit.*(147), Kapitel 2.

成の困難という問題を浮き彫りにする出来事であった。

SNS は、こうした問題の解決策として、2つの方策を用意した。1つは、①多数派政府の形成を容易にするための方策であり、いま1つは②少数派政府の形成を容易にするための方策である<sup>150)</sup>。

スウェーデンでは、初めて完全に民主化された選挙が実施された1921年から現在までの約100年のうち、4分の3以上の時期、少数派政府によって統治されてきた。こうした歴史から、当面、少数派政府が多く誕生する可能性が大きいと、SNSの推奨する方策は、②の方であり、②の方策が機能しなかった場合に、①を検討するといった二段構えの提言を行っている。

(ii) 多数派政府の形成を容易にするための方策

SNSによれば、多数派政府の形成を容易にする最も急進的な改革は、小選挙区制への移行である。その他、4%という現行の阻止条項を更に引き上げること、選挙で第1党となった政党にボーナス議席を付与することといった改革も同様の効果をもたらすとされている。

一方で、SNSは、小選挙区制は比例代表制よりも社会の意見の多様性を反映できず、国会での多数派の決定と有権者内の多数意見とのずれが生じ得るという小選挙区制の欠点としてしばしば指摘される問題点も考慮し、小選挙区制への移行は政府形成を容易にするとはいえ、高い代償を払うことになるとの評価を下している。

(iii) 少数派政府が安定的に政治を行う環境を整えるための方策

SNSが提言するのは、直接的に少数派政府の形成を容易にするための方策ではなく、少数派政府が安定的に政治を行う環境を整えるための方策である。より具体的に言うと、野党の立場を強化することによって、少数派政府の形成に際して野党が反対票をなるべく投じないような状況を作ることである（第Ⅱ章第2節(3)(i)で述べたとおり、スウェーデンでは「消極的議院内閣制」が採用されているため、反対票が過半数を占めない限り、政府の形成は可能である。）。そのためにSNSが提言する方策は、①国会の勢力図を反映させた調査委員会の構成、②予算及び欧州連合政策に対する政府の権限の制限、③政府官房の強化の見直しの3つである。

(a) 国会の勢力図を反映させた調査委員会の構成

第Ⅱ章第2節(2)(iii)(a)で述べたとおり、スウェーデンでは、政府提出の法律案の作成に際し、法律案の作成に必要な情報を収集し、分析する調査委員会を政府が設置するのが通例である。1980年代以降、専門家によって構成される調査委員会が増加し、立法における政府の影響力が強化されているという。SNSは、この傾向を改め、調査委員会の構成を国会の勢力図を反映させたものとし、野党の意見も取り入れることを提言している。

(b) 予算及び欧州連合政策に対する政府の権限の制限

1990年代以降、予算制度の改革及びスウェーデンの欧州連合への加盟により、予算及び欧州問題に関する政府の権限が強化された。

予算制度の改革前は、予算に関する国会の議決は、個々の歳出項目ごとに行われていたため<sup>151)</sup>、政党による利益誘導が国家予算に反映されやすく、計画性のない予算の膨張につながりがちであった<sup>152)</sup>。1990年のバブル経済の崩壊に伴う経済危機を契機に、財政再建と同時に予算制度の改革も実施され、国会が予算全体について一括して議決する現行の制度に改められ

<sup>150)</sup> *ibid.*, Sammanfattning och Kapitel 6.

<sup>151)</sup> Fredrik Sterzel, *Finansmakten i förfatningen*, Uppsala: Iustus Förlag, 2013, s.33.

<sup>152)</sup> Bergman and Bolin, *op.cit.*(14), p.266.

た<sup>(153)</sup>。現行の制度は、経済危機の解決策としては合理的であったものの、改革前に比べると国会が個々の支出に対する反対の意思を示しにくくするものであるため、国民主権を制限する非民主的な制度であるとの批判もある<sup>(154)</sup>。SNSは、具体的な方向性を示していないものの、スウェーデンの現在の政治状況に見合った予算制度の見直しを求めている。

欧州連合に関しては、「政府は、欧州連合における協力の枠組み内で生じている事柄について、国会に対して継続的に情報提供し、及び国会が設置する機関と協議しなければならない」という統治法第10章第10条の規定を受けて、国会に欧州連合諮問委員会（EU-nämnden）が設置されているが<sup>(155)</sup>、SNSは、この委員会の活用を提言している。

### (c) 政府官房の強化の見直し

1980年代前半と比べると、現在では政府官房の職員数は、50パーセント以上増加した上に、政権党は省庁に多くの政治任用の職員を送り込むことが可能になったとされる<sup>(156)</sup>。SNSは、このような政府の権限の強化により、政党は、国会内で建設的な協働を行うことよりも、政権奪取のための闘争を優先するようになったと指摘し、その見直しを提言している。

## 3 基本法改正に関する新たな調査委員会の設置

### (1) 調査委員会の構成等

前節では民間団体による構造的な憲法改正の提言を検討したが、政府の側でも、基本法改正手続の見直し、裁判所・裁判官の独立の強化、結社の自由の制限といった比較的広範な論点について基本法を見直す調査委員会を設置するといった基本法改正の動きを見せているため、最後にこの調査委員会の任務について紹介することによって本稿を閉じることにしたい。

2020年2月に設置されたこの調査委員会は、委員長を含め、13名の委員によって構成され、委員長はアンデシュ・エーカ（Anders Eka）最高裁判所裁判官が務める。その他の委員は主に国会議員によって占められる。結社の自由に関する調査の期限は2021年3月15日、その他の調査の期限は2023年2月15日となっている。

### (2) 調査委員会の任務

政府が調査委員会を設置する際には、調査内容を方向付ける指針（direktiv）が示されるの

(153) 1990年代の予算制度改革については、田中秀明『財政規律と予算制度改革—なぜ日本は財政再建に失敗しているか—』日本評論社、2011、pp.252-266を参照。

(154) Nergelius, *op.cit.*(15), p.53; Ingvar Mattson, “Finansmakten,” Ingvar Mattson och Olof Petersson, red., *Svensk författningsspolitik*, 4.uppl., Lund: Studentlitteratur, 2016, s.245.

(155) 政府は、欧州連合理事会又は欧州理事会への出席に際し、事前に欧州連合諮問委員会と協議する。協議後、政府は、同委員会から委任（mandat）を受ける。政府は、この委任に法的に拘束されることはないが、国会の憲法委員会によると、委任に従わない場合には、十分な理由がなければならないとされる。“Så arbetar EU-nämnden.” Sveriges Riksdag website <<https://www.riksdagen.se/sv/sa-funkar-riksdagen/arbetet-i-riksdagen/sa-arbetar-eu-namnden/>>

(156) 政府官房の職員数及び政治任用の職員数の推移については、2019/20:KU10, s.15-18を参照。統治法第12章第5条第2項は、国家公務員の雇用に関し、「功績及び能力等の客観的根拠のみを考慮しなければならない」と規定している。1994年から2006年までの社会民主党政権時には、野党側から、行政執行機関等の長の任命の際に政権党が不当な権力行使を行っているとの批判がなされたが、この問題を審査した国会の憲法委員会は、「任用に際し功績及び能力等の客観的根拠のみが適用されている限り、政治的なバックグラウンドを持っていることが理由となり任用が無効になることはない」（2005/06:KU10, s.50）との見解を示した。Carl Dahlström and Birgitta Niklasson, “The political background of agency heads in Sweden: trends and explanations, 1960-2010,” *QoG Working Paper Series* 2011:19, 2012.2, pp.7-8. <[https://www.gu.se/sites/default/files/2020-05/2011\\_19\\_Dahlstrom\\_Niklasson.pdf](https://www.gu.se/sites/default/files/2020-05/2011_19_Dahlstrom_Niklasson.pdf)> 政権交代のあった2006年以降の穏健党等の右派政権の下でも、野党の社会民主党は政府による政治任用の妥当性の問題を追及した（Interpellation 2011/12:430）。Ylva Norén Bretzer, *Sveriges politiska system*, 2.uppl., Lund: Studentlitteratur, 2014, s.146-148.

が通例である<sup>(157)</sup>。今回の調査委員会に関する指針<sup>(158)</sup>によれば、調査委員会の調査対象として、①基本法改正手続、②裁判所・裁判官の独立の強化、③結社の自由の制限の3つが挙げられている。

(i) 基本法改正手続

指針によると、「民主主義は、ある一定の前提条件の下では、ゲームのルールが即座に変更され、国民による統治のための基盤が危殆に瀕するといった試練にさらされる可能性がある。我々の周りの最近の一部の国の情勢は、スウェーデンの民主主義の基本構造に対して強固な保障を与えることが重要であることを示すものである。したがって、基本法の改正の手続が、民主主義の保護を確保するために強化される必要があるかどうかを分析する根拠がある。」とされ、①諸外国の憲法改正手続の国際比較を行う、②基本法改正について国会の特別多数決を導入すべきかどうかを検討する、③国会における基本法改正の議決の際に、特別の定足数を導入すべきかどうかを検討する、④基本法の改正に関する国会の2回の議決の間に行われる選挙は、通常選挙に限定すべきかどうかを検討する、⑤必要な基本法改正を提案する、といった任務が付与されている。

現行の基本法改正手続は、第三章で詳述したものを簡便に述べると、国会議員の選挙を挟んだ2回の国会の議決というものであるが、その際、国会の議決には特別の出席定足数及び議決定足数は課されていない。また、国会議員の選挙については、特に限定がなく、通常選挙でも特別選挙（解散による任期満了前の選挙）でもよいことになっている。したがって、政府の指針は、総じて憲法改正手続の厳格化の必要性があるかという観点からの見直しを要求しているものと解することができる。

(ii) 裁判所・裁判官の独立の強化

指針によると、「独立した裁判制度は、民主的な社会の基礎の一部」であり、「裁判所が独立しており、例えば政治的な影響のリスクが一切ないことについて、一般公衆の信頼が存在することが重要である」とされる。また、指針によると、今日のスウェーデンにおいて裁判所・裁判官の独立はうまく機能しているが、「近年、欧州の一部では、最高裁判所及び中央の裁判所行政の独立を制限する措置が実現している。このような背景から、スウェーデンの裁判所及び裁判官の独立を長期的に強化する必要があるかどうかを分析する理由がある。」とされ、①最高裁判所裁判官及び最高行政裁判所裁判官の定数及び定年、②最高裁判所及び最高行政裁判所による特別の合同審査、③司法行政庁（Domstolsverket）の組織、運営及び役割の3点が検討課題であるとされている。

①については、ポーランドにおける最高裁判所裁判官の定年の引下げに関する法律改正が、欧州連合裁判所により裁判官の不罷免の原則に反すると判断された事例<sup>(159)</sup>を引きつつ、スウェーデンにおいても基本法で定年を規定することにより、通常法律による改正を防ぐ措置が必要であるかどうかを検討する必要性が指摘されている。裁判官の定数を基本法において定めることについては、法律改正による定数増により政府が自らに忠実な裁判官を任命し、裁判官の構成に影響力を行使するといった弊害を防ぐ効果があるとされている。

(157) 福本 前掲注(72), p.3.

(158) Dir. 2020:11 Förstärkt skydd för demokratin och domstolarnas oberoende <<https://www.regeringen.se/4915d2/contentassets/2399f42ba83d48f4ad2e5ebb3ddb0e21/forstarkt-skydd-for-demokratin-och-domstolarnas-oberoende-dir-2020-11.pdf>>

(159) 2019年6月24日判決 C-619/18, EU:C:2019:531.

②は、基本法、欧州連合法又は欧州人権条約の解釈といった案件について、最高裁判所及び最高行政裁判所の裁判官の混成による特別の合同審査を可能とするような法改正の必要がないかという論点である。

③は、スウェーデンにおいては政府に属する機関である司法行政庁が、裁判官の報酬の決定や裁判所の予算配分など司法行政を担当しているが、他の欧州諸国のように、主として裁判官によって構成される特別機関にこのような業務を担当させることによって、司法の独立を強化する必要があるのではないかという論点である。

### (iii) 結社の自由の制限

2019年に、政府は、テロリストの組織への参加に対し刑事罰を科する法律案の原案の審査を法制審議会に要求した<sup>(160)</sup>が、法制審議会の多数意見は、そのような制限が統治法の保障する結社の自由と抵触する可能性を指摘した。統治法は、第2章第1条第1項第5号において結社の自由を保障し、その制限の事由について同章第24条第2項で規定している。その規定によると、「結社の自由は、その活動が軍事的なもの若しくはこれに類する性格を有するものである団体又は種族的な出身、皮膚の色若しくはその他のこれらに類する事情を理由とした民族集団の迫害を目的とする団体に関する場合には、これを制限することができる」とされる。法制審議会によると、テロリストの組織<sup>(161)</sup>は、必ずしも軍事的な団体あるいはそれに類するものとは限らず、また、民族集団の迫害を目的とする団体とも限らないため、包括的にそれへの参加を禁ずることは、統治法の規定と抵触する可能性を指摘したのである<sup>(162)</sup>。

これを受けて、政府は、指針により、あらゆるテロリストの組織への参加を犯罪化することを可能にするための統治法第2章第24条第2項の改正の必要性の検討を調査委員会に指示した。

## おわりに

スウェーデンにおいては、憲法の最高法規としての性格があまり強く意識されておらず、憲法とは実際に適用されている政治のルールを書き表した文書にすぎないという意識が強かったと複数のスウェーデンの識者が指摘している<sup>(163)</sup>。一方、日本においては、憲法典自身、第10章において憲法の最高法規性を強調しているほか、多くの解説書において、憲法の特質として最高法規性が掲げられている。

このように、ある意味で対照的な両国ではあるが、第IV章で述べた憲法的課題の一部は、我が国においても参考になる論点である。同章第1節で示したように、スウェーデンにおいては、裁判所による人権保障の強化が課題とされている。我が国においても、違憲審査の活性化の要否が議論されており、スウェーデンにおける取組も参考になるであろう。同章第2節で紹介し

(160) 統治法第8章に規定する法制審議会への諮問の対象は、法律案 (lagförslag) であるが、法律案として作成される前の原案 (utkast till lag) について法制審議会の意見を聴くこともある。これを法制審議会レミス (Lagrådsremiss) と呼んでいる。“Lagrådsremiss.” Regeringskansliet website <<https://www.regeringen.se/rattsliga-dokument/lagradsremiss/>> 一般的なレミス手続については、前掲注(74)を参照。

(161) 法律の原案の定義によれば、「特に重大な犯罪を行う者又は当該犯罪の着手、予備若しくは陰謀に責任を負う者の団体」とされる。この定義は、2020年に改正された「テロリストの犯罪及びその他の特に重大な犯罪を目的とする公然の扇動、勧誘及び訓練に対する刑罰に関する法律」(2010年法令第299号)第2a条に規定されている。

(162) Prop. 2019/20:36, s.14-17.

(163) Nergelius, *op.cit.*(15), p.21; Petersson et al., *op.cit.*(144), s.45.

た SNS の提言は、スウェーデンに固有な政治現象への対策ではあるが、政府の権限強化の見直しという論点は、我が国の一部でも主張されている内閣の権限強化に対抗する統制力の強化の必要性の議論<sup>(164)</sup>に通じるところがある。

また、第 IV 章第 3 節で述べた調査委員会は、憲法裁判所による国会制定法に対する違憲判決に対抗するために、違憲とされた法律の内容を憲法規定化する憲法改正を行うハンガリー<sup>(165)</sup>や、法律改正等により裁判所への政府の影響力強化を目指すポーランド<sup>(166)</sup>など、一部東欧諸国における法の支配の危機を意識して設置されたとも言える。スウェーデン国内では、まだ現実的な脅威となっていないにもかかわらず<sup>(167)</sup>、憲法上の対策の要否を検討する点において、法の支配の擁護に対するスウェーデン政府の強い姿勢を読み取ることができる。法の支配とそれを支える中核である裁判所の役割は、我が国においても重要視されており<sup>(168)</sup>、スウェーデンにおいて、調査委員会がどのような判断を行うのか、今後の動向が注目されるところである。

(164) 例えば、曾我部真裕「憲法論議に求められる二つのバランス論」『中央公論』133 巻 5 号, 2019.5, pp.66-73.

(165) 山岡規雄『各国憲法集(10)ハンガリー憲法』(調査資料 2015-1-b 基本情報シリーズ 21) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2016, pp.26-30. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9906764\\_po\\_201501b.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9906764_po_201501b.pdf?contentNo=1)>

(166) 小森田秋夫「ポーランドにおける「法の支配」の危機と欧州連合」日本 EU 学会編『ポピュリズムとリージョナル・アクターとしての EU』(日本 EU 学会年報 第 39 号) 有斐閣, 2019, pp.44-75.

(167) ただし、2019 年の欧州議会選挙の選挙戦において、社会民主党は、「スウェーデン国内とヨーロッパの双方で気候変動、女性の権利、法治国家、報道の自由を脅かしている極右に立ち向かうことを主張した」とされており、国内における危機の意識がないわけではない。五月女律子「スウェーデンにおける 2019 年欧州議会選挙」『Kobe city university of foreign studies working paper series』60 号, 2019.10.10, p.3. <<http://id.nii.ac.jp/1085/00002292>>

(168) 例えば、佐藤幸治『日本国憲法論 第 2 版』成文堂, 2020, p.679.

## スウェーデン憲法翻訳の出典と凡例

## 〈出典〉

以下に掲げる翻訳は、スウェーデン国会のウェブサイトに掲載されている2020年7月現在の4つの基本法のテキストに基づいて行ったものである。URLは次のとおりである。

## ・ 統治法

<[https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/kungorelse-1974152-om-beslutad-ny-regeringsform\\_sfs-1974-152](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/kungorelse-1974152-om-beslutad-ny-regeringsform_sfs-1974-152)>

## ・ 王位継承法

<[https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/successionsordning-18100926\\_sfs-1810-0926](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/successionsordning-18100926_sfs-1810-0926)>

## ・ 出版の自由に関する法律

<[https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/tryckfrihetsforordning-1949105\\_sfs-1949-105](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/tryckfrihetsforordning-1949105_sfs-1949-105)>

## ・ 表現の自由に関する基本法

<[https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/ytrandefrihetsgrundlag-19911469\\_sfs-1991-1469](https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/ytrandefrihetsgrundlag-19911469_sfs-1991-1469)>

## 〈凡例〉

本文中、丸数字で表した項番号及び [ ] は、訳者が補ったものである。できる限り原文に忠実に翻訳したが、原意を損なわない範囲で、原文にはない丸括弧を使用する等の変更を加えた箇所もある。

脚注は、訳者が付したものである。

議決された新たな統治法に関する命令 [統治法] (1974 年法令第 152 号)

Kungörelse (1974:152) om beslutad ny regeringsform

## 第 1 章 国家体制の原則

### 第 1 条

- ① スウェーデンにおける全ての公権力は、国民に由来する。
- ② スウェーデンの民主制は、自由な意見形成並びに普通選挙権及び平等な選挙権を基礎とする。スウェーデンの民主制は、代議制及び議会制の国家体制並びに地方自治を通じて実現される。
- ③ 公権力は、法律に基づき行使される。

### 第 2 条

- ① 公権力は、全ての人の平等な価値並びに個人の自由及び尊厳を尊重して行使しなければならない。
- ② 個人の個人的、経済的及び文化的な幸福は、公的な活動の基本的な目標とする。公的機関<sup>(1)</sup>は、特に、労働、住居及び教育に対する権利を保障し、並びに社会サービス、社会保障及び健康に対する良好な条件 [の整備] に努めなければならない。
- ③ 公的機関は、現在及び将来の世代のために良好な環境をもたらす持続可能な発展を促進しなければならない。
- ④ 公的機関は、社会の全ての分野において、民主主義の理念が指導的であるように努め、並びに個人の私生活及び家庭生活を保護しなければならない。
- ⑤ 公的機関は、全ての人々が社会における参加及び平等を達成することができるように努め、並びに児童の権利が保護されるように努めなければならない。公的機関は、性別、皮膚の色、民族的若しくは種族的な出身、言語的若しくは宗教的な帰属、障害、性的指向、年齢又は個人に関係するその他の事情を理由とする、人に対する差別を阻止しなければならない。
- ⑥ サーミ人並びに種族的、言語的及び宗教的な少数派が、自らの文化的及び社会的な生活を維持し、並びに発展させる機会を、促進されなければならない。

### 第 3 条

統治法、王位継承法、出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する基本法は、国の基本法である。

### 第 4 条

- ① 国会は、国民の最高の代表機関である。
- ② 国会は、法律を制定し、国税について議決し、及び国の資金の使用方法について決定する。国会は、国の統治及び行政を監視する。

(1) 「公的機関 (det allmänna)」とは、全ての国及び地方自治体の機関を指す。「公的機関」は「議決を行う政治的会議 (beslutande politiska församling)」、すなわち、「国会 (Riksdag)」及び「地方議会」(beslutande kommunal församling。具体的にはコミューン議会 (kommunfullmäktige) 及びレギオン議会 (regionfullmäktige)) と「官庁 (myndighet)」、すなわち、「政府 (regering)」、「裁判所 (domstol)」及び「行政執行機関 (förvaltningsmyndighet)」に分かれる。Wiweka Warnling Conradson et al., *Statsrättens grunder*, 6.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2018, s.25-26。「政府」及び「行政執行機関」については、それぞれ、本資料の解説の p.3 の脚注(7)及び p.17 を参照されたい。「官庁」については、出版の自由に関する法律第 2 章第 5 条に特則があるので、注意されたい。

**第5条**

王位継承法に従いスウェーデンの王位を保有する国王又は女王は、国の国家元首である。

**第6条**

政府は、国を統治する。政府は、国会に対し責任を負う。

**第7条**

国に、基礎自治体及び広域自治体を置く。

**第8条**

司法について裁判所を置き、行政について国及び地方の行政執行機関を置く。

**第9条**

裁判所及び行政執行機関並びに他の行政上の任務を遂行する機関は、その活動において、全ての人の法の前の平等を考慮し、並びに客観性及び公平性に配慮しなければならない。

**第10条**

スウェーデンは、欧州連合の加盟国である。スウェーデンは、国際連合及び欧州評議会の枠組み並びにその他の関係においても、国際協力に参加する。

**第2章 基本的な自由及び権利****意見の自由****第1条**

① 全ての人は、公的機関との関係で、次に掲げる自由を保障される。

1. 表現の自由：発言、刊行物若しくは図画において、又はその他の方法により、情報を伝え、並びに思想、見解及び感情を表現する自由
2. 情報の自由：情報を獲得し、及び受け取る自由並びにその他、他者の表現にアクセスする自由
3. 集会の自由：情報、意見の表明若しくはこれらに類するその他の目的のため、又は芸術的な作品の発表のために集まりを組織し、及び集まりに参加する自由
4. 示威運動の自由：公共の場所において、示威運動を起こし、及び示威運動に参加する自由
5. 結社の自由：公的又は私的な目的のために、他者と団結する自由
6. 宗教の自由：単独で、又は他者ととも自らの宗教を実践する自由

② 出版の自由並びにラジオ、テレビ及びこれらに類する送信、データベースから行われる公演並びに映画、ビデオ記録、音声記録及びその他の技術的記録における同様の表現の自由に関しては、出版の自由に関する法律及び表現の自由に関する基本法を適用する。

③ 出版の自由に関する法律においては、公文書にアクセスする権利についても定める。

**第2条**

全ての人は、公的機関により、政治的、宗教的若しくは文化的な観点又はその他の同種の観点において、自らの見解を明らかにするよう強制されてはならない。また、全ての人は、意見形成のための集まり、示威運動若しくはその他の意見表明行為に参加すること又は政治団体、宗教団体又は第1文に規定する見解のためのその他の団体に加入することを強制されてはならない。

### 第3条

いかなるスウェーデン国民も、同意なしに、その政治的見解のみを根拠として、公的な記録に記載されてはならない。

### 身体の不可侵性及び移動の自由

#### 第4条

死刑は、行われてはならない。

#### 第5条

全ての人は、身体刑から保護される。また、何人も、供述を強要し、又は妨害する目的で拷問にかけられ、又は医学的に侵害されてはならない。

#### 第6条

- ① 全ての人は、第4条及び第5条に規定する場合とは別の場合であっても、公的機関による強制的な身体上の侵害から保護される。さらに、全ての人は、身体検査、家宅搜索及びこれらに類する侵害並びに信書又はその他の内密な送付物の検査及び電話による会話又はその他の内密な通信の盗聴又は録音から保護される。
- ② 第1項の規定に加え、全ての人は、公的機関による個人のプライバシーへの重大な侵害が、本人の同意なく行われ、かつ、個人の私的事実の監視又は調査を伴う場合には、当該侵害から保護される。

#### 第7条

- ① いかなるスウェーデン国民も、国外に追放されてはならず、又は入国することを妨げられてはならない。
- ② 国内に居住しているスウェーデン国民又はかつて居住していたスウェーデン国民は全て、国籍を剥奪されてはならない。ただし、18歳未満の児童が両親又はいずれかの親と同一の国籍を有しなければならないことを規定することができる。

#### 第8条

全ての人は、公的機関による自由の剥奪から保護される。このほか、スウェーデン国民には、国内を移動し、及び出国する自由も保障される。

### 法的保障

#### 第9条

- ① 裁判所以外の官庁<sup>(2)</sup>が、犯罪又は犯罪の疑いにより個人の自由を剥奪した場合には、自由を剥奪された者は、不当な遅延を伴わずに、その自由の剥奪を裁判所の審査に服さしめることができるものとする。ただし、他国の判決により科された自由刑の執行[の責任]がスウェーデンに移っていることが問題となっている場合には、この限りでない。
- ② 第1項に規定する理由とは別の理由により、強制的に拘束された者は、不当な遅延を伴わず、その拘束を裁判所の審査に服さしめることができるものとする。この場合、その構成が法律により定められ、かつ、その長が正規の裁判官<sup>(3)</sup>又はかつて正規の裁判官であった者である委員会の審査を裁判所による審査とみなす。

---

(2) 前掲注(1)参照。

- ③ [第1項又は第2項に規定する] 審査が、第1項又は第2項の規定に基づいて管轄権を有する官庁に付託されなかった場合には、当該審査は、通常裁判所によって行われなければならない。

#### 第10条

- ① 何人も、行為が実行された時に、当該行為に対し刑事制裁が科されると定められていなかった場合には、当該行為を理由として刑罰又はその他の刑事制裁を科されてはならない。また、何人も、行為が実行された時に定められていたものよりも重い刑事制裁を当該行為について科されてはならない。刑事制裁に関するこの規定は、没収及びその他の特別の犯罪の法律効果についても適用される。
- ② 税又は国の公課は、税及び公課を納める義務をもたらす事情が生じた時に施行されていた規定により課されるものよりも、広範囲に課されてはならない。ただし、国会が特別の理由が存在すると認める場合において、政府又は国会の委員会が国会に対して提案を行っていたときは、当該事情が生じたときに法律が施行されていなかった場合であっても、当該法律は、税又は国の公課を課すると定めることができる。このような提案を行う見込みであることについて政府が国会に文書により通知することは、提案を行ったこととみなされる。さらに、国会は、戦争、戦争の危険又は重大な経済危機の関連で、特別な理由により必要とされると認める場合には、第1文の規定に対する例外を規定することができる。

#### 第11条

- ① 既に行われた行為及び特定の紛争又はその他の特定の事件について裁判所を設置してはならない。
- ② 訴訟手続は、公正に、かつ、合理的な時間内に実施されなければならない。裁判所における対審は、公開とする。

### 差別からの保護

#### 第12条

法律又はその他の法令は、種族的な出身、皮膚の色若しくはその他これらに類する事情又は性的指向の観点から少数派に属することを理由とする不当な取扱いを定めてはならない。

#### 第13条

法律又はその他の法令は、男性と女性の間と同権を実現するための取組の一部を形成している場合又は国防義務若しくはこれに代替する役務を規定する場合を除き、性別を理由とする不当な取扱いを定めてはならない。

### 労使関係における争議行為

#### 第14条

労働者の団体並びに使用者及び使用者の団体は、法律又は協約が別に定める場合を除き、労使関係において争議行為を行う権利を有する。

- (3) スウェーデン社会では、一般に正規のポストに就かせず、任用候補者を長期間にわたって競争させるシステムが伝統的に働いているとされている。裁判官についても、憲法上の身分保障を有する正規の裁判官 (ordinarie domare) に任命されるのは平均年齢40歳を超えてからであり、それまでは正規の裁判官と全く同様に裁判官の職務を行いながら正規の裁判官には任命されないという。萩原金美「スウェーデンにおける執行官 (kronofogde) 制度について」『手続法の理論と実践—吉川大二郎博士追悼論集— 上巻』法律文化社, 1980, p.385.

## 財産の保護及び公衆の自然利用権

### 第 15 条

- ① 全ての人の財産は、保護され、公共の利益を満たすためやむを得ず必要とされる場合を除き、収用若しくはその他の同種の引渡しによって公的機関若しくは私人にその財産を譲渡することを強制され、又は公的機関による土地若しくは建築物の使用の制限を受忍することを強制されることはない。
- ② 収用又はその他の同種の引渡しによりその財産を譲渡することを強制された者には、損失に対する完全な補償を保障しなければならない。補償は、問題となる不動産の一部において土地を使用することが相当に困難となるような方法又は不動産の当該部分の価値と比して著しい損害が生じるような方法で、公的機関により土地又は建築物の使用を制限される者に対しても保障しなければならない。当該補償は、法律で定める原則に従い、決定しなければならない。
- ③ ただし、健康保護、環境保護又は安全を理由とする土地又は建築物の利用の制限に際しては、補償に対する権利について、法律の規定が適用される。
- ④ 前 3 項の規定にかかわらず、全ての人は、公衆の自然利用権に基づき、自然を享受する権利を有する。

## 著作権

### 第 16 条

作家、芸術家及び写真家は、法律で定める規定に基づき、その作品に対する権利を有する。

## 商取引の自由

### 第 17 条

- ① 商取引を行う権利又は職業活動を遂行する権利についての制限は、一般の利益を保護するためにやむを得ない場合にのみ制限することができ、単に特定の個人又は企業を経済的に優遇するために制限してはならない。
- ② トナカイを飼育するサーミ人の権利については、法律で定める。

## 教育及び研究

### 第 18 条

- ① 一般的な就学義務を有する全ての児童は、公立学校において無償の基礎的教育を受ける権利を有する。公的機関は、より上級の教育機関の設置についても責任を負わなければならない。
- ② 研究の自由は、法律で定める規定に従い、保護される。

## 欧州 [人権] 条約

### 第 19 条

法律又はその他の法令は、人権及び基本的自由の保護のための欧州条約に基づくスウェーデンの [国際] 約束に反する規定を設けてはならない。

## 自由及び権利の制限のための条件

### 第20条

- ① 次に掲げる自由及び権利は、第21条から第24条までに規定する範囲内で、法律により制限することができる。
1. 表現の自由、情報の自由、集会の自由、示威運動の自由及び結社の自由（第1条第1項第1号から第5号まで）
  2. 第4条及び第5条以外の身体的侵害からの保護、身体検査、家宅捜索及びこれらに類する侵入からの保護、内密な送付物及び通信への侵害からの保護並びにその他の個人の私的事務の監視及び調査を含む侵害からの保護（第6条）
  3. 移動の自由（第8条）
  4. 裁判所の対審の公開（第11条第2項第2文）
- ② 第8章第5条に掲げる場合、及び公共の役務において、又は役務義務の履行中に知り得たことを明らかにすることを禁止する場合には、法律の授權に基づき〔法律以外の〕他の法令により、第1項に掲げる自由及び権利を制限することができる。同様の手続により、集会の自由及び示威運動の自由は、第24条第1項第2文に規定する場合にも制限することができる。

### 第21条

第20条の規定に基づく制限は、民主的社会において受容が可能な目的を達成するために限り、行うことができる。当該制限は、制限の原因となった目的に照らして必要である範囲を超え、又は民主制の基礎の一つとしての自由な意見形成に対する脅威となるほど長期間にわたってはならない。政治的、宗教的、文化的な見解又はその他の同種の見解のみを理由として、当該制限を行ってはならない。

### 第22条

- ① 第20条に規定する法律の提案は、国会が否決しない限り、10人以上の国会議員の動議に基づき、当該提案に対する委員会による最初の報告書が国会の本会議に提出された時から、12か月以上未決としなければならない。ただし、投票者の6分の5以上が〔可決の〕決定に同意した場合には、国会は、当該提案を直ちに可決することができる。
- ② 第1項の規定は、〔既存の〕法律の効力を2年を超えない期間延長する法律の提案については、適用されない。また、専ら次に掲げる事項のいずれかを規定する法律の提案についても適用されない。
1. 公共の役務において、又は役務義務の履行中に知り得たことであって、出版の自由に関する法律第2章第2条に掲げる利益のいずれかの観点から、その秘密を保持することが必要とされるものを明らかにすることを禁止すること。
  2. 家宅捜索又はこれに類する侵害
  3. 特定の行為の制裁としての自由刑
- ③ 憲法委員会は、法律の提案について第1項の規定が適用されるか否かについて国会を代表して審査する。

### 第23条

- ① 表現の自由及び情報の自由は、国の安全、物資の全国的な供給、公共の秩序及び安全、個人の名誉、私生活の不可侵又は犯罪の予防及び摘発を考慮して制限することができる。さらに、商取引活動における表現の自由を制限することができる。このほか、表現の自由及び情

報の自由は、特別の重要な理由により制限が必要とされる場合にのみ、制限することができる。

- ② 第1項の規定に基づいていかなる制限を行うことができるかについての判断に際して、政治的、宗教的、職業的、学術的及び文化的な事項において表現の自由及び情報の自由を最大限保障することの重要性について注意を払わなければならない。
- ③ 表現の内容に関係なく、表現を伝播し、及び受け取る特定の方法を詳細に定める規定を設けることは、表現の自由及び情報の自由の制限とはみなされない。

#### 第24条

- ① 集会の自由及び示威運動の自由は、集まり若しくは示威運動の際の秩序及び安全又は交通を考慮して制限することができる。このほか、これらの自由は、国の安全又は感染症の撲滅のためにのみ制限することができる。
- ② 結社の自由は、その活動が軍事的なもの若しくはこれに類する性格を有するものである団体又は種族的な出身、皮膚の色若しくはその他のこれらに類する事情を理由とした民族集団の迫害を目的とする団体に関する場合には、これを制限することができる。

#### 第25条

- ① 国内のスウェーデン国民以外の者に対しては、法律により、次に掲げる自由及び権利を特別に制限することができる。
  - 1. 表現の自由、情報の自由、集会の自由、示威運動の自由、結社の自由及び宗教の自由（第1条第1項）
  - 2. 見解を明らかにすることを強制されることからの保護（第2条第1文）
  - 3. 第4条及び第5条に規定する場合とは別の場合における身体への侵害、身体検査、家宅捜索及びこれらに類する侵害、内密の送付物及び通信への侵害並びにその他の個人の私的事務の監視及び調査を含む侵害からの保護（第6条）
  - 4. 自由の剝奪からの保護（第8条第1文）
  - 5. 犯罪又は犯罪の疑いとは別の理由による自由の剝奪について裁判所の審査を受ける権利（第9条第2項及び第3項）
  - 6. 裁判所の対審の公開（第11条第2項第2文）
  - 7. 作家、芸術家及び写真家の自らの作品に対する権利（第16条）
  - 8. 商取引を行う権利又は職業活動を遂行する権利（第17条）
  - 9. 研究の自由の保護（第18条第2項）
  - 10. 見解を理由とする侵害からの保護（第21条第3文）
- ② 第1項に規定する特別の制限に関する〔法律の〕規定については、第22条第1項、第2項第1文及び第3項の規定を適用しなければならない。

### 第3章 国会

#### 国会の設立及び構成

##### 第1条

- ① 国会は、自由選挙、秘密選挙及び直接選挙により、選挙される。
- ② 当該選挙に際しては、政党に対して投票が行われるが、選挙人が特定の人物に対して票を

投じることも許容される。

## 第2条

国会は、349人の議員により構成される一議院から成る。議員に対しては、議員代理が置かれなければならない。

## 通常選挙

### 第3条

国会の通常選挙は、4年ごとに実施される。

## 投票権及び被選資格

### 第4条

- ① 国内に居住しているか又はかつて居住していたことがあるスウェーデン国民であって、18歳に達しているものは全て、国会の選挙の選挙権を有する。
- ② 投票権のための要件を満たしている者のみが、国会議員又は議員代理となることができる。
- ③ 投票権を有するか否かの問題は、選挙の前に調製される選挙人名簿を基に決定される。

## 選挙区

### 第5条

国会の選挙のため、全国を選挙区に分割する。

## 選挙区間の議席配分

### 第6条

- ① 国会の議席のうち、310を固定選挙区議席とし、39を調整議席とする。
- ② 固定選挙区議席は、各々の選挙区における投票権者の数と全国における投票権者の数の比率に基づき、[各選挙区に] 配分される。配分は、1度に4年間について決定される。

## 政党間の議席配分

### 第7条

- ① 議席は、選挙への参加を届け出た政党の間で、特別の法律で定める規定に従って配分される。
- ② 全国において4パーセント以上の票を獲得した政党のみが議席配分に参加することができる。ただし、それよりも少ない票を獲得した政党であっても、当該政党が12パーセント以上の票を獲得した選挙区において、固定選挙区議席の配分に参加することができる。

### 第8条

- ① 固定選挙区議席は、各選挙区について、当該選挙区における選挙結果に基づき、政党間で比例的に配分される。
- ② 第1項に規定する固定選挙区議席の配分の際に、国会における比例的な代表に対応する議席数よりも多くの議席数を全国で獲得した政党があった場合には、超過した議席は返還され、特別の法律で定める規定に従って、その他の政党の間で分配される。
- ③ 調整議席は、4パーセント未満の票を獲得した政党に配分された固定選挙区議席を例外として、国会における議席の配分が、その配分に参加する政党の全国の得票数に比例するよう

に、政党間で配分される。固定選挙区議席の配分の際に、国会における比例的な代表に対応する議席と同数の議席を獲得した政党があった場合には、当該政党及び当該政党により獲得された固定選挙区議席は、調整議席の配分から除外される。調整議席が政党の間で配分された後、調整議席は、選挙区に割り当てられる。

- ④ 政党間の議席配分に際しては、最初の除数を 1.2 に調整した奇数法が適用される。

#### 第 9 条

政党が獲得した各議席について、1 人の国会議員及び当該国会議員の議員代理が選挙される。

#### 選挙期

##### 第 10 条

- ① 各々の選挙は、新たに選挙された国会が集会したときから、その次に選挙された国会が集会するときまで効力を有する。
- ② 新たに選挙された国会は、選挙日から 15 日目に集会するが、ただし、選挙結果が公示されてから 4 日目より早く集会することはない。

#### 特別選挙

##### 第 11 条

- ① 政府は、通常選挙の間に国会の特別選挙を決定することができる。特別選挙は、当該決定から 3 か月以内に実施しなければならない。
- ② 新たに選挙された国会の最初の集会から 3 か月が経過していない場合には、政府は、国会の選挙後に特別選挙に関する決定を行ってはならない。政府は、政府の全構成員が辞職した後、新たな政府が発足するまでの間、その職務を継続している場合もまた、特別選挙に関する決定を行ってはならない。
- ③ 特定の場合における特別選挙については、第 6 章第 5 条において定める。

#### 選挙に関する異議申立て

##### 第 12 条

- ① 国会の選挙については、国会により選出された〔委員によって構成される〕選挙審査委員会に異議を申し立てることができる。当該委員会の決定については、異議を申し立てることはできない。
- ② 国会議員に選挙された者は、選挙について異議申立てが行われた場合であっても、その職務を遂行する。選挙〔結果〕が修正された場合には、修正が公示されてから速やかに、新しい国会議員がその議席を獲得する。議員代理についても同様とする。
- ③ 選挙審査委員会の委員長は、正規の裁判官であること又はかつて正規の裁判官であったこと及び国会に所属していないことを資格要件とし、同委員会は、委員長のほか、6 人の委員により構成される。当該委員は、各々の通常選挙後、その選挙が有効とされてから速やかに選挙され、新たな同委員会〔の委員〕の選挙が実施されるまで任期を有する。委員長は、個別に選挙される。

## 付加的規定

### 第13条

第3条から第12条までに規定する事項及び国会議員の議員代理の選挙に関する付加的規定については、国会法又はその他の特別の法律で定める。

## 第4章 国会の活動

### 会議

#### 第1条

国会は、毎年、会議のために集会する。会議は、国会又は国会議長が国会の安全又は平穩を考慮して別に定める場合を除き、ストックホルムで開かれる。

### 国会議長

#### 第2条

国会は、国会〔議員〕の中から選挙期ごとに、国会議長並びに第一、第二及び第三国会副議長を選挙する。

### 委員会

#### 第3条

国会は、国会〔議員〕の中から国会法の規定に従い、憲法委員会及び財務委員会を含む委員会〔の委員〕を選挙する。

### 提案権

#### 第4条

政府及び各国会議員は、国会法の規定に従い、この統治法が別に定める場合を除き、国会の審議の対象となり得る全ての問題について提案を行うことができる。

### 議案の審査

#### 第5条

政府又は国会議員により提案された議案は、この統治法が別に定める場合を除き、決定される前に委員会により審査される。

### 議案の決定

#### 第6条

- ① 議案が本会議において決定されなければならない場合には、各国会議員及び各大臣は、国会法で定める細目に従い、意見を述べることができる。
- ② 国会法においては、欠格条項に関する規定も定められる<sup>(4)</sup>。

(4) 国会法（2014年法令第801号）第6章第19条は、「何人も、議案が自ら又は近親者に関係する場合には、本会議の会議の際に、当該議案の処理に参加することができない。」と定める。

## 第7条

本会議における票決に際しては、この統治法が別に定める場合又は国会における手続に関する問題にあっては、国会法の本規定<sup>(5)</sup>が別に定める場合を除き、過半数の投票者が合意した意見が国会の議決としての効力を有する。可否同数の際の手続に関する規定は、国会法で定める。

## 調査及び評価

### 第8条

各委員会は、当該委員会の所管事項内で国会の議決を調査し、及び評価する。

## 本会議の公開

### 第9条

- ① 本会議における会議は、公開とする。
- ② ただし、会議は、国会法の規定に従い、秘密とすることができる。

## 議員の地位

### 第10条

国会議員及び議員代理は、職務に関する義務又はその他の同種の義務に妨げられることなく、議員としての職務を遂行することができる。

### 第11条

- ① 国会議員又は議員代理は、国会が承認しない限り、その職務を放棄してはならない。
- ② 理由がある場合には、選挙審査委員会は、議員又は議員代理が第3章第4条第2項の規定に従い、資格を有するか否かについて自発的に審査しなければならない。資格を有しないと宣告された者は、これにより、その職を免ぜられる。
- ③ 議員又は議員代理は、その他の場合には、当該議員が犯罪により、明らかに職務にふさわしくないことが判明したときに限り、職を免ぜられ得る。これに関する決定は、裁判所によって行われる。

### 第12条

- ① 国会が投票者の6分の5以上の賛成を得た議決により承認した場合を除き、国会議員としての職務を遂行する者又は遂行した者に対して、当該国会議員の職務の遂行の際の言論又は行為を理由として訴訟を提起してはならない。この承認がない限り、職務の遂行の際の言論又は行為を理由として、前段に規定する者の自由を剝奪し、又は国内の自由な移動を妨げてはならない。
- ② 前項の場合のほか、国会議員について犯罪の疑いがある場合において、当該国会議員が当該犯罪を認めているとき、若しくは現行犯で逮捕されたとき、又は2年の拘禁<sup>(6)</sup>より軽い刑が規定されていない犯罪であるときにのみ、拘束、逮捕又は勾留に関する法律の規定を適用しなければならない。

(5) 原語は、huvudbestämmelse。国会法には、本規定と補足規定 (tilläggsbestämmelse) が存在し、それぞれ制定手続が異なる。第8章第17条参照。

(6) 我が国の懲役と禁固とを包含した概念。萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』中央大学出版部、2007、p.71.

**第13条**

- ① 国会議員が国会議長である期間又は政府に所属している期間、当該国会議員の国会議員としての職務は、議員代理によって遂行される。国会は、国会議員が休暇中である場合に議員代理が当該国会議員を代理しなければならないことを国会法で定めることができる。
- ② 第10条及び第12条第1項の規定は、国会議長及びその職務についても適用される。
- ③ 国会議員としての職務を遂行する議員代理については、議員に関する規定が適用される。

**付加的規定****第14条**

国会の活動に関する付加的規定は、国会法で定める。

**第5章 国家元首****第1条**

第1章第5条の規定により、王位継承法の規定に従い、スウェーデン王位を有する国王又は女王を国家元首とする。

**第2条**

スウェーデン国民であり、かつ、18歳に達している者のみが国家元首としての職務を遂行することができる。国家元首は、同時に大臣であってはならず、又は国会議長若しくは国会議員としての職務を遂行してはならない。

**第3条**

- ① 国家元首は、首相から国の状況について報告を受けなければならない。必要な場合には、政府は、国家元首の主宰の下、大臣会議において集会する。
- ② 国家元首が外国に旅行する前に、国家元首は、首相と協議しなければならない。

**第4条**

国家元首である国王又は女王がその職務の遂行に支障がある場合には、現行の王位継承順位に従い、支障のない王室の構成員が臨時の摂政として国家元首の職務を遂行するためにその任に就く。

**第5条**

- ① 王室が断絶した場合には、国会は、当面の間、国家元首の職務を遂行しなければならない摂政を選挙する。国会は、同時に副摂政を選挙する。
- ② 国家元首である国王又は女王が死亡した場合又は退位した場合において、王位継承者がまだ18歳に達していないときも同様とする。

**第6条**

国家元首である国王又は女王が連続して6か月の間、その職務を遂行しなかった場合、又は遂行することができなかつた場合には、政府は、そのことについて国会に報告しなければならない。国会は、国王又は女王が退位したものとみなすべきか否かを議決する。

**第7条**

- ① 第4条又は第5条の規定に従って資格を有する者が〔国家元首の〕職務を遂行することができない場合には、国会は、政府の指名に基づき臨時の摂政として職務を遂行する者を選挙

することができる。

- ② 資格を有する他の者が〔国家元首の〕職務を遂行することができない場合には、国会議長（国会議長に事故がある場合にあっては国会副議長）が、政府の指名に基づき臨時の摂政として職務を遂行する。

## 第8条

国家元首である国王又は女王を、その行為を理由として訴追することはできない。摂政を、その国家元首としての行為を理由として訴追することはできない。

## 第6章 政府

### 政府の構成

#### 第1条

- ① 政府は、首相及びその他の大臣により構成される。
- ② 首相は、第4条から第6条までの規定に従い選出される。首相は、その他の大臣を任命する。

#### 第2条

- ① 大臣は、スウェーデン国民でなければならない。
- ② 大臣は、〔他の職に〕雇用されてはならない。大臣は、自身に対する信用を損ねるおそれのある職務を引き受け、又は活動を行ってはならない。

### 選挙後の首相に対する投票

#### 第3条

- ① 新たに選挙された国会は、集会から2週間以内に、首相が国会において十分な支持を得ているか否かに関する問題について、投票により審査しなければならない。国会議員の過半数が反対票を投じた場合には、首相は辞職しなければならない。
- ② 首相が既に辞職している場合には、投票は実施されない。

### 政府の形成

#### 第4条

- ① 首相を選出しなければならない場合には、国会議長は、国会内の各会派の代表者を協議のために招集する。国会議長は、国会副議長と協議し、その後国会に提案を行う。
- ② 国会は、4日以内に、委員会における審査を経ずに、当該提案を投票により審査する。国会議員の過半数が当該提案に反対票を投じた場合には、当該提案は否決される。その他の場合には、当該提案は承認される。

#### 第5条

国会が国会議長の提案を否決した場合には、第4条に規定する手続が繰り返されなければならない。国会が4度国会議長の提案を否決した場合には、当該手続が中断され、国会の選挙が実施された後、当該手続が再開されなければならない。通常選挙が3か月以内に予定されていない場合には、同期間内に特別選挙を実施しなければならない。

**第6条**

- ① 国会が新しい首相に関する提案を承認した場合には、首相は、できる限り速やかにその他の大臣〔の氏名〕を国会に対し通知しなければならない。その後、国家元首（国家元首に事故のある場合にあつては、国会議長）が臨席する特別の大臣会議の際に、政府の交代が行われる。国会議長は、常に当該大臣会議に招致されなければならない。
- ② 国会議長は、国会の名の下に首相の任命文書を発行する。

**首相又はその他の大臣の離職****第7条**

- ① 首相又はその他の大臣が国会の信任を得ていないという意思を国会が表明した場合には、国会議長は、当該大臣を罷免しなければならない。ただし、政府は国会の特別選挙を議決することができ、かつ、不信任の表明から1週間以内に当該議決を行った場合には、罷免は行われぬ。
- ② 選挙後の首相に対する投票を理由とする首相の辞職については、第3条において定める。

**第8条**

大臣は、自ら願い出る場合には、首相にあつては国会議長により、その他の大臣にあつては首相により、職を免ぜられる。首相は、その他の場合においても大臣を罷免することができる。

**第9条**

首相が辞職した場合、又は死亡した場合には、国会議長はその他の大臣の職を免じなければならない。

**首相代理****第10条**

首相は、その他の大臣の中から、代理人の資格で、首相に事故のある場合に首相の職務を遂行する者を選出することができる。首相代理が選出されなかった場合、又は首相代理にも事故のある場合には、最も長い期間大臣を務めている現役の大臣が首相代理に代わって首相の職務を遂行する。2以上の大臣が同期間大臣を務めている場合には、年長の者が代行する。

**職務執行政府****第11条**

政府の全ての構成員が離職した場合には、当該構成員は、新しい政府が発足するまで、その職務を継続する。首相以外の大臣が自ら願い出て辞職した場合において、首相が当該大臣の職務継続を求めるときは、後任の者が就任するまで、当該大臣はその職務を継続する。

**国会議長に事故のある場合****第12条**

国会議長に事故のある場合には、国会副議長が、この章の規定に基づく国会議長としての職務を引き継ぐ。

## 第7章 政府の活動

### 政府官房及びその職務

#### 第1条

政府の案件を準備するため、並びにその他の活動において政府及び大臣を補佐するため、政府官房を設置しなければならない。政府官房には、様々な活動部門のための省庁が所属する。政府は、その案件を省庁ごとに配分する。首相は、大臣の中から省庁の長を選任する。

### 案件の準備

#### 第2条

政府の案件の準備に際しては、関係する官庁から必要な情報及び意見が収集されなければならない。情報及び意見は、必要な範囲内で、地方自治体からも収集されなければならない。団体及び私人にも、必要な範囲内で、意見を述べる機会が提供されなければならない。

#### 第3条

- ① 政府の案件は、政府により閣議で決定される。
- ② ただし、法令又は特別の政府の決定の防衛軍内における実施に関する政府の案件は、法律で定める範囲内で、首相の監督の下、当該案件を所管する省庁の長により決定することができる。

#### 第4条

首相は、その他の大臣を閣議に招集し、及び閣議を主宰する。閣議には、5人以上の大臣が出席しなければならない。

#### 第5条

閣議に際しては、省庁の長が当該省庁が所管する案件についての報告者となる。ただし、首相は、省庁が所管する一の案件又は一連の案件について、当該省庁の長とは別の大臣が報告することを指示することができる。

### 議事録及び反対意見

#### 第6条

閣議に際しては、議事録を作成しなければならない。反対意見は、当該議事録に記録されなければならない。

#### 第7条

[政府が] 発する法令、国会への提案及びその他の決定が効力を有するためには、政府の名において、首相又はその他の大臣がこれらの決定に署名しなければならない。ただし、政府は、命令により、[大臣以外の] 公務員が、特別の場合に、[政府が] 発する決定に署名することができることを定めることができる。

## 第8章 法律及びその他の法令

### 第1条

- ① 法令は、国会により法律の形式で、政府により命令の形式で制定される。法令は、国会又

は政府の授権に基づき、政府以外の官庁又は地方自治体により制定することもできる。

- ② 法令の制定に関する授権は、常に法律又は命令によらなければならない。

### 法律の形式で制定される法令

#### 第2条

- ① 次に掲げる事項について規定する法令は、法律の形式で制定されなければならない。
1. 私人の身分及びその人的及び経済的な関係
  2. 私人と公的機関との関係（ただし、法令が私人の義務に適用される場合又はその他私人の人的若しくは経済的な関係への介入を規定する場合に限る。）
  3. 地方自治体の組織及び活動形式の原則、地方自治体による課税の原則並びに地方自治体のその他の権限及び義務
  4. 宗教共同体及び宗教共同体としてのスウェーデン教会のための原則
  5. 全国的規模の諮問的国民投票及び基本法〔制定又は改正の〕問題に関する国民投票の際の手續
  6. 欧州議会選挙
- ② この統治法におけるその他の規定及びその他の基本法の規定によっても、特定の内容の法令を法律の形式で制定すべきことが規定される。

### 政府により制定される法令

#### 第3条

- ① 国会は、第2条第1項第2号及び第3号に規定する法令の制定を政府に授権することができる。ただし、当該法令は、次に掲げる事項を規定してはならない。
1. 罰金以外の犯罪に対する法律効果
  2. 税（物品の輸入関税を除く。）
  3. 破産又は強制執行
- ② 国会は、第1項に規定する授権を内容とする法律において、当該授権に基づき政府により制定された法令の違反について、罰金以外の犯罪に対する法律効果も規定することができる。

#### 第4条

国会は、義務の履行の猶予に関して、第2条第1項第1号から第3号までに規定する法令の制定を政府に授権することができる。

#### 第5条

国会は、次に掲げる事項について定める法令の制定を法律で政府に授権することができる。

1. 当該法律の施行日
2. 当該法律の一部の適用を開始し、又は中止する日
3. 他の国又は国際機関との関係における当該法律の適用

#### 第6条

この統治法に基づく授権により、政府が制定した法令は、国会が決定した場合には、審議のために国会に提出しなければならない。

#### 第7条

- ① 政府は、第3条から第5条までの規定に加え、次に掲げる法令を制定することができる。

1. 法律の実施に関する法令
  2. 基本法に基づいて国会が制定しなければならないとは規定されていない法令
- ② 第1項に規定する政府の法令は、国会又は国会所属機関について規定してはならない。さらに、政府は、第1項第2号の規定に基づき、地方自治体の課税について規定する法令を制定してはならない。

#### 第8条

政府が特定の問題について法令を制定することができることは、国会が同一の問題について法令を制定することを妨げない。

#### 国会及び政府以外の機関により制定される法令

##### 第9条

国会は、次に掲げる事項について、第2条第1項第2号に規定する法令の制定を地方自治体に授権することができる。

1. 公課
2. 地方自治体内の交通状況を規制することを目的とした税

##### 第10条

国会は、この章の規定に基づき、特定の問題についての法令の制定を政府に授権した場合には、政府が行政執行機関又は地方自治体に当該問題についての法令の制定を授権することも許容することができる。

##### 第11条

政府は、政府に所属する官庁又は国会所属機関のうちのいずれかに対し、第7条に規定する法令の制定を授権することができる。ただし、国会所属機関への授権は、国会又は国会所属機関の内部関係を定めてはならない。

##### 第12条

第10条又は第11条に規定する授権に基づき、政府に所属する官庁により制定された法令は、政府が決定した場合には、審査のために政府に提出しなければならない。

##### 第13条

- ① 国会は、法律により国立銀行に対し、第9章の規定に基づき国立銀行が責任を有する分野において、及び安定的で効果的な支払制度を促進する任務について、法令の制定を委任することができる。
- ② 国会は、国会又は国会所属機関の内部関係について定める法令の制定を国会所属機関に授権することができる。

#### 基本法及び国会法の制定

##### 第14条

基本法は、2度の同文の議決により制定される。1回目の議決により、基本法案は、未決の状態でも可決される。2回目の議決は、1回目の議決の後に全国規模の国会の選挙が実施され、新たに選挙された国会が集会した時よりも前に行われてはならない。さらに、憲法委員会が例外について議決しない限り、最初に議案が国会の本会議に通知された時点と選挙の間には、9か月以上の期間を置かなければならない。この例外の議決は、遅くとも議案の審査までに行わ

なければならない、[憲法委員会の] 構成員の6分の5が賛成票を投じなければならない。

#### 第15条

国会は、最初に可決された基本法案を同時に否決する場合を除き、未決の状態にある他の基本法案に抵触する基本法案を未決の状態でも可決してはならない。

#### 第16条

- ① 10分の1以上の国会議員による動議が提出され、かつ、3分の1以上の議員が当該動議に賛成票を投じた場合には、未決の状態にある基本法案についての国民投票が実施されなければならない。当該動議は、国会が当該基本法案を未決の状態でも可決した日から15日以内に提出しなければならない。当該動議は、委員会において審査しないものとする。
- ② 当該国民投票は、第14条に規定する国会の選挙と同時に実施される。当該国民投票に際しては、当該選挙の投票権を有する者が未決の状態にある基本法案を承認するか否かを表明することができる。当該基本法案に反対した者が当該基本法案に賛成した者よりも多く、かつ、反対票を投じた者の人数が国会の選挙の際に投じられた有効投票の半数を超えている場合には、当該基本法案は否決される。その他の場合には、国会は、最終的な審査のために当該基本法案を議題とする。

#### 第17条

- ① 国会法は、第14条第1文から第3文まで及び第15条に規定する方法により制定される。国会法は、投票者の4分の3以上かつ国会議員の過半数が賛成票を投じた場合には、1回の議決でも制定することができる。
- ② ただし、国会法における補足規定は、一般の法律と同一の方法により制定される。
- ③ 第1項の規定は、第2条第1項第4号に規定する法律の制定にも適用される。

### 法律の改廃

#### 第18条

- ① 法律は、法律によらずに改正し、又は廃止してはならない。
- ② 基本法又は国会法の改正又は廃止については、第14条から第17条までの規定が適用される。第2条第1項第4号に規定する法律については、第17条第1項の規定が適用される。

### 法令の認証及び公布

#### 第19条

- ① 可決された法律は、できる限り速やかに政府により認証されなければならない。ただし、国会又は国会所属機関に関する規定であって、基本法又は国会法に組み込まれないものを内容とする法律については、国会が認証することができる。
- ② 法律は、できる限り速やかに公布しなければならない。法律で別に定めない限り、命令についても同様とする。

### 法制審議会

#### 第20条

法律案についての意見を表明するために、法制審議会を設置しなければならない。法制審議会には、最高裁判所及び最高行政裁判所の裁判官又は必要な場合には元裁判官が構成員として参

加する。法制審議会の構成及び職務に関する細目は、法律で定める。

## 第21条

- ① 法制審議会の意見は、政府により、又は国会法が細目を定めるところに従い、国会の委員会により徴される。
- ② 国会が次に掲げる法律を議決する前に、意見を徴しなければならない。
  1. 出版の自由に関する基本法又はラジオ、テレビ及びこれらに類する送信、データベースから行われる公演並びに技術的記録における同様の表現の自由に関する基本法
  2. 公文書にアクセスする権利の制限に関する法律
  3. 第2章第14条から第16条まで、第20条又は第25条に規定する法律
  4. 個人情報の全部又は一部の自動的な処理に関する法律
  5. 地方税に関する法律又は地方自治体の義務を内容とする法律
  6. 第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する法律又は第11章若しくは第12章に規定する法律
  7. 第1号から第6号までに掲げる法律を改正し、又は廃止する法律
- ③ 法制審議会の審査が、問題の性質上意義を持たない場合、又は深刻な損害が生じるほど法律の制定を遅らせる場合には、第2項の規定は適用しない。国会が第2項に規定する分野のいずれかにおいて法律を制定すべきであると政府が提案し、かつ、事前に法制審議会の意見が徴されなかった場合には、政府は、同時に意見を徴しなかった理由を国会に対し説明しなければならない。法律案について法制審議会の意見が徴されなかったことを理由として、法律の適用が妨げられることはない。

## 第22条

法制審議会の審査は、次に掲げる観点から行われる。

1. 法律案が基本法及びその他の法秩序とどのような関係にあるのか
2. 法律案の規定が相互にどのような関係にあるのか
3. 法律案が法的保障<sup>(7)</sup>の要請とどのような関係にあるのか
4. 法律案が定める目的を満たすものとみなし得るように当該法律案が作成されているか否か
5. [法律の] 適用に際してどのような問題が生じ得るか

## 第9章 財政権

### 国の収入及び支出に関する議決

#### 第1条

国会は、国の税及び公課並びに国家予算について議決する。

(7) 「法的保障 (rättssäkerhet)」は多義的な概念とされ、古典的な定義によれば、予見可能性 (förutsägbarhet) の要請、すなわち、市民が事前にその行動の法的帰結を相当な蓋然性の下に予想することができる程度に、法律は明確でなければならないという要請をその内容とするとされる。Joakim Nergelius, *Stärkta men inte starka: om svenska domstolars svaga konstitutionella ställning*, Stockholm: Timbro, 2011, s.13. 萩原編著 前掲注(6), p.191 は、より広い定義をしており、「私人に対して、一定の自由を与え、かつ、他の市民又は社会自体による侵害から効果的に保障する法秩序の維持」とする。「同様の場合は同様に判断されること、予見可能性に加えて道徳的・倫理的正当性も法的保障の内容として主張する論者が多い」とされる。次の文献も参照。萩原金美『スウェーデンの司法』弘文堂, 1986, pp.28-29.

## 予算案

### 第2条

政府は、予算案を国会に提出する。

## 予算に関する議決

### 第3条

- ① 国会は、次の予算年度の予算（特別の理由がある場合にあっては、その他の予算年度の予算）について議決する。国会は、その際、国の収入の見積り及び特定の目的のための支出について議決する。
- ② 国会は、予算期とは別の期間について特別の支出が行われるべきことを議決することができる。
- ③ 国会は、支出に関する議決とは別の方法により、国の収入を特定の目的のために使用することができることを議決することができる。

### 第4条

当該予算期において、国会は、新しい国の収入の見積り及び新しい支出又は変更された支出について議決することができる。

### 第5条

- ① 国会が予算期の開始前に予算について議決しなかった場合には、国会は、必要な範囲内で予算が議決されるまでの期間の支出について議決する。国会は、財務委員会が国会に代わって当該議決を行うことを委任することができる。
- ② 国会が特定の目的のための支出について第1項に規定する議決を行わなかった場合には、支出が議決されるまで、国会の別の議決から帰結される修正を施した上で、直近の予算が適用される。

## 指針の議決

### 第6条

国会は、次の予算期より後の時期についても国の活動のための指針について議決することができる。

## 支出金及び収入の使用

### 第7条

支出金及び収入は、国会の決定とは別の方法により使用してはならない。

## 国の資産及び負担

### 第8条

- ① 国の資産は、国会所属機関のためのものを除き、又は法律により特定の管理のために留保されていない限りにおいて、政府が管理し、及び処分する。
- ② 政府は、国会の承認によらずに、債務を引き受け、又は国に対するその他の財政負担を負ってはならない。

## 第 9 条

国会は、国の資産の管理及び処分のための原則について議決する。国会は、特定の種類の措置が国会の承認なしに講じられてはならないことを議決することもできる。

## 国の年次報告

### 第 10 条

政府は、予算期の終了後に、国会に国の年次報告を提出する。

## 予算に関する付加的規定

### 第 11 条

予算に関する国会及び政府の権限及び義務に関する付加的規定は、国会法又は特別の法律で定める。

## 為替政策

### 第 12 条

政府は、全般的な為替政策の問題について責任を負う。為替政策に関するその他の規定は、法律で定める。

## 国立銀行

### 第 13 条

- ① 国立銀行は、国の中央銀行であり、国会所属機関である。国立銀行は、通貨政策に責任を負う。いかなる官庁も、国立銀行が通貨政策に関する問題についてどのように決定すべきかを定めてはならない。
- ② 国立銀行は、国会が選挙する 11 人の評議員を有する。国立銀行は、評議員により選出される理事会により指揮される。
- ③ 国会は、評議員及び理事会の構成員に責任がない<sup>(8)</sup>ことが認められるべきか否かを審査する。国会が評議員に責任がないことを認めなかった場合には、当該評議員は、これによりその職を免ぜられなければならない。評議員は、理事会の構成員がその職務を遂行することができるための資格要件を満たすことがもはやできなくなった場合、又は重大な過失に責任がある場合にのみ、当該構成員の理事会の職を免ずることができる。
- ④ 評議員の選挙並びに国立銀行の運営及び活動についての規定は、法律で定める。

### 第 14 条

国立銀行のみが紙幣及び硬貨を発行する権限を有する。その他通貨制度及び支払制度に関する規定は、法律で定める。

---

(8) 国会は、評議員及び理事会の構成員の財務上の責任、職務に関連する行為の刑事責任の有無を審査する（国立銀行法（1988 年法令第 1385 号）第 10 章第 4 条第 2 項）。

## 第10章 国際関係

### 条約を締結する政府の権限

#### 第1条

他の国又は国際機関との間の条約は、政府により締結される。

#### 第2条

政府は、国会又は外交諮問委員会の協力を要しない問題に関する条約を締結することを行政執行機関に指示することができる。

### 国会による条約の承認

#### 第3条

- ① 国を拘束する条約は、次に掲げる場合には、政府が締結する前に国会による承認を要する。
  1. 当該条約が法律の改正若しくは廃止又は新たな法律の制定を前提としている場合
  2. このほか、当該条約が、国会が議決すべき案件に該当する場合
- ② 第1項第1号又は第2号に規定する国会の議決が特別の手續に従って行われるべき場合には、条約の承認に際しても同様の手續がとられなければならない。
- ③ その他の場合においても、国を拘束する条約が重大な意義を有する場合には、当該条約が締結される前に国会による承認を要する。ただし、国益上必要とされる場合には、政府は、国会による承認を省略することができる。その際、政府は、[国会による承認の] 代わりに、条約を締結する前に、外交諮問委員会と協議しなければならない。

#### 第4条

第3条に規定する条約であって、欧州連合における協力の枠組み内で締結されるものは、当該条約が最終段階のものでない場合であっても、国会が承認することができる。

### その他の国際約束及び条約破棄

#### 第5条

第1条から第4条までの規定は、条約以外の形式の国の国際約束及び条約又は国際約束の破棄にも適用される。

### 欧州連合の協力の枠内の議決権の委譲

#### 第6条

- ① 欧州連合における協力の枠組みの範囲内で、国会は、国家体制の原理に関わらない議決権を委譲することができる。当該委譲は、委譲が行われる協力の分野における自由及び権利の保護がこの統治法並びに人権及び基本的自由の保護のための欧州条約による保護に相当することを前提とする。
- ② 国会は、投票者の4分の3以上で、かつ、国会議員の過半数が賛成票を投じた場合に、当該委譲について議決することができる。この国会の議決は、基本法の制定に適用される手續に従って行うこともできる。委譲は、第3条の規定に基づく国会による条約の承認の後でなければ議決することができない。

## 欧州連合の協力の枠外の議決権の委譲

### 第7条

- ① 第6条に規定する場合とは別の場合に、この統治法に直接根拠を有し、かつ、法令を制定し、国の資産の利用、司法若しくは行政の任務又は条約若しくは国際約束の締結若しくは破棄を対象とする議決権は、国が参加している、若しくは参加する予定の平和的協力のための国際機関又は国際的な裁判所に限定された範囲で委譲することができる。
- ② 基本法、国会法若しくは国会の選挙に関する法律の制定、改正若しくは廃止に関する問題又は第2章に規定する自由及び権利のいずれかの制限に関する問題についての議決権は、第1項の規定に基づいて委譲されてはならない。
- ③ 国会は、第6条第2項に規定する手続に従って委譲について議決する。

### 第8条

- ① この統治法に直接根拠を有しない司法又は行政の任務は、第6条に規定する場合とは別の場合に、国会の議決により、他の国、国際機関又は外国の若しくは国際的な組織若しくは団体に委譲することができる。国会は、法律により、政府又はその他の官庁に対し、特別な場合に当該委譲について決定することを授權することができる。
- ② 当該任務が官庁の権限行使を含む場合には、国会は、第6条第2項に規定する手続に従って委譲又は授權について議決する。

## 条約の将来の改正

### 第9条

条約がスウェーデン法として効力を有するべきであると法律において規定される場合には、国会は、国を拘束する将来の条約の改正もスウェーデン法として効力を有すると議決することができる。当該議決は、限定された範囲の将来の改正のみを対象としてもよい。当該議決は、第6条第2項に規定する手続に従って行われる。

## 欧州連合の協力に関する情報提供及び協議に対する国会の権限

### 第10条

政府は、欧州連合における協力の枠組み内で生じている事柄について、国会に対して継続的に情報提供し、及び国会が設置する機関と協議しなければならない。情報提供及び協議の義務の細目は、国会法で定める。

## 外交諮問委員会

### 第11条

政府は、外交諮問委員会に対し、国にとって重要性を有する可能性のある外交政策の状況について継続的に報告し、必要とされる頻度で、当該政策について同諮問委員会と協議しなければならない。重要度の高い全ての外交問題については、政府は、可能な場合には、決定前に同諮問委員会と協議する。

### 第12条

- ① 外交諮問委員会は、国会議長及び国会〔議員〕の中から選挙されるその他の9人の委員により構成される。外交諮問委員会の構成の細目は、国会法で定める。

- ② 外交諮問委員会は、政府の招集により集会する。政府は、4人以上の委員から特定の問題について協議するよう要求があった場合には、同諮問委員会を招集する義務を負う。同諮問委員会の集会の際の委員長は、国家元首（国家元首に事故がある場合にあっては、首相）である。
- ③ 外交諮問委員会の委員及び同諮問委員会と関係を有するその他の者は、その者がその権限内で知り得たことについて、第三者に報告することに慎重でなければならない。委員長は、無条件の守秘義務について決定することができる。

## 国の官庁の報告義務

### 第13条

外交問題を所管する省庁の長は、他の国又は国際機関との関係にとって重要な問題が国の官庁の下に生じた場合には、報告を受けなければならない。

## 国際的な刑事裁判所

### 第14条

第2章第7条、第4章第12条、第5章第8条、第11章第8条及び第13章第3条の規定は、国際刑事裁判所に関するローマ規程を理由とする、又はその他の国際的な刑事裁判所と関係するスウェーデンの義務の履行を妨げない。

## 第11章 司法

### 裁判所

#### 第1条

- ① 最高裁判所、高等裁判所及び地区裁判所は、通常の裁判所である。最高行政裁判所、高等行政裁判所及び〔地方〕行政裁判所は、通常の行政裁判所である。最高裁判所、最高行政裁判所、高等裁判所及び高等行政裁判所により事件の審査を受ける権利は、法律により制限することができる。
- ② 他の裁判所は、法律に基づき設置される。特定の場合における裁判所の設置の禁止については、第2章第11条第1項において定める。
- ③ 最高裁判所及び最高行政裁判所においては、いずれかの裁判所において正規の裁判官である者又は正規の裁判官であった者のみが構成員として職務を遂行することができる。他の裁判所においては、正規の裁判官を置かなければならない。ただし、特定の集団又は特定の種類の事件の処理のために設置された裁判所については、法律により例外を設けることができる。

#### 第2条

裁判所の司法の任務、裁判所の組織の大綱及び裁判手続に関する規定については、この統治法の定めるところを除き法律で定める。

### 司法の自律

#### 第3条

いかなる官庁も、国会も、裁判所が個別の場合においてどのように判断し、又は裁判所が特

定の場合においてどのように法の規定を適用するかについて決定してはならない。また、いかなる他の官庁も裁判の任務を個々の裁判官にどのように配分するかを決定してはならない。

#### 第4条

司法の任務は、基本法又は国会法で定める範囲を超えて国会により遂行されてはならない。

#### 第5条

私人間の法的紛争は、法律の根拠なしに、裁判所以外の官庁によって解決されてはならない。

### 正規の裁判官の任命

#### 第6条

- ① 正規の裁判官は、政府が任命する。
- ② 任命に際しては、功績及び能力等の客観的な根拠のみを考慮しなければならない。
- ③ 正規の裁判官の任命の際の手續の原則に関する規定は、法律で定める。

### 正規の裁判官の法的地位

#### 第7条

- ① 正規の裁判官に任命された者は、次の各号に掲げる場合にのみその職を免ぜられる。
  1. 当該裁判官が犯罪又はその職責の重大な怠慢若しくは繰り返された怠慢により、その職を保持することが明らかに不適切となった場合
  2. 当該裁判官が現行の年金受給年齢に達した場合又は法律に従い職務遂行能力の永続的な喪失を理由として辞職する義務がある場合
- ② 組織上の理由により必要とされる場合には、正規の裁判官に任命された者を他の同位の裁判官の職に転任させることができる。

#### 第8条

- ① 最高裁判所又は最高行政裁判所の裁判官としての職務の遂行の際における犯罪に対する訴追は、最高裁判所により行われる。
- ② 最高行政裁判所は、最高裁判所の裁判官がその職を免ぜられるか否か若しくは停職されるか否か又は医学的診察を受診する義務を負うか否かを審査する。これらの手續が最高行政裁判所の裁判官を対象とする場合には、最高裁判所が審査を行う。
- ③ 第1項及び第2項の規定に基づく手續は、国会オンブズマン又は法務監察長官により開始される。

#### 第9条

正規の裁判官が裁判所以外の官庁の決定により職を免ぜられた場合には、当該裁判官は、当該決定を裁判所が審査することを要求することができる。当該審査に際しては、当該裁判所に正規の裁判官が含まれていなければならない。正規の裁判官を停職とした決定、医学的診察を受診するよう命じた決定又は懲戒罰を課した決定についても同様とする。

#### 第10条

このほか、正規の裁判官の法的地位に関する基本的な規定は、法律で定める。

## 国籍要件

### 第11条

正規の裁判官は、スウェーデン国民でなければならない。このほか、司法の任務を遂行する資格についてスウェーデン国籍を要件とすることは、法律により、又は法律で定める条件に従ってのみ定められる。

## 裁判所における他の職

### 第12条

正規の裁判官以外の裁判所の職については、第12章第5条から第7条までの規定が適用される。

## 再審及び経過した期間の回復

### 第13条

- ① 終結した事件の再審及び経過した期間の回復<sup>(9)</sup>は、当該事件の最終審が政府、行政裁判所又は行政執行機関である場合には、最高行政裁判所（法律に定める場合にあつては、下級の行政裁判所）により許可される。他の場合には、再審及び経過した期間の回復は、最高裁判所（法律に定める場合にあつては、行政裁判所以外の他の裁判所）により許可される。
- ② 再審及び経過した期間の回復の細目は、法律で定めることができる。

## 法令審査

### 第14条

- ① 法令の規定が基本法又は他の優越する法令の規定と抵触すると裁判所が判断した場合には、当該規定を適用してはならない。法令の制定時に、本質的な点において法定の手続が遵守されなかった場合も同様とする。
- ② 法律について第1項に規定する審査を行う際には、国会が国民の第一の代表機関であること及び基本法は法律に優越することに特に留意しなければならない。

## 第12章 行政

### 国家行政組織

#### 第1条

政府の下に、法務監察長官及びこの統治法又は他の法律の規定に基づき国会所属機関とされていない国の行政執行機関が所属する。

### 行政の自律

#### 第2条

いかなる官庁も、国会又は地方自治体の議決権を有する機関<sup>(10)</sup>も、行政執行機関が私人若しくは地方自治体に対する権限行使又は法律の適用に関わる事案において、行政執行機関が特定

(9) 判決に対する上訴等の期限を遵守しなかった場合において、その不遵守に正当な理由があるときに、経過した期間を回復することを認める制度。訴訟手続法（1942年法令第740号）第58章第11条参照。

の場合においてどのように決定すべきかを定めてはならない。

### 第3条

行政の任務は、基本法又は国会法で定める範囲を超えて国会により遂行されてはならない。

## 行政の任務の委任

### 第4条

- ① 行政の任務は、地方自治体に委任することができる。
- ② 行政の任務は、他の法人及び個人に委任することもできる。当該任務が官庁の権限行使を含む場合には、委任は、法律に基づいてのみ行うことができる。

## 国家公務員に関する特則

### 第5条

- ① 政府に所属する行政執行機関の被用者は、政府又は政府が定める官庁により雇用される。
- ② 国家公務員の雇用に関する決定に際しては、功績及び能力等の客観的根拠のみを考慮しなければならない。

### 第6条

国会オンブズマン及び会計検査官は、スウェーデン国民でなければならない。法務監察長官についても同様とする。このほか、国又は地方自治体において雇用され、又は任務を遂行する資格についてスウェーデン国籍を要件とすることは、法律により、又は法律で定める条件に従ってのみ定められる。

### 第7条

国家公務員の法的地位に関する基本的な規定については、この統治法の定めるところを除き法律で定める。

## 免除及び恩赦

### 第8条

法律又は歳出予算に関する決定が別に定めない限り、政府は、命令の規定又は政府の決定に基づいて制定された規定の例外を許可することができる。

### 第9条

- ① 政府は、恩赦により、刑事制裁又は犯罪に対するその他の法律効果を免除し、又は軽減すること及びその他の類似の個人の身体又は財産に対する侵害であって、官庁により決定されたものを免除し、又は軽減することができる。
- ② 特別の理由がある場合には、政府は、犯罪行為を捜査し、又は起訴する措置を継続しないことを決定することができる。

---

(10) 原則として地方自治体において議決権 (beslutanderätt) は地方議会によって行使されるが (地方自治法 (2017年法令第725号) 第1章第4条第1項)、他の機関によって議決が行われる場合もある (同条第2項)。他の機関の例としては、地方自治体の行政任務を遂行する各種の委員会 (nämnd) がある。Tom Madell och Olle Lundin, *Kommunallagen: en kommentar*, 2.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2019, s.34.

## 法令審査

### 第10条

- ① 法令の規定が基本法又は他の優越する法令の規定と抵触すると公的機関<sup>(11)</sup>が判断した場合には、当該規定を適用してはならない。法令の制定時に、本質的な点において法定の手続が遵守されなかった場合も同様とする。
- ② 法律について第1項に規定する審査を行う際には、国会が国民の第一の代表機関であること及び基本法は法律に優越することに特に留意しなければならない。

## 第13章 統制権

### 憲法委員会による監視

#### 第1条

- ① 憲法委員会は、大臣の職務遂行及び政府の案件の処理を監視しなければならない。同委員会は、当該監視のために、政府の案件に関する決定についての議事録、当該事務に係る文書及び同委員会がその監視のために必要であると判断したその他の政府の文書を提出させることができる。
- ② 他の委員会及び各国会議員は、憲法委員会に対し、書面により大臣の職務遂行及び政府の案件の処理について問題を提起することができる。

#### 第2条

理由がある場合には、ただし、1年に1回以上、憲法委員会は、その監視の際に同委員会が注意を喚起するに値すると判断した事項について、国会に報告しなければならない。国会は、その結果として政府に対する声明を公表することができる。

### 大臣の訴追

#### 第3条

大臣又は大臣経験者に対しては、大臣の職務の遂行の際の犯罪により、その者がその職務の義務に著しく反した場合にのみ、当該犯罪について裁判を行うことができる。訴追は、憲法委員会により決定され、最高裁判所により審査される。

### 不信任の表明

#### 第4条

- ① 国会は、大臣が国会の信任を得ていないことを表明することができる。当該不信任表明に関する動議を審議に付すためには、当該動議は、国会議員の10分の1以上により提出されなければならない。不信任の表明には、国会議員の過半数がこれに賛成票を投じる必要がある。
- ② 不信任表明に関する動議は、通常選挙が実施されてから、又は特別選挙の決定が通知され

(11) 原語は、offentligt organであり、前掲注(1)で解説した「公的機関 (det allmänna)」とは異なる。ここで言う「公的機関」は、行政執行機関のみならず、公的な行政任務を遂行する他の機関、例えば、政府又は当該任務を委託された私法上の主体も含むとされる。Erik Holmberg et al., *Grundlagarna: regeringsformen, successionsordningen, riksdagsordningen*, 3.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2012, s.577.

てから選挙された国会が集会するまでの間に提出された場合には、審議に付されない。辞職した後も第6章第11条の規定に従いその職責を果たしている大臣に対する動議は、いかなる場合にも審議に付されることはない。

- ③ 不信任表明に関する動議は、委員会において審査しないものとする。

## 大質問及び小質問

### 第5条

国会議員は、国会法に定める細目に従い、大臣の職務遂行に関する事項について、当該大臣に対して、大質問及び小質問<sup>12)</sup>を提出することができる。

## 国会オンブズマン

### 第6条

- ① 国会は、国会が議決する規則に従い、公的活動における法律及びその他の法令の適用に関する監視を行う1又は2以上のオンブズマン（法務オンブズマン）を選挙する。オンブズマンは、当該規則に規定する場合には、訴訟を提起することができる。
- ② 裁判所及び行政執行機関並びに国家公務員又は地方公務員は、オンブズマンが要求する情報及び意見書を提供しなければならない。オンブズマンの監視下にあるその他の者も同様の義務を負う。オンブズマンは、裁判所及び行政執行機関の議事録及び文書にアクセスする権利を有する。検察官は、要請に基づき、オンブズマンを援助しなければならない。
- ③ オンブズマンに関する細目は、国会法及びその他の法律で定める。

## 会計検査院

### 第7条

- ① 会計検査院は、国が行う活動を検査する任務を有する国会所属機関である。会計検査院の検査が国の活動以外のものも対象とし得ることに関する規定は、法律で定める。
- ② 国の官庁は、会計検査院が検査のために要求する援助及び情報を提供しなければならない。検査され得るその他の者は、その活動のうち検査される部分について同様の義務を負う。

### 第8条

- ① 会計検査院は、国会が選挙する1又は2以上の会計検査官により運営される。国会は、会計検査官がその任務に求められる要請をもはや満たしていない場合、又は重大な過失に責任を負う場合にのみ、その職を免ずることができる。会計検査官の職を免ずる決定を行うためには、投票者の4分の3以上かつ国会議員の過半数の同意を要する。
- ② 会計検査官は、法律の規定を遵守し、検査すべき事項を独立して決定する。さらに、会計検査官は、検査方法及びその検査結果を独立して決定する。

### 第9条

会計検査院に関する付加的規定は、国会法及びその他の法律で定める。

---

<sup>12)</sup> 大質問 (interpellation) は、原則として事実に関する情報のみを要求する小質問 (fråga) と異なり、政治的な議論を伴う。Håkan Strömberg och Bengt Lundell, *Sveriges författning*, 22.uppl., Lund: Studentlitteratur, 2016, s.164. ただし、実務における両者の相違はあまり大きくないと指摘もある。Joakim Nergelius, *Svensk statsrätt*, 4.uppl., Lund: Studentlitteratur, 2018, s.312.

## 第14章 地方自治体

### 第1条

地方自治体における議決権は、選挙された議会により行使される。

### 第2条

地方自治体は、一般的利益を有する地方及び地域の問題を地方自治の原則の下に管理する。これに関する細目は、法律で定める。同様の原則の下に、地方自治体は、法律で定めるその他の事務についても管理する。

### 第3条

地方自治の制限は、目的に関して必要である範囲を超えてはならない。

### 第4条

地方自治体は、その事務の管理のために税を徴収することができる。

### 第5条

同等な財政的条件に達するために必要な場合には、地方自治体に対し、他の地方自治体の事務のための出費を援助することを法律により義務付けることができる。

### 第6条

国の地方自治体の区分の変更のための原則に関する規定は、法律で定める。

## 第15章 戦争及び戦争の危険

### 国会の招集

#### 第1条

国が戦争状態又は戦争の危険に陥った場合には、政府又は国会議長は、集会のために国会を招集しなければならない。招集を通知する者は、国会がストックホルム以外の場所で集会すべきことを決定することができる。

### 戦争委員会

#### 第2条

- ① 国が戦争状態又は戦争の危険にある場合において、状況により必要があるときは、国会〔議員〕の中から選出された戦争委員会が国会を代行しなければならない。
- ② 国が戦争状態にある場合には、戦争委員会が国会を代行するという決定は、国会法の細目に基づき、外交諮問委員会の委員により通知される。可能である場合には、当該決定が通知される前に、首相と協議しなければならない。戦争状態により同諮問委員会の委員の集会が妨げられている場合には、当該決定は、政府により通知される。国が戦争の危険にある場合には、当該決定は、首相を加えた上で、外交諮問委員会の委員により通知される。当該決定には、首相及び同諮問委員会の6人の委員が賛成票を投じることが必要とされる。
- ③ 戦争委員会及び政府は、共同で、又は個別に、国会がその権限を回復することを決定することができる。当該決定は、状況が許す限り速やかに行われなければならない。
- ④ 戦争委員会の構成に関する規定は、国会法で定める。

### 第3条

- ① 戦争委員会が国会を代行している間は、同委員会は、国会の権限を行使する。ただし、第11条第1項第1文、第2項又は第4項に規定する決定を行うことはできない。
- ② 戦争委員会は、その活動の形態を独自に決定する。

### 政府の形成及び政府の活動形態

#### 第4条

国が戦争状態にあり、その結果として政府がその任務を遂行することができない場合には、国会は、政府の形成及び政府の活動形態について決定することができる。

### 政府の権限

#### 第5条

- ① 国が戦争状態にあり、その結果として、国会及び戦争委員会のいずれもその任務を遂行することができない場合には、政府は、国を防衛し、及び戦争を終結させるために必要な範囲内で、当該任務を遂行することができる。
- ② 政府は、第1項の規定に基づき、基本法、国会法又は国会の選挙に関する法律を制定し、改正し、又は廃止してはならない。

#### 第6条

- ① 国が戦争状態若しくは戦争の危険にある場合、又は国が置かれている戦争状態若しくは戦争の危険によって引き起こされた非常事態の場合には、通常であれば基本法に基づき法律で定める一定の分野について、政府は法律の授権に基づき、命令により法令を制定することができる。その他の場合であっても、防衛の準備の観点から必要であるときは、政府は、法律により定められた徴用、徴発又はその他の同種の処分に関する規定の適用の開始又は終了について、法律の授権に基づき、命令で定めることができる。
- ② 第1項に規定する授権を内容とする法律においては、当該授権に基づき権限を行使することができる条件を厳密に定めなければならない。当該授権により、基本法、国会法又は国会の選挙に関する法律を制定し、改正し、又は廃止する権限が付与されることはない。

### 自由及び権利の制限

#### 第7条

国が戦争状態又は差し迫った戦争の危険にある場合には、第2章第22条第1項の規定を適用してはならない。戦争委員会がその他の場合において国会を代行している場合も同様とする。

### 政府以外の官庁の権限

#### 第8条

国が戦争状態又は差し迫った戦争の危険にある場合には、政府は、国会の授権に基づき、基本法に従って政府によって遂行されなければならない任務を、政府に代わって他の官庁が遂行しなければならないことを決定することができる。当該授権は、特定の分野における法律の適用を開始しなければならないという決定のみが問題となっている場合を除き、第5条又は第6条の規定に基づく権限にまで及んではならない。

## 占領下の事態

### 第9条

- ① 国会又は政府は、被占領地域において決定を行ってはならない。また、当該地域においては、国会議員又は大臣としての資格において有する権限は行使してはならない。
- ② 各公的機関は、被占領地域において、防衛の努力及び抵抗運動並びに国民の保護及びその他スウェーデンの利益に資する最善の策を講ずるよう行動しなければならない。いかなる場合においても、公的機関は、国際法に反して占領権力を援助するよう国民に対して義務付ける決定を行い、又は措置を講じてはならない。
- ③ 国会又は地方議会の選挙は、被占領地域で実施されてはならない。

## 国家元首

### 第10条

国が戦争状態にある場合には、国家元首は、政府に同行するものとする。国家元首が被占領地域にいる場合、又は政府とは別の場所にいる場合には、国家元首は、国家元首としてのその任務を遂行することが妨げられているとみなさなければならない。

## 国会の選挙

### 第11条

- ① 国が戦争状態にある場合には、国会の選挙は、国会の議決の後にのみ実施される。国が戦争の危険にある場合において通常選挙を実施しなければならないときは、国会は、当該選挙を延期する議決を行うことができる。当該議決は、1年以内に再審議され、その後最長でも1年の間隔で再審議されなければならない。この項に規定する議決は、国会議員の4分の3以上が賛成票を投じた場合にのみ効力を有する。
- ② 国の一部が占領されている場合において選挙を実施しなければならないときは、第3章の規定の必要とされる改変を議決する。ただし、第3章第1条、第4条、第5条、第7条から第9条まで及び第12条の規定については、例外を設けてはならない。第3章第5条、第7条第2項及び第8条第2項の規定にいう全国とは、選挙が実施されるべき国の地域と読み替えて適用しなければならない。議席の10分の1以上を調整議席としなければならない。
- ③ 第1項の規定の結果として、所定の時期に実施されなかった通常選挙は、戦争又は戦争の危険が終了した後、できる限り速やかに実施しなければならない。政府及び国会議長は、合意の上で、又は個別に、このために必要な措置の実施を確保しなければならない。
- ④ この条の規定の結果、通常選挙が通常であれば実施される予定であった時期とは別の時期に実施された場合には、国会は、[別の時期に実施された]選挙から4年目又は5年目の年のうち、国会法の規定に従い通常選挙を実施しなければならない月に次の通常選挙の時期を設定しなければならない。

## 地方自治体における議決権

### 第12条

国が戦争状態若しくは戦争の危険にある場合、又は国が置かれている戦争状態若しくは戦争の危険によって引き起こされた非常事態の場合には、地方自治体における議決権は、法律で定

める方法に従って行使される。

## 国の防衛

### 第 13 条

- ① 政府は、国に対する武力による攻撃に対抗し、又は領土の侵害を回避するために、国際法に従い、国の防衛軍を出動させることができる。
- ② 政府は、防衛軍に対し、平時又は外国との戦争時において領土の侵害を回避するために、国際法に従い、武力を行使することを指示することができる。

## 宣戦

### 第 14 条

国に対する武力による攻撃の場合を除き、国が戦争状態にあるという宣言は、国会の許可なしに政府が行ってはならない。

## 休戦

### 第 15 条

休戦に関する条約〔締結〕の遅延が国に対する危機をもたらす場合には、政府は、国会の承認を得ず、かつ、外交諮問委員会に諮らずに、当該条約を締結することができる。

## 軍の出動

### 第 16 条

- ① 政府は、国会により承認された国際的な義務を履行するために、外国にスウェーデンの軍を派遣し、又はその他の方法で軍を出動させることができる。
- ② このほか、スウェーデンの軍を次に掲げるいずれかの場合に外国に派遣し、又は出動させることができる。
  1. 当該措置のための条件を定める法律により許可されている場合
  2. 国会が特に許可した場合

## 経過規定

### 1974 年法令第 152 号

1. この統治法により、従前の統治法は廃止される。ただし、従前の統治法は、以下に規定する例外とともに、国会が最終的に新たな統治法を採択する年が経過するまで新たな統治法の代わりに適用され、以下に規定する場合には、その後も適用される。

---

6. 従前の法令又は規定は、この統治法の適用によってとるべき手続に従って成立していない場合であっても、継続して適用される。国王及び国会が共同で、又は国会が単独で決定した授権は、第 1 条に規定する時点の後においても、国会が別に定めるまで援用することができる。この統治法の第 8 章第 18 条の規定は、国王及び国会による共同の決定又は国会単独の決定により成立した旧法令について適用される。

7. 国王陛下<sup>(13)</sup>又は国王<sup>(14)</sup>に関する従前の法律又はその他の法令における規定は、法令が別に

定めない限り、又はその他、国王個人、最高裁判所、最高行政裁判所又は高等行政裁判所を意味することが明白である場合を除き、政府に対して適用されなければならない。従前の法律又はその他の法令に従い国王及び国会が共同で決定しなければならない規定については、その代わりに法律で決定しなければならない。

8. 従前の法律又は他の法令において、この統治法の規定により置き換えられた規定が参照され、又はその他当該規定を前提としている場合には、その代わりに新たな規定が適用される。

14. この統治法により、従前の統治法第2条の規定<sup>(13)</sup>は、変更されない。

### 1976年法令第871号

1. 統治法の改正は、1977年1月1日に施行される。
2. 第2章第13条の規定にかかわらず、性別を理由とする特別な取扱いを内容とする従前の規定は、当面の間効力を有する。当該規定については、継続して特別な取扱いを行うことを内容とする改正を行うことができる。
3. 1998年法令第1700号により削除
4. 第2章第1条第3号及び第14条第1項<sup>(14)</sup>の規定にかかわらず、映画及びビデオ記録は、上映の前に事前に許可を得ていない限り、上映してはならないことを法律により規定することができる。データベースからの動画の公演についても、公演の前に事前に許可を得ていない限り実施することができないことを法律により規定することができる。
5. 新たな法文による統治法の適用によってとるべき手続に従って成立していない場合であっても、従前の法令又は規定は、継続して適用される。

### 1979年法令第933号

1. この統治法の改正は、1980年1月1日に施行される。
2. 第2章第10条第2項の規定にかかわらず、租税又は公課に関する従前の規定は、適用されなければならない。

### 2010年法令第1408号

1. この法律は、2011年1月1日に施行される。
2. 最長でも2015年12月31日までの間、個人のプライバシーの重大な侵害を内容とする従前の規定は、第2章第6条第2項の規定にかかわらず、効力を有する。この従前の規定については、改正後も当該侵害が存続する場合であっても、この時期まで改正することができる。
3. 第2章第12条の規定にかかわらず、性的指向を理由とする特別な取扱いを内容とする従

(13) 原語では、Konungen。国王個人を指す場合と国家機関としての国王を指す場合がある。後掲注(14)参照。

(14) 原語では、Kungl. Maj:t。Kunglig Majestätの略。国家機関としての国王、すなわち、國務院（政府）における国王、最高裁判所における国王、最高行政裁判所における国王を意味する。旧統治法においては、行政権は国王に帰属し、最高裁判所及び最高行政裁判所は、国王の名において裁判を行っていた。

(15) 国王は、福音派の信仰を有しなければならないとする規定。

(16) 1977年1月1日時点の第14条第1項の規定内容は、2010年の改正の結果、現在は第24条に移っている。

前の規定は、当面の間効力を有する。この従前の規定については、改正後も当該取扱いが存続する場合であっても、改正することができる。

4. 第 11 章第 3 条の規定にかかわらず、裁判の任務の裁判官への配分に関する従前の規定は、当面の間効力を有する。
5. 新たな法文による統治法の適用によってとるべき手続に従って成立していない場合であっても、従前の法令及び授権は継続して適用される。
6. 法律又はその他の法令が新たな法文による統治法の規定により代替された規定を参照している場合には、代わりに新しい規定を適用する。

#### 2014 年法令第 1385 号

1. この法律は、2015 年 1 月 1 日に施行される。
2. 新たな法文による第 3 章第 1 条、第 7 条、第 8 条及び第 13 条の規定は、2018 年の国会の通常選挙の際に最初に適用される。

## 王位継承法（1810年法令第0926号）

Successionsordning（1810:0926）

神の恩寵により、スウェーデン、ゴート人及びヴェンド人等の王、ノルウェーの相続人、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、シュトルマルン及びディートマルシェンの公爵並びにオルデンブルク及びデルメンホルスト等の伯爵たる朕、カールは、次のとおり周知する。高貴な生まれの君侯、スウェーデンの選出された皇太子、ヨハン・バプティスト・ユリウス皇太子の男子の直系の子孫がスウェーデン王位に対する権利を有するものとし<sup>(17)</sup>、スウェーデン王国の統治を担うものとするとして定めた王位継承法を王国の身分制代表会議が全会一致で採択し、確定した後、並びにこの基本法を朕による慈悲深き同意に委ねた後、朕は、統治法第85条<sup>(18)</sup>の規定により朕に帰属する権利に基づき、王国の身分制代表会議により承認された王位継承法を一語一語正確に次のとおり、採択し、同意し、及び確定する。

王位継承法、これによれば、高貴な生まれの君侯、スウェーデンの選出された皇太子、ポンテコルヴォのヨハン・バプティスト・ユリウス皇太子の男子の直系の子孫がスウェーデン王位に対する権利を有するものとし、スウェーデンの統治を担うものとする。国王及び王国の身分制代表会議により、1810年9月26日、エーレブリーの国会の臨時会において制定され、確定された。

今ここエーレブリーにおいて、国会の臨時の総会に集会し、末尾に署名した、我々、スウェーデンの諸身分、伯爵、男爵、主教、騎士及び貴族、聖職者、市民並びに農民は、次のとおり周知する。高貴な生まれの君侯、スウェーデンの選出された皇太子、カール・アウグスト皇太子殿下が男子の直系の子孫なしに逝去され、1810年8月21日に作成された合意及び選挙文書によっても、高貴な生まれの君侯、ポンテコルヴォのヨハン・バプティスト・ユリウス皇太子を、当該選挙文書及び我々の要請に基づいて定められた同君侯の宣言書が認め、かつ、定める条件の下で、我々の非常に慈悲深き国王及び主人である、カール13世今上陛下の崩御（至高なる神がそれを長きにわたり遅らせ給わんことを）の後、スウェーデン及びスウェーデンの属領の統治における同陛下の後継者となり、スウェーデンの王冠を戴き、歓呼され、王国を統治するよう、我々がスウェーデンの皇太子に選出したため、我々は、ポンテコルヴォの君侯、ヨハン・バプティスト・ユリウス殿下の嫡出の男子の直系の子孫のために、次のとおり明確に定める方法及び要件に従い、スウェーデンの王位及び統治の継承のための、この規則を制定し、確定することを望んだ。

(17) 第1条に規定するように、現在では女子の王位継承も認められている。女子の王位継承を認める王位継承法の改正案の提案理由書で、司法大臣は、前文（ingress）の「法的意義は、今日において当然、制限されている」と述べた（Prop.1977/78:71, s.10）。他にも、前文中、国王がスウェーデンの統治を担うと述べている箇所は、統治法第1章第6条の「政府は、国を統治する」という規定に反している。ただし、全く意義を失った訳ではなく、末尾近くに書かれている嫡出の子孫という箇所は、今日においても王位継承の要件であるとされている。Holmberg et al., *op.cit.* (11), s.653.

(18) 旧統治法第85条は、統治法、国会法、王位継承法及び出版の自由に関する法律を基本法として列挙し、基本法は、国王及び国会が共同で採択すると定めていた。

## 第1条

スウェーデン王位の継承権は、ヨハン・バプティスト・ユリウス皇太子、後のカール14世ヨハン国王の直系の子孫であるカール16世グスタフ国王の男子及び女子の子孫に帰属する。その際、年長の兄弟姉妹及びその継承者は、年少の兄弟姉妹及びその継承者に優先する。

## 第2条

この王位継承法における国王に関する規定は、女王が国家元首である場合には、女王に適用する。

**第3条** 1979年法令第935号により削除

## 第4条

国王は、常に純粋な福音派の信仰を有していなければならないと明確に定める1809年の統治法第2条の規定に従い、不変のアウグスブルク信仰告白及び1593年のウプサラ会議の決定で採択され、及び宣言されたとおり、王室の王子及び王女もまた、同派の信仰の下、国内において養育されなければならない。同派を信仰しない王室の構成員は、継承権から排除される。

## 第5条

王室の王子及び王女は、国王の提案に基づく政府の同意がない限り、婚姻してはならない。当該同意なしに婚姻した場合には、当該王子又は王女は、自ら、自らの子及び子孫の王位継承権を喪失する。

**第6条** 1979年法令第935号により削除

## 第7条

王位継承者は、国王が承知せず、その同意を得ずに、国外旅行を開始してはならない。

## 第8条

スウェーデン王室の王子及び王女は、国王及び国会の同意なく、選挙、世襲又は婚姻のいずれかによるものであっても、外国の君主となってはならない。外国の君主となった場合には、当該王子又は王女及びその子孫は、スウェーデンの王位の継承権を喪失する。

**第9条** 1974年法令第154号により削除

我々がこの全ての規定をこのとおり望み、かつ、決定したことを確認するために、キリスト生誕後1810年9月26日、エーレブルーにおいて、我々スウェーデンの全ての諸身分は、ここに署名し、押印した。

騎士及び貴族の名の下に<sup>(19)</sup>

クラエス・フレミング

(印)

聖職者階級の名の下に

JAC. AX. リンドブルム

(印)

---

(19) 出典としたテキストには、これらの署名の部分がないが、他のテキスト（例えば、Holmberg et al., *op.cit.* (11), s.658-659）には収録されているケースがあることに鑑み、補って訳すこととした。

市民階級の名の下に

J. ヴェーゲリン

(印)

農民階級の名の下に

ラーシュ・オルソン

(印)

朕は、ここに規定する全てのことを自ら不磨の基本法として受け入れようとするだけでなく、忠誠、忠実さ及び従順さをもって朕及び朕の継承者並びに王国に結び付けられている全ての者がこの王位継承法を承認し、注視し、遵守し、及び同法に従うべきことをも指示し、及び慈悲深く命令する。確認のため、我が主にして救世主たるイエス・キリスト生誕後 1810 年 9 月 26 日、エーレブルーにおいて、朕は、これに自らの手により署名し、これを確定し、次のとおり、ここに御璽を鈴した。

カール<sup>20</sup>

(御璽)

---

<sup>20</sup> 同上

出版の自由に関する法律（1949年法令第105号）

Tryckfrihetsförordning（1949:105）

第1章 出版の自由

第1条

- ① 出版の自由は、自由な意見の交換、自由かつ多面的な情報伝達及び自由な芸術的創造を保障することを目的とする。
- ② 出版の自由は、全ての人が刊行物において、あらゆる分野について思想、見解及び感情を表現し、並びに公文書を公表し、及びその他の方法で情報を提供する自由を内容とする。
- ③ 出版の自由は、全ての人が官庁<sup>㉑</sup>又はその他の公的機関の事前の妨げなしに刊行物を出版する権利も内容とする。刊行物の内容に対する訴追は、当該刊行物が出版された後でなければ行うことができず、その際には裁判所に対して行わなければならない。何人も、刊行物の内容が、公共の平穏を維持するために制定されたが、公衆の啓発を抑制しない明確な法律に違反する場合でなければ、その内容を理由として刑罰を科せられることはない。
- ④ 出版の自由が行使される場合には、個人の権利及び公共の安全を保護するこの基本法の規定が遵守されなければならない。
- ⑤ 出版の自由に関しては、この基本法の規定以外の制限を課してはならない。

適用範囲

刊行物の様々な形態

第2条

- ① この基本法は、印刷機によって作成された刊行物に適用する。
- ② この基本法は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、複写又はこれに類する技術によって複製された刊行物にも適用しなければならない。
  1. 発行証明書<sup>㉒</sup>が当該刊行物について有効である場合
  2. 当該刊行物が複製されたことを示す表示が当該刊行物に付されており、かつ、当該表示に続けて当該刊行物を複写した者並びに複写の場所及び年に関する明確な情報が当該刊行物に付されている場合
- ③ 印刷機によって作成された刊行物及び印刷に関するこの基本法の規定は、別に定めない限り、第2項に規定する刊行物及び複製にも適用する。
- ④ 図画もまた、付随する文字の有無にかかわらず、この基本法の適用に当たっては刊行物とみなす。

刊行物

第3条

- ① 刊行物は、発行された場合に刊行物とみなされる。
- ② 刊行物は、スウェーデンにおいて販売又はその他の方法による頒布のために引き渡された

---

<sup>㉑</sup> 前掲注(1)参照。

<sup>㉒</sup> 第5章第10条参照。

場合に、発行されたとみなされる。ただし、官庁の印刷された文書のうち、全ての人にアクセス可能となっていないものについては、この規定を適用しない。

- ③ スウェーデンから外国の受取者に送付されたことのみを理由として、刊行物がスウェーデンにおける頒布のために引き渡されたとみなしてはならない。

## 定期刊行物

### 第4条

- ① 定期刊行物とは、発行計画に従って、一定の題名の下、年に4号又は4分冊以上、特定の時期に発行される刊行物をいう。その他、当該刊行物に附属するポスター及び付録も〔定期刊行物に〕含まれる。
- ② 発行証明書が交付された場合には、当該発行証明書が取り消され、又はその満了が宣言されるまで、〔発行証明書の対象となる〕刊行物は、定期刊行物とみなされる。

## 番組又は技術的記録の形態の付録

### 第5条

- ① 定期刊行物の所有者が、当該定期刊行物の内容又はその一部を、表現の自由に関する基本法に規定される番組の形態で頒布し、又は頒布させる場合において、当該番組が同基本法第1章第4条に規定するデータベースから放送され、又は利用のために提供されたときは、当該番組は、この基本法の適用に当たって、当該定期刊行物の付録とみなされなければならない。ただし、この規定は、次に掲げる全ての場合に該当するときに限り適用される。
1. 当該内容が特に障害者に適合的な方法でアクセス可能になっている場合
  2. 当該内容が改変されずに再現されている場合
  3. 当該内容の編集方法が示されている場合
- ② 第1項の規定は、表現の自由に関する基本法で定める技術的記録において当該内容を頒布する場合にも適用する。
- ③ 〔当該内容を〕放送する権利については、表現の自由に関する基本法第3章で定める。

### 第6条

第8章の規定に従い定期刊行物ではない刊行物について刑事責任を負う著者、発行者又は出版者が、当該刊行物の内容又はその一部を表現の自由に関する基本法に規定される番組の形態で頒布し、又は頒布させる場合において、同基本法第1章第4条に規定するデータベースから利用のために提供されたときは、当該番組は、この基本法の適用に当たって、当該刊行物の付録とみなされなければならない。ただし、当該内容が改変されずに再現され、かつ、この条の規定に基づき当該内容が付録であることが示されている場合に限り、当該刊行物の付録とみなす。

## 基本的な規定

### 情報提供者の自由及び情報取得者の自由

#### 第7条

- ① 全ての人、刊行物において公開するため、いずれの分野においても情報を提供する自由を有する（情報提供者の自由）。この自由は、次に掲げる者に提供される情報を対象とする。
- 刊行物の著者又はその他の著作者

- 当該刊行物の発行者又は編集部
  - 定期刊行物にニュース又はその他の通信を仲介することを業務としている企業
- ② 全ての人、刊行物において公開し、又は第1項に規定する情報を提供するため、いずれの分野においても情報を取得する自由を有する（情報取得者の自由）。
- ③ これらの自由については、この基本法の規定以外の制限を課してはならない。

### 検閲及びその他の妨害的措置の禁止

#### 第8条

- ① 刊行物は、印刷前に官庁又はその他の公的機関によって検査されてはならない。印刷は、禁止されてはならない。
- ② この基本法に根拠がない措置である場合には、刊行物の内容を理由として、官庁又はその他の公的機関が刊行物の印刷又は発行を妨げることも許されない。刊行物の一般公衆への頒布を妨げることについても同様とする。

### 排他性の原則

#### 第9条

出版の自由の濫用又は当該濫用への協力を理由とする訴追又は刑事責任若しくは損害賠償責任の追及には、この基本法の根拠が必要とされる。刊行物の破棄又は押収についても同様とする。

### 適用の際の指針

#### 第10条

出版の自由の濫用について判断し、又はその他の方法でこの基本法が遵守されているかどうかを監視しなければならない者は、常に、出版の自由は自由な社会の基礎であることを考慮し、表現よりも分野及び思想に注意し、製作方法よりも目的に注意し、疑わしい場合には、有罪よりも無罪を選択するものとする。

### 基本法の例外

#### 法律で規定することができる事項

#### 第11条

この基本法の規定は、文学的又は芸術的な作品の著作権者の権利に関する規定、著作権隣接権に関する規定及び文化的価値を損なうような方法で作品を再現することを禁止する規定を法律で定めることを妨げない。

#### 第12条

この基本法の規定は、次に掲げる事項について法律で定めることを妨げない。

1. アルコール飲料又はたばこ製品の販売における商業的広告を禁止すること。
2. たばこ製品以外の商品又はサービスの販売提供における商業的広告であって、たばこ製品のために使用される商標又は商標に関する現行法の規定に従ってたばこ製品について登録され、若しくは作成された商標が現れるものを禁止すること。
3. 欧州連合又は欧州原子力共同体への加盟から由来する義務に従い、健康又は環境の保護のために商業的広告を禁止すること。

4. 健康、環境又は消費者の保護のために、警告の文章、内容表示又はその他の類似の製品情報を挿入し、及び特定の方法で作成することを要求すること。
5. 信用調査業務における信用調査書の開示であって、個人のプライバシーを不当に侵害するもの又は不正確な情報若しくは誤解を招く情報を含むものを内容とするものを禁止すること、当該開示に対する損害賠償責任、信用調査書を求める者に対しその求めの正当性を要求すること、[信用に関する]情報が求められている者に通知する義務及び不正確な[信用に関する]情報又は誤解を招く[信用に関する]情報の訂正
6. 情報を取得した方法についての刑事責任及び損害賠償責任

### 第13条

- ① この基本法の規定は、次に掲げるいずれかの個人情報の開示を禁止する規定を法律で定めることを妨げない。
  1. 種族的な出身、肌の色若しくはその他これらに類する事情、政治的な見解、宗教的若しくは哲学的な信条又は労働組合への所属を明らかにする個人情報
  2. 健康、性生活又は性的指向に関する個人情報
  3. 自然人を明確に同定する遺伝子情報又は生体認証情報から成る個人情報<sup>23</sup>
- ② 第1項の規定は、次に掲げる条件を全て満たす場合にのみ適用される。
  1. 個人情報、それを検索し、又は総合することが可能なように整理された情報集合に含まれていること。
  2. 活動及び情報集合がアクセス可能になっている形式の観点から、個人のプライバシーへの不当な侵害に関する特定の危険が存在すること。

### 児童ポルノに関する例外

#### 第14条

この基本法は、思春期の発育が完了していない者又は18歳未満の者のわいせつな図画には適用しない。

## 第2章 公文書の公開

### 基本的な規定

#### 文書の公開

##### 第1条

自由な意見の交換、自由かつ多面的な情報伝達及び自由な芸術的創造の促進のため、全ての人は、公文書にアクセスする権利を有するものとする。

<sup>23</sup> 原文では、第1項第3号の後ろに「又は」を意味する eller という語がある。当初の政府提出基本法改正案 (Prop. 2017/18: 49) では、 eller の後に第4号が続いていたが、国会の審議の結果、第4号が削除されたにもかかわらず、第3号の後ろの eller を第2号の後ろに移すのを忘れたものと考えられる。この翻訳では、この eller は、柱書の「いずれかの」という語でその意を訳出している。

## 文書の公開の制限

### 第2条

- ① 公文書にアクセスする権利は、次に掲げる観点のいずれかから要求される場合にのみ制限することができる。
1. 国の安全又は国と外国若しくは国際機関との関係
  2. 国の中心的な財政政策、通貨政策又は為替政策
  3. 検査、統制又はその他の監督に関する官庁の活動
  4. 犯罪を予防し、又は摘発する利益
  5. 公共の経済的な利益
  6. 私人の個人的又は経済的な状況のための保護
  7. 動物又は植物を保護する利益
- ② 公文書にアクセスする権利の制限は、特別の法律<sup>24</sup>における規定（適当と認められる場合にあっては、当該法律に規定する他の法律<sup>25</sup>における規定）において、詳細に規定しなければならない。ただし、当該規定における授権に基づき、政府は、命令により当該規定の適用に関する細目を定めることができる。
- ③ 第2項に定める〔法律の〕規定において、国会又は政府に対し、特定の文書を提供することを状況に応じて許可する権限を付与することができる。

### 第3条

文書とは、文字又は図画による作成物及び技術的補助手段によってのみ、読み、聞き、又はその他の方法で理解することができる記録をいう。

## 公文書

### 第4条

文書が官庁において保管されている場合、及び第9条又は第10条の規定に基づき、官庁により受理され、又は官庁において作成されたとみなされる場合には、当該文書は公的なものとする。

## 官庁とみなされる機関

### 第5条

この章においては、国会及び地方議会を官庁とみなす。

## 官庁において保管されている文書

### 第6条

- ① 第3条に規定する記録は、当該記録を読み、聞き、又はその他の方法で理解することができる形式で伝達するために官庁自らが利用する技術的補助手段により、官庁が当該記録にアクセスできるようになっている場合には、官庁において保管されているとみなされる。
- ② ただし、自動的な処理のための記録から編集した情報は、官庁が日常的な措置により当該

<sup>24</sup> この規定を受けて、公開・秘密法（2009年法令400号）が制定されている。

<sup>25</sup> 例えば、公開・秘密法第15章第2条では国防に資する発明に関する法律、第28章第6条では保険・年金等に関する法律について規定している。Alf Bohlin, *Offentlighetsprincipen*, 9.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2015, s.168.

情報をアクセス可能な状態にすることができ、かつ、第7条に該当しない場合にのみ、官庁において保管されているとみなされる。

## 第7条

第6条第2項に規定する情報は、当該情報が個人情報を含んでおり、法律又は命令に基づき、官庁に当該情報をアクセス可能な状態にする権限がない場合には、官庁において保管されているとみなされない。個人情報とは、直接的又は間接的に自然人に関わり得るあらゆる種類の情報をいう。

## 第8条

官庁において職を有する者に個人的に宛てられた信書又はその他の通信は、これが官庁の所掌すべき事務又はその他の問題に関わるものであり、かつ、他の地位の保持者としての受信者にのみ宛てられたものでない場合には、公文書とみなす。

## 受理された文書

### 第9条

- ① 文書は、官庁に到達したとき又は権限を有する職員の下に届いたときに、受理されたものとみなされる。ただし、第3条に規定する記録については、第6条に規定する方法により、他者が官庁に対しアクセス可能な状態にしたときに、受理されたものとみなされる。
- ② 競争の性格を有する文書、入札又は公告に基づき封印された封筒で提出されなければならないその他の文書は、開封のために定められた時点までは、受理されたものとみなされない。
- ③ 官庁が利用のために提供した文書の技術的な処理又は蓄積の一環としてとられた措置のみをもって、官庁による当該文書の受理とはみなされない。

## 作成された文書

### 第10条

- ① 文書は、発出されたとき<sup>26)</sup>、官庁の下で作成されたものとみなされる。発出されなかった文書は、当該文書に関連する事務が官庁の下で処理済みとなったとき又は当該文書が特定の事務に関連していない場合にあっては、官庁により検認された<sup>27)</sup>とき若しくはその他の方法により完結されたとき<sup>28)</sup>に、作成されたものとみなす。
- ② 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書の取扱いは、当該各号に定めるとおりとする。
  1. 日誌、観察記録又は継続的に記録される登録簿若しくはその他の目録については、これらへの記載又は記入が完結した場合には、作成されたものとみなされる。
  2. 判決及び関係する法規に基づき、言い渡され、又は発出されなければならないその他の

<sup>26)</sup> 最高行政裁判所の判例によれば、文書は、原則として、外部の主体（例えば、他の官庁）に対しアクセス可能な状態になったとき、発出されたものとみなされる。HFD 2011 ref.52. (*ibid.*, s.72.)

<sup>27)</sup> 「検認する (justera)」とは、担当職員が文書を確認し、文書が正確であることを正式に確定することをいう。Hans-Gunnar Axberger, *Yttrandefrihetsgrundlagarna*, 4.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2019, s.261.

<sup>28)</sup> 「その他の方法で完結されたとき」に関する明確な定義はないとされる。Nils Funcke, *Offentlighetsprincipen: praktik och teori*, 2.uppl., Lund: Studentlitteratur, 2019, s.69. これに関連する判例としては、最高行政裁判所が、監視員 (ordningsvakt) が警察に提出した報告書 (rapporter) がファイル (pärm) に綴じられた時点で「作成された」とみなされると判断した事例 (RÅ 1988 ref. 30) が挙げられている。Anders Nilsson et al., *Offentlighet och sekretess vid offentlig upphandling*, Stockholm: Norstedts Juridik, 2019, s.24-25.

決定<sup>29</sup>並びに議事録及びその他の文書のうち当該決定に係る部分については、当該決定が言い渡され、又は発出された場合には、作成されたとみなされる。

3. 官庁のその他の議事録及びこれと同等な記録については、これらが官庁により検認され、又はその他の方法により完結した場合には、作成されたとみなされる。

③ ただし、国会の委員会、地方自治体の会計検査院若しくは国の調査委員会又は地方自治体の官庁の事務に関する議事録については、これらの機関が当該事務に関して決定のための準備のみを行っている場合には、第2項第3号の規定を適用しない。

### 官庁の内部で送付された文書

#### 第11条

- ① 官庁に所属し、又は関連する組織が同一の官庁内の他の組織に文書を送付した場合には、これらの組織が互いに独立した関係にある場合に限り、当該文書は、受理され、又は作成されたものとみなす。
- ② 第1項に規定する方法で送付するために作られた文書についても同様とする。

### 覚書、下書き及び草稿

#### 第12条

- ① 官庁の下で記録された覚書であって、発出されていないものは、第10条の規定に基づいて作成されたとみなされた時点以後であっても、官庁の下の公文書であるとみなされない。ただし、当該覚書は、保管のために引き渡された場合には、作成されたとみなされる。覚書とは、事務の報告又は準備のためにのみ作られた書き置き及びその他の注意書き又は記録をいうが、事務について事実の情報を提供する部分は、この限りでない。
- ② 官庁の決定の下書き若しくは草稿又は通知及び発出されなかったその他の同種の文書は、公文書とはみなされない。ただし、当該文書が保管のために引き渡された場合には、公文書とみなされる。

### 公文書とみなされない文書

#### 第13条

- ① 技術的な処理又は蓄積の一環としてのみ、官庁が他者のために保存している文書は、当該官庁の下の公文書とはみなされない。
- ② 情報の自動化された処理のための官庁の通常システムで失われた情報を回復することのみを目的として官庁が保存している文書は、公文書とみなされない（予備のための複製）。

#### 第14条

- ① 次に掲げるものは、公文書とはみなされない。
  1. 信書、電信又は通信の送信のためにのみ官庁に送付され、若しくは官庁において作成されたその他の文書

---

<sup>29</sup> 「関係する法規定に基づき、言い渡され、又は発出されなければならない」という文言が「決定」のみならず「判決」にも係るという解釈に基づく翻訳も可能である。スウェーデンの解説書でもこの点が不明瞭であるとの指摘がある。Jonas Ledendal et al., *Offentlighet i det digitala samhället: vidareutnyttjande, sekretess och dataskydd*, Stockholm: Norstedts Juridik, 2018, s.97.

2. 官庁によって発行される定期刊行物において公表することのみを目的として、官庁に送付され、又は官庁において作成された通信又はその他の文書
  3. 刊行物、音声記録、画像記録若しくはその他の文書であって、図書館が所蔵するもの若しくは専ら保存及び保管若しくは調査目的及び研究目的のために私人が公文書館に提供したもの又は調査目的及び研究目的のためにその他の方法で官庁に譲渡された私信、私文書若しくは私的な記録
  4. 第3号に規定する文書中の内容の記録であって、官庁の下に保存されており、当該官庁の下では〔当該記録の〕原本の文書が公文書とみなすべきでないもの
- ② 図書館が所蔵する文書に関する第1項第3号の規定は、官庁が他の官庁との取決めに基づきアクセスすることができるデータベース内の記録であって、当該官庁において公文書として取り扱われているものには適用しない。

## 公文書の開示

### 公文書にアクセスする権利

#### 第15条

- ① 開示することができる公文書の開示請求を行った者には、直ちに、又はできる限り速やかに手数料なしに、その場で当該文書を読み、聞き、又は別の方法により理解することができる方法でアクセスすることができるようにしなければならない。文書は、書写し、撮影し、又は録音することもできる。文書のうち開示してはならない部分を不開示とすることによって、当該文書〔全体〕を利用のために提供することができない場合には、残りの部分を書写又は複製により、請求者にアクセスすることができるようにしなければならない。
- ② 重大な支障がある場合には、官庁は、文書をその場で利用のために提供する義務を負わない。第3条に規定する記録について、請求者が著しい困難を伴わずに近隣の官庁でアクセスすることができる場合には、官庁は、同様の義務を負わない。

#### 第16条

- ① 公文書へのアクセスを希望する者は、所定の手数料を支払うことにより、当該文書のうち開示することができる部分について、その書写又は複製を受け取る権利を有する。ただし、官庁は、法律の定めよりも広い範囲について、自動化された処理のための記録を印字とは別の形態で開示する義務を負わない。官庁は、地図、図面、図画又は第3条に規定された記録（自動化された処理のための記録を除く。）について、複製することが困難であり、これらの文書がその場で利用のために提供することができるものである場合には、その複製を作成する義務も負わない。
- ② 公文書の書写又は複製を受け取るための請求は、遅滞なく処理されなければならない。

#### 第17条

- ① 公文書へのアクセスの請求は、当該文書を保存する官庁に対して行われる。
- ② 当該請求は、第1項に規定する官庁により審査される。ただし、特別な理由がある場合には、第2条第2項に規定する〔法律の〕規定において、当該規定の適用に際する審査が他の官庁により行われなければならないことを定めることができる。国の安全に重大な意味を有する文書については、特定の官庁のみが開示について審査できることを命令によっても定めることができる。この場合には、開示に関する請求は、所管の官庁に直ちに回付されなければ

ばならない。

#### 第 18 条

官庁は、公文書へのアクセスを請求したことを理由に、官庁が当該公文書を開示することについて支障があるかどうかを審査するために必要な範囲を超えて、請求者が誰であるか又は請求についていかなる目的を有しているかを調査してはならない。

#### 第 19 条

- ① 国会又は政府以外の機関が、文書へのアクセスの請求を拒否した場合、又は文書の内容を明らかにし、若しくは文書を利用する請求者の権利を制限するような留保を付して公文書を開示した場合には、当該請求者は、その決定に対して異議を申し立てることができる。大臣の決定に対する異議申立ては政府に対し、その他の官庁の決定に対する異議申立ては裁判所に対して行われなければならない。
- ② 第 2 条に規定する法律において、第 1 項に規定する決定に対する異議申立ての方法の細目について定めなければならない。異議申立ては、常に遅滞なく審査されなければならない。
- ③ 国会所属機関の決定には、異議申立てに関する特別の規定が適用される。

#### 第 20 条

公文書の開示について支障があるという注記は、第 2 条第 2 項に規定する [法律の] 規定で定める文書についてのみ行われる。[その注記においては、] 適用される規定を示さなければならない。

### 公文書に関する付加的規定

#### 第 21 条

官庁の活動が私的機関に委託されている場合には、当該活動に関する公文書であって、当該私的機関が当該活動のために必要とするものを、公文書としての性格を失わずに、当該私的機関に引き渡すことができることについて政府又は地方議会が決定することを法律で定めることができる。当該私的機関は、第 15 条から第 20 条までの規定の適用に際して、引き渡された文書に関して官庁とみなされなければならない。

#### 第 22 条

- ① 政府が、保存のため、公文書としての性格を失わずに、公文書をスウェーデン教会又は同教会の組織の一部に引き渡すことを決定することができることを法律で定めることができる。1999 年 12 月 31 日までに次に掲げる機関により受理され、又は作成された文書についても同様とする。
  1. 廃止された官庁であって、スウェーデン教会の活動に関する任務を有していたもの
  2. スウェーデン教会の議決機関
- ② 第 15 条から第 20 条までの規定の適用に際しては、引き渡された文書についてスウェーデン教会及び同教会の組織の一部は、官庁とみなされる。

### 永続的保存及び選別処分

#### 第 23 条

公文書の永続的保存の方法並びに公文書の選別処分及びその他の処理に関する基本的な規定は、法律で定める。

### 第3章 匿名の権利

#### 第1条

刊行物の著者は、その氏名若しくは仮名又は筆名を当該刊行物に明示する義務を負わない。第1章第7条の規定に基づき公表のために情報を提供した者及び定期刊行物ではない刊行物の発行者についても同様とする。

#### 第2条

- ① 出版の自由に関する犯罪を理由とする刑事責任、損害賠償又は特定の法律効果についての訴訟においては、誰が著者であるか又は第1章第7条に規定する情報提供者であるかに関する問題を取り上げてはならない。誰が定期刊行物ではない刊行物の発行者であるかに関する問題についても同様とする。
- ② ただし、定期刊行物ではない刊行物について、著者又は発行者が、氏名又は特定の人物を指示することが一般に知られている仮名若しくは筆名を当該刊行物に記した場合には、この者が刑事責任を負うか否かの問題を訴訟において取り扱うことができる。書面による申告で自らが著者又は発行者であることを認めた場合又は訴訟において自発的にそのような情報を提供した場合も同様とする。
- ③ 第1項の規定は、同項及び第2項に規定する同一の裁判手続において、第7章第22条又は第23条に規定する犯罪について、誰が刑事責任を負うかという問題を提起することを妨げない。

### 守秘義務

#### 第3条

- ① 刊行物の作成若しくは発行又は刊行物に挿入することを意図した制作に携わった者は、著者、第1章第7条に規定する情報提供者若しくは定期刊行物ではない刊行物の発行者が誰であるかについて、その際知り得たことを明かしてはならない。
- ② 第1項に規定する守秘義務は、刊行物を発行する企業又はニュース若しくはその他の通信を定期刊行物に仲介することを業務とする企業の内部で、他の方法で活動していた者にも適用する。

#### 第4条

- ① 第3条に規定する守秘義務は、次に掲げる場合には適用しない。
  1. 守秘義務によって利益を受ける者が自らの身元が明らかにされることに同意した場合
  2. 第2条第2項の規定に基づき、身元に関する問題を取り扱うことが許される場合
  3. 第7章第22条第1項第1号に掲げる犯罪のいずれかに関わる場合
  4. 裁判所が、第7章第21条又は第22条第1項第2号若しくは第3号に規定する犯罪について、通信を提供し、又は制作に協力した者が犯罪行為の被告人又は正当な理由に基づく被疑者であるか否かに関する情報が提供されることが必要であると判断した場合。この場合には、当該情報は、公判の際に提供されなければならない。
  5. その他の場合において、裁判所が証人尋問又は真実保証<sup>30)</sup>を行った当事者の尋問の際に、

<sup>30)</sup> 当事者尋問における供述の真実性の担保として行われ、虚偽の供述があった場合には、刑事制裁を伴う。萩原編著 前掲注(6), p.196.

身元に関する情報が提供されることが、公共の利益又は私的な利益の観点から相当に重要であると判断した場合

- ② 第1項第4号又は第5号に規定する尋問の際には、個別の特定の場合に許容されている範囲を超えて守秘義務に違反するおそれのある問題が提起されないように、裁判所は、細心の注意を払わなければならない。

## 身元調査の禁止

### 第5条

- ① 官庁又はその他の公的機関は、次に掲げる者の身元を調査してはならない。
1. 刊行物に挿入された制作物若しくは挿入することを意図した制作物の著者
  2. 当該刊行物における制作物を発行した者若しくは発行することを意図した者
  3. 第1章第7条に規定する情報提供者
- ② 第1項の規定は、同項に規定する者に対する訴追又はその他の不利益措置であって、この基本法に違反しないものために必要な身元の調査を妨げない。この場合には、第3条に規定する守秘義務に配慮しなければならない。

## 報復の禁止

### 第6条

官庁又はその他の公的機関は、刊行物において出版の自由を行使し、又はその行使に協力したことを理由として、自由を行使した者又は行使に協力した者に対して不利益措置を講じてはならない。

## 刑罰

### 第7条

- ① 次に掲げる者は、罰金又は1年以下の拘禁に処する。
1. 故意又は過失により、第3条に規定する守秘義務に違反した者
  2. 故意又は過失により、著者（第1条に規定する場合にあっては情報提供者又は発行者）の意思に反して、刊行物にこれらの者の氏名、仮名若しくは筆名を明らかにした者
  3. 故意又は過失により、刊行物に、実際の著者、発行者又は情報提供者ではない者の氏名、仮名又は筆名を当人であるかのように明らかにした者
  4. 第5条に違反して故意に身元調査を行った者
  5. 第6条に違反して故意に不利益措置（解雇、[労働契約等の] 解約、懲戒罰の通告又はこれらに類する措置）を講じた者
- ② 第1項第1号から第3号までに規定する犯罪に対する公訴は、被害者が告訴したときに限り行うことができる。

## 著者以外のその他の著作者

### 第8条

この章における著者に関する規定は、刊行物に挿入された制作物又は挿入されることを意図した制作物のその他の著作者にも適用される。

## 第4章 刊行物を印刷する権利

### 第1条

全ての自然人又は法人は、独自に、又は他者の助力を得て刊行物を印刷する権利を有する。

### 出所の情報

#### 第2条

スウェーデンにおいて印刷され、かつ、スウェーデンでの発行が意図された刊行物には、当該刊行物を印刷した者並びに印刷した場所及び年に関する明確な情報を記載しなければならない。発行証明書が有効である刊行物であって、写真複写又はその他これに類する技術により複製されたものについても同様とする。

#### 第3条

第2条に規定する情報を明示する義務は、画像出版又は端物出版には適用されない。画像出版又は端物出版とは、絵葉書、写真集、名刺、ビラ、送り状、ラベル、書式、商業用印刷物、広告、包装紙及びその他これらに類する印刷物をいう。[ただし、]本文又はその他の制作を理由とした出版の自由の濫用が起り得ないということを[義務の免除の]要件とする。

### 刊本を保存する義務

#### 第4条

- ① 検査のために印刷された刊行物の刊本を永続的に保存する義務及び印刷された刊行物の刊本を図書館又は公文書館に納入する義務に関する規定を法律で定めることができる。
- ② 番組を録音録画する義務、第1章第5条及び第6条に規定する技術的記録を永続的に保存する義務並びに当該技術的記録を利用のために提供する義務に関する規定についても同様とする。

### 刑罰

#### 第5条

刊行物の制作の際に、第2条に違反した者は、罰金又は1年以下の拘禁に処する。

第6条 1976年法令第955号により第4条となる。

第7条 1976年法令第955号により削除

第8条 1976年法令第955号により第5条となる。

第9条 1976年法令第955号により第3条となる。

## 第5章 定期刊行物を発行する権利

### 所有者及び発行者

#### 第1条

- ① 定期刊行物には、発行者を置かなければならない。
- ② 発行者は、当該定期刊行物の所有者によって選任される。

## 第2条

全ての自然人又は法人は、定期刊行物の所有者となることができる。

## 第3条

定期刊行物の発行者は、スウェーデンに住所を有する自然人でなければならない。未成年者、破産者又は法律の特別な規定に基づき後見人を有する者は、発行者となることができない。

## 発行者の権限

### 第4条

発行者は、定期刊行物の発行を監督する権限及びその意思に反して当該定期刊行物の内容が改変されないように当該内容について決定する権限を有していなければならない。この権限のいかなる制限も無効である。

## 発行者に関する届出

### 第5条

発行者が選任された場合には、所有者は、法律に規定する官庁にこれを届け出なければならない。届出には、発行者の氏名及び住所が示されていなければならない。また、届出は、発行者が第3条に規定する資格を有することの証明及び発行者としての任務を引き受けたことに関する発行者の宣誓を内容としなければならない。

### 第6条

発行者がもはや資格を有していない場合、又はその他の理由により発行者の任務が終了した場合には、所有者は、直ちに新しい発行者を選任し、及び第5条の規定に従いこれを届け出なければならない。可能である場合には、届出は、前任の発行者が当該届出を認知したことに關する証明を内容としなければならない。

## 発行者の代理人

### 第7条

- ① 定期刊行物の発行者には、1又は2以上の代理人を置くことができる。代理人については、第3条の規定が適用される。
- ② 代理人が選任された場合には、これを第5条に規定する官庁に届け出なければならない。届出とともに、代理人が発行者に関する資格要件を満たしていることの証明並びに任務を引き受けたことに関する代理人の宣誓及び代理人を承認したことに關する所有者の宣誓が提出されなければならない。
- ③ 発行者の任務が終了した場合には、代理人としての任務も終了する。

### 第8条

- ① 代理人の届出が第7条の規定に従い行われた場合には、発行者は、第4条の規定に従い自らが有する権限の行使を当該代理人（代理人が2以上存在する場合にあっては、これらの者のうちのいずれか）に委任することができる。
- ② 発行者が、疾病又はその他の一時的な理由により、1か月以上継続して発行者としての権限を行使できないと推定し得る場合には、発行者は、速やかにその権限を代理人に委任しなければならない。代理人が存在しない場合には、発行者は、直ちに代理人を選任し、第7条

の規定に従いこれを届け出なければならない。代理人に選任された者の任務が終了した場合も同様とする。

## 発行者に関する情報

### 第9条

定期刊行物の各号又は各分冊には、発行者の氏名を明示しなければならない。代理人が代理している場合には、[発行者の氏名に] 代えて代理人の氏名を明示する。

## 発行証明書

### 交付

#### 第10条

- ① この基本法に従い発行にいかなる支障も存在しないことに関する証明書が交付されなければ、定期刊行物を発行することができない（発行証明書）。
- ② 発行証明書は、第5条に規定する官庁により交付される。[発行証明書の] 申請は、定期刊行物の所有者が行う。申請書には、当該定期刊行物の題名、発行地及び発行計画を記載しなければならない。

#### 第11条

- ① 第5条の規定に従い発行者に関する届出が行われるまでは、発行証明書を交付してはならない。
- ② 発行証明書を備えている他の定期刊行物の題名と混同しやすい題名である場合には、発行証明書の申請を却下することができる。

## 効力及び更新

### 第12条

発行証明書は、10年間効力を有する。当該証明書は、その後、失効する。10年の経過により、当該証明書が失効したとみなされなければならないという決定は、第5条に規定する官庁が通知する。当該証明書は、先の10年の期間の経過後、毎回10年の期間について、定期刊行物の所有者の申請に基づき更新することができる。更新の申請が10年の期間の経過前に行われた場合には、申請に基づく決定が法的効力を得るまで発行証明書の効力は継続する。

## 取消し

### 第13条

発行証明書は、次に掲げる場合には、取り消すことができる。

1. 所有者が定期刊行物の発行の停止を届け出た場合
2. 定期刊行物の所有権がこの基本法に基づいて定める資格要件を満たさない者に譲渡された場合
3. 発行者が存在しない場合、又は発行者が第3条に規定する資格要件又はこの基本法に基づいて定める資格要件を満たしていない場合において、資格を有する発行者が直ちに選任されなかったとき。
4. 発行証明書が交付された日から6か月経過しても定期刊行物が刊行されなかった場合

5. 定期刊行物が直近の2 歴年のうち、いずれかにおいて、特定の時期に4 号又は4 分冊以上刊行されなかった場合
6. 定期刊行物が最初に刊行されてから6 か月以内に、第11 条第2 項の規定の観点から、証明書が交付されるべきでないことが明らかになった場合
7. 定期刊行物の題字の印刷上の外観が、発行証明書を備えている他の定期刊行物の題字に類似し、混同が生じやすい場合において、訂正が直ちに行われな

#### 第14 条

- ① 発行証明書が第13 条第1 項第2 号、第3 号、第5 号又は第7 号の規定に従い取り消された場合には、定期刊行物の最初の題名と混同を生じやすい題名を有する他の定期刊行物について発行証明書が交付されるためには、定期刊行物の所有者の承諾を要する。取消し後2 年を経過している場合には、この承諾は必要とされない。
- ② 前回の発行証明書の効力が停止されたことが宣言された場合も同様とする。

#### 第15 条

次に掲げる事項を法律で定めることができる。

1. 発行地及び発行計画について事情に変更が生じたことを届け出る義務
2. 発行証明書の効力及び更新
3. 発行証明書の取消し

### 刑罰

#### 第16 条

- ① 次に掲げる者は、罰金に処する。
  1. 発行証明書なしに、又はこの基本法に基づいて定める資格要件を満たさずに発行した定期刊行物の所有者
  2. 第6 条の規定に従い発行者が選任され、及び届け出られていない定期刊行物の所有者
  3. 第8 条第2 項の規定に従い代理人に任務を委任していない発行者
  4. この基本法の規定に従い発行の禁止が通知された定期刊行物を発行した者又は当該刊行物を明らかに継承する定期刊行物を発行した者
  5. 資格なしに発行者又は代理人として自らの氏名を定期刊行物に記載させた者
- ② 当該定期刊行物 [の内容] が犯罪に該当すると宣告された場合、又はその他特に悪質な場合には、1 年以下の拘禁に処する。

#### 第17 条

この章に規定する申請、届出又は宣誓において、故意に不正確な情報を提出した者に対しても、第16 条に規定する刑罰に処する。

#### 第18 条

第9 条に規定する方法で自らの氏名に関する情報を明記しなかった発行者は、金額罰金<sup>(31)</sup>に処する。

#### 第19 条

第15 条第1 号の規定に基づき制定された法律の規定に違反した者の刑罰は、法律で定める

---

(31) スウェーデンの罰金には、日数罰金 (dagsböter)、標準化罰金 (normerade böter) 及び金額罰金 (penningböter) の3 種類がある。金額罰金とは、判決で確定金額が定められる罰金である。萩原編著 前掲注(6), p.35.

ことができる。

## 第6章 刊行物を頒布する権利

### 第1条

全ての自然人及び法人は、独自に、又は他者の助力を得て、刊行物を頒布する権利を有する。

### 例外

#### 第2条

この基本法の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、法律の規定が適用される。

1. 一般公衆に嫌悪感を催させる性質を有する方法で、展示若しくはその他これに類する手段により公共の場においてわいせつな図画を陳列する場合又は事前の注文なしに当該図画を郵送し、若しくはその他の方法で送付する場合
2. 青少年に対し凶悪化の効果をもたらし、又はその他の深刻な危険をもたらすおそれのある内容を含む刊行物を児童及び青年の間に頒布する場合

#### 第3条

スウェーデンの全土又はその一部を描出し、かつ、国の防衛にとって重要な情報を含む地図、図面又は図画の頒布に関する規定を法律で定めることができる。

### 刊行物を輸送する義務

#### 第4条

- ① 法律又はその他の法令の規定に基づき刊行物を輸送する義務を負う者は、その内容を理由として、この義務の履行を拒否し、又はこの義務の履行に特別の条件を付してはならない。ただし、輸送により第5条又は第6条に規定する違反を構成する場合は、この限りでない。
- ② 第1項に規定する義務を負う者及び輸送のために刊行物を受領した者を当該刊行物の頒布者とみなしてはならない。

### 刑罰

#### 第5条

第4章第2条に規定する情報を備えていない刊行物を頒布した者は、金額罰金に処する。当該情報又は第1章第2条第2項第2号に規定する情報が不正確であり、かつ、頒布者がこれを認識していた場合も同様とする。

#### 第6条

次に掲げる事情を知りながら、刊行物を頒布した者は、罰金又は1年以下の拘禁に処する。

1. 刊行物が押収され、又はその破棄が宣告されたこと。
2. 刊行物が、この基本法の規定に基づき通知された刊行物の発行禁止に違反して発行されたこと。
3. 刊行物が、第2号に規定する禁止の対象となっている刊行物を明らかに継続していること。

## 第7章 出版の自由に関する犯罪、情報提供者に関する犯罪及び情報取得者に関する犯罪

### 出版の自由に関する犯罪を構成する行為

#### 第1条

自由な意見の交換、自由かつ多面的な情報伝達及び自由な芸術的創造を保障するという出版の自由の目的を尊重し、第2条から第20条までに規定する行為が刊行物において行われ、かつ、法律に基づき可罰的である場合には、これらの行為を出版の自由に関する犯罪とする。

### 違法な脅迫

#### 第2条

自己又は他者の身体、財産、自由又は平穩に関する深刻な恐怖を引き起こす性質を有する方法で、犯罪行為により他者を脅迫する違法な脅迫は、出版の自由に関する犯罪とする。

### 中傷

#### 第3条

- ① 他者を犯罪者又は非難に値する者としてその生活様式を批判し、又はその者を第三者の蔑視の対象とするような性質を有する情報を発信する中傷は、出版の自由に関する犯罪とする。
- ② 故人に対する中傷については、これにより遺族を侮辱し、又はその他故人が享受すべき平穩を傷つけるものとみなすことができる場合には、刑事責任が課される。
- ③ その問題について情報を発信することが状況を勘案して正当化されるものであり、かつ、当該情報が事実であったことを情報発信者が証明した場合、又は情報発信者が、当該情報が事実であると確信するに至る合理的根拠がある場合には、刑事責任は問われない。

### 侮辱

#### 第4条

他者を非難し、他者に対し軽蔑的な言葉を向け、他者を貶める行動をとる侮辱は、これらの行為が他者の自尊心又は尊厳を損なう場合には、出版の自由に関する犯罪とする。

### 扇動

#### 第5条

犯罪行為、国民の義務の放棄、官庁に対する不服従又は現役の軍人の義務の違反を推奨し、又はその他の方法でこれらの行為に誘導する扇動は、出版の自由に関する犯罪とする。

### 民族集団に対する憎悪

#### 第6条

人種、肌の色、民族的若しくは種族的な出身、信仰、性的指向又はトランスジェンダーのアイデンティティー若しくは表現を風刺することによって、民族集団又はその他の人々の集団を脅迫し、又は蔑視する民族集団への憎悪は、出版の自由に関する犯罪とする。

## 違法な暴力の描写

### 第7条

状況により許される場合を除き、頒布する意図をもって図画において性的な暴力又は強制を描写する違法な暴力の描写は、出版の自由に関する犯罪とする。

## 公務員に対する脅迫

### 第8条

- ① 暴力の脅迫により、公務員の職務の執行に際し、職務の執行に結び付き、[職務の執行と]同一の保護を受けるその他の活動に際し、又はこの保護を受ける措置の補助に際し、措置を講ずるように強制し、若しくは講ずることを妨害するため、又は措置に復しゅうするために他者に危害を加える公務員に対する脅迫は、出版の自由に関する犯罪とする。
- ② かつて第1項に規定する活動の際に、これらの活動を遂行し、又は補助した者による作為又は不作為を理由として、第1項に規定する方法でこれらの者に危害を加える者についても同様とする。
- ③ 犯罪が実行されたならば当該犯罪が軽微であると判断される場合を除き、公務員に対する脅迫の着手又は予備については、刑事責任が問われる。

## 裁判の妨害

### 第9条

- ① 次に掲げることを理由又は目的として、暴力の脅迫によって他者に危害を加える裁判の妨害は、出版の自由に関する犯罪とする。
  1. 裁判所又はその他の官庁において、他者が、訴状を提出し、訴訟を提起し、証言を行い、又はその他尋問の際に陳述を行ったことを理由として
  2. 第1号に規定する行為を妨害することを目的として
- ② 他者が、官庁において証言を行い、若しくはその他尋問の際に陳述を行ったことを理由として、又はこれらの陳述を行うことを妨害することを目的として、苦痛、損害又は不都合をもたらすとして脅迫することにより、他者に危害を加える者についても同様とする。

## 反逆罪

### 第10条

- ① 国家体制を武力若しくはその他の暴力的な手段により転覆する意図又は国家元首、政府、国会若しくは最上級の裁判所の措置若しくは決定を、同様の手段で強制し、若しくは妨げる意図をもって、これらの意図が実現する危険をもたらす行動を行う反逆罪は、出版の自由に関する犯罪とする。
- ② 当該反逆罪の着手、予備若しくは陰謀については、刑事責任が問われる。

## 公民的自由に対する犯罪

### 第11条

- ① 公共の意見形成に影響を及ぼす意図又は政治団体、職業団体若しくは産業団体の内部における行動の自由を制限する意図をもった違法な脅迫を行い、これにより表現の自由、集会の

自由又は結社の自由を危険にさらす公民的自由に対する犯罪は、出版の自由に関する犯罪とする。

- ② 当該公民的自由に対する犯罪の着手については、刑事責任が問われる。

### 大逆外患誘致罪

#### 第12条

- ① 暴力的な手段若しくはその他の違法な手段により、若しくは外国の助力により、国若しくはその一部を外国の勢力の下に置き、外国の勢力に依存させる意図又は国の一部をこれらの手段により分断する意図をもって、これらの意図が実現する危険をもたらす行為を行う大逆外患誘致罪は、出版の自由に関する犯罪とする。
- ② 国家元首、政府、国会又は最上級の裁判所の措置又は決定を外国の助力により、強制し、又は妨げる意図をもって行われた大逆外患誘致罪もまた、この行為がこの意図の実現をもたらす場合には、出版の自由に関する犯罪とする。
- ③ 当該大逆外患誘致罪の着手、予備又は陰謀については、刑事責任が問われる。

### 戦争の企図

#### 第13条

外国の助力により、国が戦争又はその他の敵対関係に巻き込まれる危険を引き起こす戦争の企図は、出版の自由に関する犯罪とする。

### スパイ罪

#### 第14条

- ① 防衛組織、軍備、備蓄、輸入、輸出、製造方法、交渉、決定又はその他の状況に関する情報であって、外国の勢力に明らかにすることにより、スウェーデンの安全にとって損失となるおそれのあるものを、外国の勢力に協力するために、権限なく伝達し、提供し、又は漏えいするスパイ罪は、出版の自由に関する犯罪とする。当該情報が正確であるか否かを問わず、犯罪とする。
- ② 当該スパイ罪の着手、予備又は陰謀については、刑事責任が問われる。

### 秘密情報の権限のない取引

#### 第15条

- ① 特定の状況に関する秘密の性格を有する情報であって、外国の勢力に明らかにすることにより、スウェーデンの安全にとって損失となるおそれのあるものを、外国の勢力に協力する意図を持たずに伝達し、提供し、又は漏えいする秘密情報の権限のない取引は、出版の自由に関する犯罪とする。当該情報が正確であるか否かを問わず、犯罪とする。
- ② 当該秘密情報の権限のない取引の着手又は予備については、刑事責任が問われる。
- ③ このような犯罪の陰謀についても、これが重大なものである場合には、同様とする。その判断に際しては、この行為が外国の勢力に協力するものであるか、現在行われている戦争の観点から非常に危険な性質のものであるか、重大な意味を有する状況に関するものであるか又は犯人が公的若しくは私的な職務において委任されたことを漏えいしたかどうかを特に考

慮しなければならない。

### 秘密情報の取扱いにおける過失

#### 第16条

重大な過失により第15条に規定する行為を行う秘密情報の取扱いにおける過失は、出版の自由に関する犯罪とする。

### 戦時反逆罪又は戦時背信行為罪

#### 第17条

- ① 国が戦争状態にある場合、又はその他戦時反逆罪若しくは戦時背信行為罪に関する法律の規定が適用される場合には、次に掲げる戦時反逆罪又は戦時背信行為罪は、出版の自由に関する犯罪とする。
  1. 国の防衛に従事する者を誤解に導き、若しくは裏切り、又は反乱、不信若しくは意気喪失に導くこと。
  2. 総力防衛にとって意義を有する財産を敵に譲渡すること。
  3. その他の類似の背信行為であって、総力防衛に損失をもたらし、又は敵に協力する性質を有するもの
- ② 当該戦時反逆罪又は戦時背信行為罪の着手、予備又は陰謀については、刑事責任が問われる。

### 国の利益を損なう過失

#### 第18条

第17条に規定する行為を過失により行う国の利益を損なう過失は、出版の自由に関する犯罪とする。

### 国の安全にとって危険な噂の流布

#### 第19条

国が戦争状態にある場合、又はその他国の安全にとって危険な噂の流布に関する法律の規定が適用される場合には、次に掲げる国の安全にとって危険な噂の流布は、出版の自由に関する犯罪とする。

1. 国の安全にとって危険を引き起こす性質を有する虚偽の噂若しくはその他の事実ではない言説を一般公衆の間に流布させ、又は外国の勢力にこれらの噂若しくは言説を伝達し、若しくは流通させること。
2. 軍人の間に不信又は意気喪失をもたらす性質を有する虚偽の噂又はその他の事実ではない言説を流布させること。

### 公表に関する犯罪

#### 第20条

次に掲げる行為は、出版の自由に関する犯罪とする。

1. 公共の職務の際、職務上の義務の履行のとき、又はこれらに類する状況下で、全ての人に

- はアクセス可能でない公文書にアクセスした場合において、当該公文書を故意に公表すること。
2. 特別の法律に規定する守秘義務に故意に違反して情報を公表すること。
  3. 国が戦争状態又は差し迫った戦争の危険にあり、状況に関する情報漏えいが、この章に規定する犯罪以外の国の安全に関する犯罪に該当する場合において、当該情報を公表すること。

## 例外

### 第 21 条

- ① 広告又はその他の同種の通信における通知は、これらの通信の内容によって直接的に出版の自由に関する犯罪についての刑事責任が問われ得るものではない場合には、出版の自由に関する犯罪とみなしてはならない。これらの通信の内容によって直接引き起こされたものではない状況と結合して、これらの通信が可罰的である場合には、法律の規定が適用される。
- ② 暗号又はその他の方法による通信であって、一般公衆には秘密であるものについても同様とする。

## 情報提供者及び情報取得者に関する犯罪

### 情報提供者の犯罪

#### 第 22 条

- ① 第 1 章第 7 条第 2 項の規定に従い、刊行物において公表するために情報を提供し、これにより次に掲げる犯罪に責任を負う者については、当該犯罪の刑事責任に関する法律の規定が適用される。
  1. 反逆罪、大逆外患誘致罪、スパイ罪、重スパイ罪、秘密情報の権限のない取引の重罪、戦時反逆罪、戦時背信行為罪又はこれらの犯罪の着手、予備若しくは陰謀
  2. 全ての人にはアクセス可能ではない公文書の不正な開示を故意に行うこと又は官庁が開示の際に付した留保に反して当該公文書を故意に利用のために提供すること。
  3. 特別の法律に規定する場合に守秘義務を故意に無視すること。
- ② 第 1 項の規定は、第 8 章の規定に基づき刑事責任を負わないが、刊行物に挿入することを意図した制作の著者若しくはその他の著作者又は発行者として協力した者によって行われた犯罪についても適用する。
- ③ 第 1 項第 3 号に規定する〔法律の〕規定については、統治法第 2 章第 22 条第 1 項を適用する。

### 情報取得者の犯罪

#### 第 23 条

第 1 章第 7 条第 1 項の規定に従い刊行物において公開するため、又は情報伝達のために、情報を取得し、これにより第 22 条第 1 項第 1 号に掲げる犯罪の刑事責任を負う者には、当該犯罪の刑事責任に関する法律の規定が適用される。

## 出版の自由に関する犯罪についての付加的規定

### 制裁

#### 第24条

- ① 第2条から第20条までに規定する犯罪に対する制裁に関する法律の規定は、当該犯罪が出版の自由に関する犯罪とされる場合にも適用される。
- ② 制裁の決定に際しては、公開された情報が訂正されたか及び当該訂正がその後適切な方法で公表されたかを特に考慮しなければならない。

### 判決の公開

#### 第25条

第3条又は第4条の規定に基づき、被告人に対し、定期刊行物における中傷又は侮辱の判決が下された場合には、裁判所は、被害者の要求に基づき、当該判決を当該定期刊行物に掲載しなければならないことを決定することができる。

### 破棄

#### 第26条

- ① 出版の自由に関する犯罪に該当する刊行物は、破棄することができる。
- ② 破棄は、頒布が意図された刊行物の全ての刊本を廃棄することを内容とする。破棄は、活版、リトグラフ石版、ステロ版、金属版及びその他これらに類する資材であって、専ら当該刊行物の印刷のために利用可能なものについて、濫用が起こるおそれがないように措置を講ずることも内容とする。
- ③ 破棄の問題に関する判断に際しては、公開された情報が訂正されたか及び当該訂正がその後適切な方法で公表されたかを特に考慮しなければならない。

### 付録を含むデータベースからの削除

#### 第27条

- ① 第1章第5条又は第6条に規定するデータベースからの〔番組の〕利用提供が出版の自由に関する犯罪に該当する場合には、裁判所は、犯罪となる表現について、第8章の規定に基づき刑事責任を負う者が、裁判所が定める期間内に当該表現をデータベースから削除しなければならないことを決定することができる。
- ② 時効が完成した場合には、第1項に規定する決定は、時効が完成しなければ当該犯罪について刑事責任を負うべき者に対して行われなければならない。

#### 第28条

第27条に規定する決定に従わなかった者は、罰金又は1年以下の拘禁に処する。

### 発行の禁止

#### 第29条

- ① 国が戦争状態にある場合には、裁判所は、定期刊行物の破棄に関連して、一定期間、当該定期刊行物の発行を禁止することを通告することができる。当該禁止は、第10条、第12条から第14条まで、第15条（ただし、犯罪が悪質とみなされる場合に限る。）及び第17条に

規定する犯罪に限り、通告することができる。当該禁止は、出版の自由に関する訴訟における判決に法的効力が発生したときから最長で6か月の間効力を有する。

- ② 発行の禁止に違反して頒布された定期刊行物又は発行の禁止処分を受けた定期刊行物を明らかに継続している定期刊行物の破棄については、犯罪を理由とする客体の没収に関する規定が適用される。

## 第8章 出版の自由に関する犯罪の刑事責任

### 定期刊行物

#### 発行者及び代理人

##### 第1条

定期刊行物における出版の自由に関する犯罪については、当該定期刊行物が発行された時に発行者として届け出られた者が刑事責任を負う。代理人が届け出られ、かつ、代理人が発行者を代理している場合には、当該代理人が〔発行者に〕代わって刑事責任を負う。

##### 第2条

代理人が発行者を代理していた場合であっても、次に掲げる場合には、発行者が出版の自由に関する犯罪について刑事責任を負う。

1. 定期刊行物が発行された時に代理人がもはや権限を有していなかった場合又はその他代理人の任務が終了していた場合
2. 代理人が名目上選任されていた〔にすぎない〕場合又は明らかに代理人が第5章第4条に規定する権限を有していなかった場合

### 所有者

#### 第3条

- ① 定期刊行物の所有者は、当該定期刊行物が発行された時点で発行証明書が存在しなかった場合に、出版の自由に関する犯罪について刑事責任を負う。
- ② 発行証明書が存在した場合において、次に掲げるときは、所有者は出版の自由に関する犯罪について刑事責任を負う。
  1. 定期刊行物が発行された時に権限を有する発行者が置かれていなかったとき。
  2. 発行者が名目上選任されていた〔にすぎない〕とき又は明らかに発行者が第5章第4条に規定する権限を有していなかったとき。

### 印刷者

#### 第4条

定期刊行物が発行された時に所有者を特定することができない場合には、所有者の代わりに、当該定期刊行物を印刷した者が出版の自由に関する犯罪について刑事責任を負う。

### 頒布者

#### 第5条

定期刊行物を印刷した者が誰であるかに関する情報を欠いている定期刊行物が頒布され、か

つ、印刷した者が誰であるかを明らかにすることができなかつた場合には、定期刊行物を印刷した者に代わり、頒布者が出版の自由に関する犯罪について刑事責任を負う。定期刊行物を印刷した者が誰であるかに関する情報が不正確であり、かつ、頒布者がこれを認識しており、かつ、定期刊行物を印刷した者が誰であるかを明らかにすることができなかつた場合も同様とする。

### 定期刊行物ではない刊行物

#### 著者

#### 第6条

- ① 定期刊行物ではない刊行物における出版の自由に関する犯罪については、第3章第2条の規定に従い、当該刊行物の著者であることを本人が明示している場合には、著者が刑事責任を負う。
- ② ただし、当該刊行物が本人の同意なく発行された場合には、著者は刑事責任を負わない。著者の氏名、仮名又は筆名が本人の意思に反して明示された場合も、著者は刑事責任を負わない。

#### 発行者

#### 第7条

- ① 複数の著者の寄稿を内容とし、又は内容とすることを意図する刊行物について、第3章第2条の規定に従い、当該刊行物について特定の発行者が明示されている場合には、当該発行者が出版の自由に関する犯罪について刑事責任を負う。第6条の規定に従い、個々の寄稿の著者が刑事責任を負っている場合には、当該発行者は刑事責任を負わない。
- ② 第1項に規定するものではない刊行物については、当該刊行物が発行された時に著者が死亡していた場合に限り、発行者が刑事責任を負う。
- ③ 発行者の意思に反して、その氏名、仮名又は筆名が刊行物に明示された場合には、発行者は刑事責任を負わない。
- ④ この条にいう発行者とは、刊行物の著者ではなく、当該刊行物を印刷及び発行に至らせた者をいう。

#### 出版者

#### 第8条

- ① 第6条又は第7条の規定に基づき、著者又は発行者が、ともに刑事責任を負わない場合には、出版者が〔これらの者の〕代わりに刑事責任を負う。刊行物が発行された時に著者又は発行者が死亡していた場合も同様とする。
- ② 出版者とは、他者の刊行物の印刷及び発行を管理した者をいう。

#### 印刷者

#### 第9条

第8条に規定する出版者が存在しない場合には、刊行物を印刷した者が、〔出版者の〕代わりに出版の自由に関する犯罪について刑事責任を負う。出版者を特定することができない場合も同様とする。

## 頒布者

### 第 10 条

出版の自由に関する犯罪についての頒布者の刑事責任に関する第 5 条の規定は、定期刊行物ではない刊行物の頒布者にも適用する。

## 共通規定

### 特定の場合における刑事責任の移転

#### 第 11 条

- ① 第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条又は第 8 条の規定に基づき所有者、著者、発行者又は出版者として出版の自由に関する犯罪について刑事責任を負うべき者が、スウェーデンにおいて既知の住所を有せず、かつ、国内における滞在場所を明らかにすることができなかつた場合には、刑事責任は、当該人に次いで刑事責任を負うべき者に移転する。
- ② [第 1 項に規定する] 理由が存在する場合であっても、第 1 項の規定に従い発行者（第 7 条第 1 項に規定するものとは別の場合に限る。）又は頒布者に刑事責任が移転することはない。

#### 第 12 条

第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条又は第 8 条の規定に基づき発行者、所有者、著者又は出版者として刑事責任を有すべき者について、法律に基づき可罰性を排除する事情が存在する場合には、刑事責任は、当該人に次いで刑事責任を負うべき者に移転する。前段の規定は、刑事責任を負うことになる者が現状を認識していた場合又は認識していなければならなかつた場合に限り適用される。

## 刑事責任に対する抗弁

### 第 13 条

出版の自由に関する犯罪の被告人が、この章の規定に基づけば当該被告人が刑事責任を負わないこととなる事情を主張しようとする場合には、当該事情は、本口頭弁論の前に主張されなければならない。その他の場合には、裁判所は、当該事情を考慮してはならない。

## 刑事責任の内容

### 第 14 条

この章の規定に基づき出版の自由に関する犯罪について刑事責任を負う者は、刊行物の内容を認識し、及び当該刊行物の発行を許容したものとみなされなければならない。

## 第 9 章 監督及び訴追

### 法務監察長官及び国会オンブズマン

#### 第 1 条

法務監察長官は、この基本法に規定する出版の自由の制限に対する違反について、監督しなければならない。

#### 第 2 条

- ① 法務監察長官は、出版の自由に関する犯罪についての訴訟における唯一の公訴提起者であ

る。法務監察長官以外の者は、当該犯罪について捜査を開始してはならない。

- ② この基本法が別に定めない限り、法務監察長官及び裁判所のみが、当該犯罪の疑いを理由とする強制手段について決定することができる。

### 第3条

- ① 法務監察長官は、第7章第22条及び第23条に規定する情報提供者及び情報取得者に関する犯罪に関する訴訟においても唯一の公訴提起者である。[ただし、]前段の規定の適用は、当該訴訟が第12章第1条に規定する出版の自由に関する訴訟であることを要件とする。
- ② 法務監察長官は、その他、この基本法の規定の違反行為に関する訴訟においても唯一の公訴提起者である。
- ③ 国会オンブズマンがこの条に規定する訴訟において公訴提起者となる権限を法律で定めることができる。

## 訴追に関する規定

### 第4条

- ① 政府は、法務監察長官に対して、出版の自由に関する犯罪の訴追のために、[問題となる]刊行物について通知することができる。
- ② 出版の自由に関する犯罪に対する公訴について、政府の承認を要件とすることを法律で定めることができる。

## 公訴の時効

### 第5条

- ① 出版の自由に関する犯罪の公訴は、発行の際に発行証明書が有効であった定期刊行物に関する訴訟にあっては、発行から6か月以内に提起しなければならない。その他の刊行物については、発行から1年以内に、公訴を提起しなければならない。これらの期間が徒過した場合には、公訴を提起することができない(時効)。
- ② 第1項に規定する期間内に公訴が提起された場合には、当該期間の経過後であっても、当該犯罪について刑事責任を負う他の者を新たに訴追することができる。
- ③ 犯罪に対する制裁が消滅したとみなされないために当該犯罪が摘発されるべき期間に関する法律の規定<sup>32)</sup>は、出版の自由に関する犯罪についても適用される。

### 第6条

第5条の適用に際しては、番組が放送され、若しくは表現の自由に関する基本法第1章第4条に規定する方法で利用のために提供されたとき又は技術的記録が頒布のために引き渡されたとき、第1章第5条又は第6条に規定する発行が行われたとみなす。

## 告訴及び私的訴追

### 第7条

犯罪を告訴し、又は自ら訴追を提起する被害者の権利に関する法律の規定は、出版の自由に関する犯罪についても適用される。

<sup>32)</sup> 具体的には、一般的な公訴時効について定める刑法(1962年法令第700号)第35章の規定を指す。Prop. 1975/76:204, s.178.

## 訴追を伴わない破棄及び削除

### 第8条

第8章の規定に従い出版の自由に関する犯罪に刑事責任を負う者がいない場合には、法務監察長官又は被害者は、訴追の代わりに刊行物の破棄を請求することができる。犯罪の刑事責任を負う者に対しスウェーデンにおいて召喚状を送達することができない場合も同様とする。

### 第9条

- ① 第1章第5条又は第6条に規定するデータベースからの〔番組の〕利用提供が出版の自由に関する犯罪に該当し、かつ、第8章の規定に基づき当該犯罪に刑事責任を負う者がいない場合には、法務監察長官又は被害者は、訴追を提起する代わりに、裁判所が定める期間内に、犯罪に該当する表現のデータベースからの削除について裁判所が決定することを請求することができる。犯罪の刑事責任を負う者に対しスウェーデンにおいて召喚状を送達することができない場合も同様とする。
- ② 第7章第27条に規定する決定により表現の削除を命ぜられた者が当該命令に従うことができなかった場合もまた、法務監察長官又は被害者は、出版の自由に関する犯罪に該当する表現を削除しなければならないという裁判所の決定を請求することができる。
- ③ 第1項及び第2項に規定する請求は、犯罪の時効が完成した場合であっても行うことができる。

### 第10条

第9条に規定する決定に従わなかった者は、罰金又は1年以下の拘禁に処する。

## 第10章 特別の強制手段

### 破棄のための押収

#### 破棄及び訴追の前の押収

##### 第1条

出版の自由に関する犯罪を理由として、刊行物を破棄することができる根拠がある場合には、破棄に関する決定が下されるまで当該刊行物を押収することができる。

##### 第2条

- ① 出版の自由に関する犯罪について訴追が提起される前又は刊行物の破棄を裁判所に請求する前に、法務監察長官は、押収に関する決定を通知することができる。当該犯罪が公訴の対象に属することを〔当該決定の通知の〕要件とする。
- ② 検察官が押収について決定することができることを法律で定めることができる。

##### 第3条

- ① 裁判所の決定によらず押収が実行された場合には、押収の対象となった者は、裁判所に当該押収について審査を要求することができる。
- ② 検察官が押収について決定した場合には、当該決定は遅滞なく法務監察長官に通知され、法務監察長官は、直ちに押収を継続するべきか否かを審査しなければならない。

## 期限

### 第4条

法務監察長官が押収について決定した場合、又は第3条第2項に規定する押収を確認した場合には、法務監察長官の決定から2週間以内に訴追が提起され、又は破棄の請求が行われなければならない。それ以外の場合 [= 訴追が提起されず、破棄が請求されなかった場合] には、押収 [の決定] は、失効する。

## 訴追又は破棄の請求後の押収

### 第5条

出版の自由に関する犯罪について訴追が提起された場合、又は刊行物の破棄の請求が行われた場合には、裁判所は、押収について決定し、及び既に通知された押収 [の決定] を取り消すことができる。

## 訴訟が受理された場合における押収の審査

### 第6条

- ① 訴訟が受理された場合には、裁判所は、既に実行された押収を継続すべきか否かを審査する。
- ② 裁判所が管轄権を有しないという理由で訴訟が却下され、かつ、破棄の訴えが他の訴訟においても主張されると推定し得る場合には、裁判所は、一定の期間、押収が存続すべきことを決定することができる。この期間内に、訴えが提起されなかった場合には、当該押収 [の決定] は失効する。
- ③ 第2項の規定は、裁判所が、他の理由により、刊行物が犯罪に該当するか否かを審査せずに訴訟を却下した場合にも適用する。

## 押収に関する決定における情報

### 第7条

押収に関する決定は、刊行物のうち、当該押収の根拠となった部分についての情報を含み、及び当該部分が収録されている巻、部、号又は分冊のみを対象としなければならない。

## 押収の実行

### 第8条

警察官庁は、直ちに押収に関する決定を実行しなければならない。

### 第9条

刊行物の押収の実行は、刊行物のうち、頒布を意図した刊本のみを対象としなければならない。

### 第10条

押収に関する証明書は、手数料なしに、押収を実行される当事者及び当該刊行物を印刷した者に交付しなければならない。当該証明書には、当該刊行物のうち、押収の根拠となった部分に関する情報を記載しなければならない。当該証明書は、できる限り速やかに交付しなければならない。

## 第 11 条

押収 [の決定] が取り消され、又は失効した場合には、[押収の] 実行は、直ちに中止され、押収物は返却されなければならない。

## 調査のための押収

### 第 12 条

- ① 合理的な根拠に基づき、第 12 章に規定する出版の自由に関する訴訟における調査のために重要性を有すると推定し得る刊行物の刊本は、押収することができる。
- ② 当該押収については、第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 11 条の規定を適用する。その他の点については、押収に関する一般法の規定の関連する部分が適用される。ただし、裁判所が法務監察長官の要求に基づき期間の延長を許可していない限り、訴追は、押収に関する決定が通知されてから 1 か月以内に提起しなければならない。

## 戦争及び戦争の危険の際の強制手段

### 暫定的な発行禁止

#### 第 13 条

- ① 国が戦争状態にある場合には、第 7 章第 29 条に規定する裁判所の決定が下される前に、定期刊行物について、暫定的な発行禁止を通知することができる。[発行禁止の] 決定については、押収に関する第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定を適用する。
- ② 発行禁止に違反して頒布された定期刊行物又は当該禁止の対象となった定期刊行物を明らかに継承するものの押収については、没収を宣告することができる客体の押収に関する一般法の規定が適用される。

## 押収前の保管

### 第 14 条

- ① 国が戦争状態又は戦争の危険にあり、かつ、第 7 章第 5 条の規定に基づき可罰的である扇動を明らかに内容とする刊行物であって、軍人がその職務義務を放棄することに誤って導くおそれのあるものを防衛軍の部署で発見した場合には、押収に関する決定が下されるまで、当該刊行物を保管することができる。保管に関する決定は、法律に基づいて当該部署における人員に関する懲戒の問題を決定する担当者によって行われる。
- ② 危険が急迫性を有しない場合には、第 1 項に規定する措置は、法律の規定に基づく他の担当者により講ずることができる。当該決定 [= 措置] が講じられた場合には、第 1 項に規定する担当者に遅滞なく [当該措置を] 報告しなければならない。第 1 項に規定する担当者は、当該刊行物の保管を継続すべきか否かを速やかに審査しなければならない。

### 第 15 条

第 14 条の規定に基づく保管に関する決定は、できる限り速やかに法務監察長官に報告し、法務監察長官は、当該刊行物が押収されるべきか否かを速やかに審査しなければならない。

## 第11章 損害賠償

### 一般的な前提

#### 第1条

- ① 出版の自由の濫用を理由とする損害賠償は、[賠償] 請求に関連する刊行物が出版の自由の犯罪に該当することを根拠とする場合に限り許される。
- ② 第7章第21条から第23条までに規定する犯罪を理由とする損害賠償については、法律の規定が適用される。
- ③ 損害賠償に関するこの章の規定は、判決の公開に関する第7章第25条に規定する問題についても、適用可能な範囲で適用される。
- ④ 第8章第14条の規定は、出版の自由に関する犯罪に対する損害賠償についても適用される。

### [損害賠償] 責任を負う者

#### 第2条

- ① 第8章の規定に基づき出版の自由に関する犯罪の刑事責任を負う者のみが、損害賠償責任を負うことができる。
- ② 定期刊行物の発行者又はその代理人に対して請求することができる損害賠償は、当該定期刊行物の所有者に対しても請求することができる。その他の刊行物については、著者又は発行者に対して請求することができる損害賠償は、当該刊行物の出版者に対しても請求することができる。

#### 第3条

第8章第11条又は第12条の規定に基づき犯罪に関する刑事責任が他の者に移転した場合であっても、元来刑事責任を負うべき者に対しても、法律に従い主張することができる場合及び範囲内において、損害賠償を請求することができる。

#### 第4条

- ① 法人の代表者としての資格で出版の自由に関する犯罪を根拠とする損害賠償責任を負う場合には、損害賠償は、当該法人に対しても請求することができる。
- ② 後見人、財産管理人又は成年後見人として、出版の自由に関する犯罪を根拠とする損害賠償責任を負う場合には、損害賠償は、後見人、財産管理人又は成年後見人が選任された者についても、請求することができる。
- ③ この条に規定する損害賠償は、法律に従い主張することができる場合及び範囲内において請求することができる。

#### 第5条

この章の規定に基づき2又は3以上の者が損害賠償責任を負う場合には、これらの者は、連帯して損害賠償責任を負う。これらの者の相互間の責任については、法律の規定が適用される。

### 犯罪に対する刑罰を言い渡すことができない場合における損害賠償

#### 第6条

出版の自由に関する犯罪に伴う損害賠償は、時効又はその他の理由により当該犯罪に対して刑罰を言い渡すことができなかった場合であっても、請求することができる。

## 第12章 出版の自由に関する訴訟における裁判手続

### 出版の自由に関する訴訟

#### 第1条

- ① この基本法にいう出版の自由に関する訴訟とは、次に掲げるものをいう。
1. 第7章第2条から第20条までに規定する出版の自由に関する犯罪を理由とする刑事責任又は損害賠償に関する訴訟
  2. 第7章第22条に規定する情報提供者に関する犯罪を理由とする刑事責任又は損害賠償に関する訴訟
  3. 第9章第8条又は第9条に規定する請求に基づく破棄又は削除に関する訴訟
- ② 情報を取得した者が当該情報を刊行物において公表した場合、又は同一の方法で公表するために当該情報を他者に提供した場合には、第7章第23条に規定する情報取得者に関する犯罪を理由とする刑事責任又は損害賠償に関する訴訟も出版の自由に関する訴訟とする。[この場合において、] 情報が公表されなかったとき、又は公表のために他者に提供されなかったときであっても、刊行物において公表するために情報の取得が行われたことが明らかであるときに限り、当該訴訟は、出版の自由に関する訴訟とする。

#### 第2条

出版の自由に関する訴訟は、レーン<sup>33</sup>が所在する裁判管轄区に属する地方裁判所が審査する。当該レーン内の他の地方裁判所にも出版の自由に関する訴訟を審査させる理由が存在する場合には、政府は、これについて法令を定めることができる。

### 審査

#### 第3条

- ① 犯罪に関する刑事責任が問題となっている出版の自由に関する訴訟においては、犯罪が成立したかどうかの問題について、9人の構成員から成る陪審が審査しなければならない。
- ② 当事者が合意している場合には、訴訟は、陪審の協力を得ない裁判所により裁判される。
- ③ 裁判所のみが、第8章の規定に基づき被告人が刊行物について刑事責任を負うかどうかを審査する。

#### 第4条

- ① 犯罪が成立したという陪審の認定には、6人以上の陪審員の意見の一致を要する。その際、裁判所もこの問題を審査しなければならない。
- ② 裁判所が陪審と異なる意見を有している場合には、裁判所は、被告人を無罪とするか又はより軽微な刑罰規定を適用することができる。

#### 第5条

犯罪が成立していないと陪審が判断した場合には、被告人は、無罪とされなければならない。

#### 第6条

地方裁判所の判決について上訴が行われた場合には、上級の裁判所は、地方裁判所よりも大きく陪審の判断から逸脱してはならない。

---

<sup>33</sup> レーンは、国の事務を地方レベルで遂行する機関であり、領域的には、広域自治体であるレギオンに対応する。

## 陪審員の選挙

### 陪審の集団

#### 第7条

- ① 各レーンについて2つの集団に分けられる陪審員が選任される。第1の集団は16人の陪審員、第2の集団は8人の陪審員を擁する。ただし、ストックホルム・レーンについては、第1の集団は24人とし、第2の集団は12人とする。
- ② 第2の集団の陪審員は、通常裁判所又は通常行政裁判所の参審員であるか又は参審員であった者でなければならない。

## 選挙

### 第8条

陪審員は、選挙により4暦年の任期で選挙により選任される。

### 第9条

- ① 陪審員は、レーンにおけるランスティング<sup>34</sup>議会により選挙される。当該レーン内のコミューン<sup>35</sup>がランスティングに属していない場合には、当該ランスティング議会及び当該コミューンのコミューン議会が選挙する。ゴトランド・レーンにおいては、ゴトランド・コミューンのコミューン議会が選挙する。
- ② 2以上の選挙機関により選挙が実施されなければならない場合には、レーン庁は、各集団内の陪審員の人数を選挙機関間で人口を基礎として分割する。
- ③ 陪審員が選挙されなければならない場合には、地方裁判所は、第1項の規定に基づき選挙を実施しなければならない選挙機関にこれを報告しなければならない。

## 陪審員の資格要件及びその他の要件

### 第10条

- ① 陪審員は、スウェーデン国民でなければならないが、当該レーンにおいて住民登録されていなければならない。未成年者又は法律の特別の規定に基づき後見人を有している者は、陪審員となることができない。
- ② 陪審員は、判断力、独立性及び公正性を有するものとする。陪審員は、様々な社会集団及び意見の傾向並びにレーンの様々な地域を代表するものとする。

## 陪審員の辞任及び補欠

### 第11条

60歳に達した陪審員は、任務を辞退することができる。陪審員がその他の理由で辞任しようとする場合には、地方裁判所は、その者について、任務の遂行に支障がある正当な事由の有無を審査する。陪審員が被選資格を失った場合には、その任命は失効する。

<sup>34</sup> ランスティングはかつての広域自治体。2019年にレギオンに移行した。これに伴い、本項第1文の改正及び第2文の削除が予定されている。この改正案(Prop. 2018/19:162)は、2019年11月20日、国会で未決の状態で可決された(すなわち、基本法改正に必要とされる2回の議決のうち、1回目の議決が終了した)。この出版の自由に関する法律の改正案の施行は、2023年1月1日が予定されている。改正後の第1文は、次のとおりである。「陪審員は、レーンにおける広域自治体の議会によって選挙される。」

<sup>35</sup> 基礎自治体。

## 第 12 条

- ① 陪審員が辞任した場合、又は被選資格を失った場合には、第 9 条に規定する選挙機関は、任期の残りの期間について、補欠を選任しなければならない。選挙は、[辞任した] 陪審員が属していた陪審員の集団内で行われる。
- ② 選挙は、ランスティング議会の代わりに、レーン庁が実施することができる<sup>36</sup>。ただし、当該選挙は、当該議会の次の会議までの期間に限り有効である。

## 陪審員の選挙に関する異議

### 第 13 条

- ① 陪審員の選挙に対する異議は、地方裁判所に申し立てることができる。当該選挙に対して異議が申し立てられなかった場合であっても、地方裁判所は、陪審員の資格について自発的に審査しなければならない。
- ② 第 1 項に規定する問題に関する地方裁判所の決定に対する異議の申立てについては、裁判手続における地方裁判所の決定に対する上訴に関する法律の規定が適用される。高等裁判所の決定について上訴することはできない。
- ③ 裁判所が別に決定を下していない限り、陪審員の選挙に関する決定に対して異議が申し立てられている場合であっても、当該選挙に関する決定は有効である。

## 訴訟における陪審の組織の方法

### 陪審の組織の手続

#### 第 14 条

陪審員に選任された者は、陪審員名簿に登録されなければならない。当該名簿には、各集団が別個に登載されなければならない。

#### 第 15 条

裁判官に対する忌避<sup>37</sup>に関する法律の規定は、陪審員にも適用する。

#### 第 16 条

- ① 陪審員が参加しなければならない訴訟においては、裁判所が陪審員名簿を提示し、当該名簿に登載された者に対する忌避の有無に関する問題を取り扱う。
- ② その後、忌避されていない陪審員により陪審が組織されなければならない。その際、当事者の双方が第 1 の集団から 3 人の陪審員を、第 2 の集団から 1 人の陪審員を排除することができる。排除されずに残った者の中から、裁判所が第 1 の集団に 6 人の陪審員、第 2 の集団に 3 人の陪審員が残るように補欠を抽選により選出する。
- ③ ストックホルム・レーンの陪審については、当事者の双方が第 1 集団から 5 人の陪審員を、第 2 集団から 2 人の陪審員を排除することができる。

#### 第 17 条

複数の共同当事者のうち 1 人のみが陪審員を排除しようとする場合には、その排除は、残り

---

<sup>36</sup> 本項第 1 文も改正が予定されており、前掲注<sup>34</sup>の改正案では、「選挙は、議会の代わりに、広域自治体の執行府が実施することができる。」となっている。

<sup>37</sup> 原語の jäv は除斥も含む概念である。訴訟手続法第 4 章第 13 条から第 15 条までに裁判官に対する jäv の手続の規定がある。

の共同当事者についても効力を有する。共同当事者がどの陪審員を排除するかについて一致しなかった場合には、裁判所が抽選により排除を行う。

### 忌避の手續又は陪審員の法定の支障事由

#### 第18条

- ① 法定の支障事由に該当しない者は、陪審員として職務を遂行する義務を負う。
- ② 忌避又は陪審員の法定の支障事由により、いずれかのグループにおいて、適切な人数の陪審員が存在しなくなった場合には、裁判所は、欠けている陪審員1人につき、3人の陪審員を選任する。当事者双方は、これらの者の中から1人を排除することができる。選任される者は、属する集団の陪審員に課せられる要件を満たしていなければならない。
- ③ かつて同一の訴訟において排除された者は、陪審員に選任されない。

### 裁判手續に関する付加的規定

#### 共通の陪審

#### 第19条

- ① 複数の訴訟が陪審によって審査されるべき場合には、裁判所は、当該訴訟において同一の陪審が任務を遂行しなければならないことを決定することができる。裁判所が当該決定を行う前に、当事者と協議しなければならない。
- ② 複数の訴訟について共通の陪審が選任されるべき場合には、いずれかの当事者について複数の当事者が存在する訴訟における陪審員の排除に関する第17条の規定を適用する。

### 損害賠償又は破棄に関する訴え

#### 第20条

犯罪の刑事責任に関する訴訟において、被告人以外の者に対する損害賠償に関する訴えが併せて提起された場合には、被告人が第3条第2項、第16条第2項及び第18条第2項に規定する措置を講ずる。

#### 第21条

- ① 訴追と関連しない損害賠償に関する訴えについては、第3条から第6条まで及び第15条から第19条までの規定を適用する。ただし、犯罪の刑事責任に関する出版の自由に関する訴訟において、犯罪が成立したかどうかについて既に審査された場合には、同一の問題が新たに審査されることはない。訴追と関連しない刊行物に関する訴えについても同様とする。
- ② 第9章第8条に規定する破棄に関する訴訟においては、当事者によって行われるべきであった陪審員の排除は、裁判所が〔当事者に〕代わって抽選により行う。
- ③ 第1項及び第2項の規定は、第9章第9条に規定するデータベースからの情報の削除に関する訴訟についても適用する。

### 裁判手續に関する細目

#### 第22条

- ① 出版の自由に関する訴訟の裁判手續の細目については、法律で定めることができる。
- ② 同一のレーンに出版の自由に関する訴訟を審査する権限を有する複数の地方裁判所が存在

する場合には、どの地方裁判所が第9条第3項、第11条、第13条及び第14条に規定する任務を遂行するかについて政府が指定する。

## 戦争又は戦争の危険

### 第23条

① 国が戦争若しくは戦争の危険の状態にある場合、又は国が置かれている戦争若しくは戦争の危険の状態によって引き起こされた非常事態の場合には、次に掲げる事項を法律で定めることができる。

1. 陪審員の選挙の延期
2. 陪審員がその任務を辞退する権利に関する例外

② 政府がこれらの規定を定めることができることを法律で定めることができる。

## 第13章 国外で印刷された刊行物

### 総則

#### 第1条

国外で印刷され、スウェーデンで発行された刊行物については、別に定めない限り、次に掲げる規定が適用可能な部分について適用される。

- 出版の自由に関する第1章の規定
- 匿名の権利に関する第3章の規定
- 刊行物を頒布する権利に関する第6章の規定
- 出版の自由に関する犯罪、情報提供者に関する犯罪及び情報取得者に関する犯罪に関する第7章の規定
- 出版の自由に関する犯罪の刑事責任に関する第8章第1条から第3条まで、第6条から第8条まで及び第11条から第14条までの規定
- 監督及び訴追に関する第9章の規定
- 特別の強制手段に関する第10章の規定
- 損害賠償に関する第11章の規定
- 出版の自由に関する訴訟における裁判手続に関する第12章の規定

#### 第2条

国外で印刷された刊行物は、スウェーデンにおいて販売のために引き渡されたとき又はその他の方法で頒布のために手渡されたときに、スウェーデンで発行されたものとみなされる。

#### 第3条

主としてスウェーデンにおける頒布を意図した定期刊行物が国外で印刷された場合には、定期刊行物を発行する権利に関する第5章の規定が適用可能な部分について適用される。

#### 第4条

国外で印刷され、主としてスウェーデンにおける頒布を意図していない定期刊行物を発行するためには、発行証明書を要しない。発行証明書が存在する場合には、定期刊行物を発行する権利に関する第5章の規定が適用可能な部分について適用される。

**頒布のために刊行物を引き渡した者の刑事責任****第5条**

- ① 刊行物が国外で印刷された場合には、印刷者の刑事責任に関するこの基本法の規定は、スウェーデンにおいて当該刊行物を頒布のために引き渡した者に適用する。
- ② 刊行物を頒布のために引き渡した者が特定できない場合には、第6章の規定に従い頒布者とみなされる者が代わりに刑事責任を負う。当該刊行物を発行した時に頒布のために当該刊行物を引き渡した者がスウェーデンに住所を有しなかった場合も同様とする。

**刊本を永続的に保存する義務及び義務的な引渡し****第6条**

第4章第4条の規定は、国外で印刷された刊行物にも適用する。

**情報提供者及び情報取得者の自由****第7条**

- ① 情報提供者及び情報取得者の自由に関する第1章第7条の規定は、国外で印刷された刊行物及びスウェーデンで発行されたが、主としてスウェーデンにおける頒布を意図しておらず、発行証明書も存在しない刊行物にも適用する。
- ② ただし、第1項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
  1. 情報提供又は情報取得が、スウェーデンの安全に対する犯罪に当たる場合
  2. 情報提供が、第7章第22条第1項第2号に規定する〔公文書の不正な〕開示又は〔官庁が開示の際に付した留保に反した当該公文書の〕利用のための提供に当たる場合
  3. 情報提供が、故意の守秘義務の違反に当たる場合

**第8条**

- ① 情報提供者及び情報取得者の自由に関する第7条の規定は、情報がスウェーデンで提供され、又は取得された場合には、スウェーデンで発行されていない刊行物についても適用される。
- ② 定期刊行物については、著者又は刊行物における制作に協力したその他の著作者は、情報提供者とみなされる。

**第9条**

- ① 情報提供者は、第7条及び第8条に規定する場合には、第3章に規定する匿名の権利を有する。
- ② ただし、第3章第4条〔第1項〕第3号の守秘義務の例外に関する規定は、同号に規定するものとは別のスウェーデンの安全に対する犯罪にも適用されなければならない。

**第10条**

- ① 情報提供及び情報取得が、第7条及び第8条の規定に基づき可罰的である場合には、情報提供者及び情報取得者に関する犯罪に関するこの基本法の規定が適用される。
- ② 第12章第1条第2項の規定に基づき別の手続をとる場合を除き、当該犯罪を根拠とする刑事責任又は損害賠償に関する訴訟は、出版の自由に関する訴訟に関する規定に従い処理される。

## 第 14 章 総則

### 出版の自由に関する訴訟における再審

#### 第 1 条

- ① 出版の自由に関する訴訟における再審については、法律の規定が適用される。
- ② 犯罪が成立したかどうかを陪審が審査した訴訟の再審が許可された場合には、裁判所は、当該訴訟において最初の判決を下した裁判所の新しい陪審に当該訴訟を再付託しなければならないことを同時に決定しなければならない。[ただし、]これ [=陪審への再付託]は、再審の決定が当該陪審の審査にとって重要性を有すると推定し得る状況を根拠としているというものを要件とする。
- ③ ただし、事実が明らかな場合には、再審を許可した裁判所は、被告人の利益のために直ちにその判決を変更することができる。

### 新しい陪審の設置

#### 第 2 条

上級裁判所の決定に基づき、出版の自由に関する訴訟が、当該訴訟において最初に判決を下した裁判所の陪審に再付託される場合には、この新しい陪審が、第 12 章第 15 条から第 21 条までの規定に従い設置される。

### 遅滞のない処理

#### 第 3 条

出版の自由に関する訴訟及びこの基本法の規定の違反に関するその他の訴訟は、遅滞なく処理されなければならない。

### 国際的な法律扶助

#### 第 4 条

国際的な法律扶助については、法律の規定が適用される。当該扶助は、出版の自由に関する法分野におけるスウェーデンの一般的な法原則に反する方法で給付されてはならない。

### スウェーデン国民及びスウェーデンの法人以外の者

#### 第 5 条

スウェーデン国民及びスウェーデンの法人以外の者については、出版の自由及び公文書の公開について、法律により特別の制限を設けることができる。

### 基本法で定められていない問題

#### 第 6 条

この基本法又はこの基本法の規定に基づき制定された特別の法律で特に定められていない問題については、その他の法律又は法令の規定が適用される。

## 経過規定

## 1976 年法令第 955 号

1. この法律は、1978 年 1 月 1 日に施行する。
2. 新たな規定は、謄写版、写真複写又はその他これらに類する技術的処理により複製された刊行物であって、[この法律の] 施行前に発行されたものには適用しない。

## 1998 年法令第 1438 号

1. この法律は、1999 年 1 月 1 日に施行する。
2. [この法律の] 施行前に頒布された技術的記録については、従前の規定を適用する。
3. 第 1 章第 7 条並びに第 5 章第 5 条及び第 7 条の新たな規定は、[この法律の] 施行前に交付された発行証明書についても適用される。第 5 章第 5 条第 4 項第 1 文の規定にもかかわらず、この法律の施行から 10 年の間、当該証明書は効力を有する<sup>38)</sup>。
4. わいせつな図画における児童の描写に関する訴訟においては、訴えが [この法律の] 施行前に提起された場合には、従前の規定を適用する。

<sup>38)</sup> 2018 年の改正で条名等に変更があったため、「第 1 章第 7 条」、「第 5 章第 5 条及び第 7 条」、「第 5 章第 5 条第 4 項第 1 文」という参照条文は、現在のテキストには対応していない。

表現の自由に関する基本法（1991年法令第1469号）

Yttrandefrihetsgrundlag（1991:1469）

第1章 この基本法に基づく表現の自由

目的及び原則

第1条

- ① 全ての人、この基本法に基づき、ラジオ、テレビ及びこれらに類する送信、データベースから行われる公演並びに映画、ビデオ記録、音声記録及びその他の技術的記録において、あらゆる分野について思想、見解及び感情を公に表現し、並びにその他の方法で情報を提供する権利を、公的機関との関係で保障される。
- ② この基本法に基づく表現の自由は、自由な意見の交換、自由かつ多面的な情報伝達及び自由な芸術的創造を保障することを目的とする。この自由に関しては、この基本法の規定以外の制限を課してはならない。

適用範囲

定義

第2条

この基本法において、番組とは、ラジオ、テレビ又はその他の電磁気によって行われる音声、画像若しくは文字による送信における内容及びデータベースから行われる公演における内容をいい、技術的記録とは、文字、画像又は音声を内容とする記録であって、技術的補助手段を使用してのみ読み、聞き、又はその他の方法により理解することができるものをいい、データベースとは、自動化された処理のために蓄積された情報の集積をいう。

放送

第3条

- ① この基本法は、一般公衆に向けられ、かつ、技術的補助手段を使用して受信されることを意図した番組の放送に適用する。
- ② 受信者が「番組の」開始時点及び内容について影響を及ぼす可能性がない場合には、特別の要請に基づく生放送の番組又は収録された番組の一般公衆への提供も番組の放送とみなす。
- ③ この基本法における番組に関する規定は、スウェーデンから発信される衛星放送によって供給される番組にも適用する。

データベースからの提供

第4条

- ① この基本法における番組の放送に関する規定は、データベースからの情報が、第1号に掲げる者により、第2号に掲げる方法で、電磁波によって一般公衆の利用のために提供され、事業者のみが当該データベースの内容を変更することができる場合にも適用する。
  1. 次に掲げるいずれかの者
    - a) 定期刊行物又は番組の編集部

- b) 出版の自由に関する法律に規定する刊行物又は技術的記録の制作を業務とする企業
  - c) ニュース通信社
  - d) 第5条の規定に基づき事業について発行証明書が交付されている者
2. 次に掲げるいずれかの方法
- a) 特別の要請に基づく送信
  - b) 事前の合意に基づく送信
  - c) 技術的記録、刊行物又は画像の制作
  - d) 公演
- ② データベースにおける特定の情報が他者から提供された場合であっても、この基本法は、当該情報が事業者由来することが明らかなデータベースの部分について適用される。
- ③ この条の規定は、第3条第2項に規定するデータベースからの提供には適用されない。

### 発行証明書を備えたデータベースに関する特則

#### 第5条

次に掲げる要件を全て満たす場合には、発行証明書が交付される。

1. 事業が第4条に規定する方法で管理され、かつ、送信がスウェーデンから行われること。
2. 資格を有する発行者が選任され、かつ、その任務を引き受けていること。
3. 事業が、第4条に規定する他の事業の名称と混同しやすすくない名称を有していること。

#### 第6条

- ① 発行証明書は、10年間効力を有する。当該証明書は、その後、失効する。
- ② 当該証明書は、証明書交付のための要件を満たす場合には、更新することができる。当該証明書は、先の10年の期間の経過後、毎回10年の期間について更新することができる。
- ③ 発行証明書の交付のための要件を満たさなくなった場合には、発行証明書を取消することができる。当該発行証明書の交付の日から6か月以内に事業を開始しなかった場合又は当該事業を実施する者がその事業を中止したことを届け出た場合も同様とする。

#### 第7条

- ① 全てのデータベースは、名称を有しなければならない。
- ② 発行証明書の交付、失効、更新及び取消し並びにデータベースの名称に関する規定は、法律で定めることができる。
- ③ 第2項の規定に基づき制定された〔法律の〕規定に違反した者の刑罰に関する規定は、法律で定めることができる。

### 技術的記録

#### 第8条

- ① この基本法は、発行された技術的記録に適用する。技術的記録は、公演、販売又はその他の方法により提供することにより、スウェーデンにおいて一般公衆に頒布するために引き渡された場合に、発行されたとみなされる。
- ② 技術的記録は、スウェーデンから外国の受取者に送付されたことのみを理由として、スウェーデンにおける一般公衆への頒布のために引き渡されたとみなしてはならない。
- ③ この基本法を適用するかどうかについては、個々の事件ごとに、頒布について推定し得る

ことに基づいて審査される。特別の事情がある場合を除き、この基本法は、第3章第16条及び第4章第5条に規定する情報が記載された技術的記録に適用されるものとみなさなければならない。

## 刊行物とみなされる番組及び技術的記録

### 第9条

出版の自由に関する法律第1章第5条及び第6条の規定に基づき、特定の番組及び技術的記録は、刊行物とみなされなければならない。

## 基本的な規定

### 情報提供者及び情報取得者の自由

#### 第10条

- ① 全ての人、番組又は技術的記録において公表するため、いずれの分野においても情報を提供する自由を有する（情報提供者の自由）。この自由は、次に掲げる者に提供される情報を対象とする。
  - 著者又はその他の著作者
  - 発行者、編集部又はニュース通信社
  - 技術的記録を制作する企業
- ② 全ての人、第1項の規定に従い提供し、又は公表するため、いずれの分野においても情報を取得する自由を有する（情報取得者の自由）。
- ③ これらの自由については、この基本法の規定以外の制限を課してはならない。

### 検閲及びその他の妨害的措置の禁止

#### 第11条

番組及び技術的記録における伝達を意図したものは、官庁又はその他の公的機関によって事前に検査されてはならない。さらに、官庁又はその他の公的機関は、この基本法の根拠がない場合には、内容を理由として、番組又は技術的記録の制作、公表又は一般公衆への頒布を禁止し、又は妨げてはならない。

#### 第12条

第11条の規定にかかわらず、第4条第1項第2号dに規定するデータベースから行われる公演における動画の検査及び許可に関する規定を法律で定めることができる。公開の場で視聴される動画又は技術的記録についても同様とする。

#### 第13条

官庁又はその他の公的機関は、この基本法の根拠がない場合には、内容を理由として、番組を受信し、又は技術的記録の内容を理解するために必要な技術的補助手段の保有又は使用を禁止し、又は妨げてはならない。番組の放送のための有線通信網の敷設の禁止についても同様とする。

## 排他性の原則

### 第14条

官庁又はその他の公的機関は、この基本法に基づかずに、番組又は技術的記録において表現の自由を濫用し、又はその濫用に協力したことを理由として、何人に対しても不利益措置をとってはならない。官庁又はその他の公的機関は、この基本法に基づかずに、前段に規定する理由により、番組又は記録に対して不利益措置をとってはならない。

## 適用の際の指針

### 第15条

表現の自由の濫用について判断し、又はその他の方法でこの基本法が遵守されているかどうかを監督しなければならない者は、常に、表現の自由は自由な社会の基礎であることを考慮し、表現よりも分野及び思想に注意し、制作方法よりも目的に注意し、疑わしい場合には、有罪よりも無罪を選択するものとする。

## 基本法の例外

### 生放送

### 第16条

番組事業を運営する者以外の者が制作した番組又は番組の一部であって、出来事又は礼拝若しくは公の催事の生放送から成るものについては、次の規定は、適用しない。

- 公表するために情報を提供し、及び取得する権利に関する第10条
- 不利益措置を禁止する第14条
- この基本法の適用の際の判断方法に関する第15条
- 匿名の権利に関する第2章
- 表現の自由に関する犯罪、情報提供者に関する犯罪及び情報取得者に関する犯罪、表現の自由に関する犯罪の刑事責任〔並びに〕監督、訴追及び特別の強制手段に関する第5章から第8章まで
- 表現の自由に関する訴訟における裁判手続に関する第10章
- 外国からの番組において公表するため情報を提供し、及び取得する権利に関する第11章第7条

## 法律で規定することができる事項

### 第17条

- ① 次に掲げる事項に関する規定を法律で定めることができる。
  1. 主として外国で受信されることを意図している番組の放送
  2. 有線通信により放送されるが広い範囲の一般公衆により受信されることを意図していない番組
- ② ただし、第10条から第13条までに規定する事項を法律で定めることはできない。

### 第18条

著作者の権利、特定の商業広告、信用調査活動、製品情報及び情報取得のための方法について法律で定めることができるとする出版の自由に関する法律第1章第11条及び第12条の規定

は、番組及び技術的記録の内容についても適用される。

#### 第19条

- ① この基本法の規定は、番組における商業広告の禁止又は当該広告に適用される条件に関する規定を法律で定めることを妨げない。
- ② 番組事業を運営する者以外の者が全額又は一部の費用を負担する広告及び番組放送の禁止又はこれらのための条件に関する規定についても同様とする。

#### 第20条

- ① この基本法の規定は、次に掲げるいずれかの個人情報の開示を禁止する規定を法律で定めることを妨げない。
  1. 種族的な出身、肌の色若しくはその他これらに類する事情、政治的な見解、宗教的若しくは哲学的な信条又は労働組合への所属を明らかにする個人情報
  2. 健康、性生活又は性的指向に関する個人情報
  3. 自然人を明確に同定する遺伝子情報又は生体認証情報から成る個人情報<sup>39</sup>
- ② 第1項の規定は、次に掲げる条件を全て満たす場合にのみ適用される。
  1. 個人情報、それを検索し、又は総合することが可能なように整理された情報集合に含まれていること。
  2. 活動及び情報集合がアクセス可能になっている形式の観点から、個人のプライバシーへの不当な侵害に関する特定の危険が存在すること。

#### 児童ポルノに関する例外

#### 第21条

この基本法は、思春期の発育が完了していない者又は18歳未満の者のわいせつな画像には適用しない。

### 第2章 匿名の権利

#### 第1条

番組又は技術的記録の著作権者は、その身元を明らかにする義務を負わない。その制作に参加した者及び第1章第10条の規定に基づき公表のために情報を提供した者についても同様とする。

#### 第2条

- ① 番組又は技術的記録における表現の自由に関する犯罪を理由とする刑事責任、損害賠償又は特定の法律効果に関する訴訟においては、何人についても、誰が制作物の著作権者であり、その制作に参加した者であり、これを公表のために提供した者であるか、又は誰が第1章第10条に規定する情報提供者であるかに関する問題を取り上げてはならない。
- ② ただし、制作物の著作権者又はその制作に参加した者であることが明記されている場合には、この者が刑事責任を負うかどうかを訴訟において審査することができる。当該訴訟において、自身が著作権者又は制作に参加した者であることを認めた場合も同様とする。

---

<sup>39</sup> 原文では、第1項第3号の後ろに「又は」を意味する *eller* という語がある。前掲注<sup>23</sup>を参照。

- ③ 第1項の規定は、表現の自由に関する犯罪に関する訴訟並びに第5章第4条及び第5条に規定する犯罪に関する訴訟の双方を、同一の裁判手続において審査することを妨げない。

## 守秘義務

### 第3条

- ① 番組若しくは技術的記録を構成し、又はこれらに挿入することが意図された制作物の作成又は頒布に携わった者は、誰が当該制作物の著作者であり、若しくはこれを公表するために提供した者であるか、又は誰がその制作に参加し、若しくは第1章第10条の規定に基づく情報提供者であるかについて、その際知り得たことを明らかにしてはならない。
- ② 第1項に規定する守秘義務は、その他の方法で、技術的記録を発行し、若しくは番組を放送する企業又はニュース通信社で活動していた者にも適用する。

### 第4条

- ① 第3条に規定する守秘義務は、次に掲げる場合には適用しない。
1. 守秘義務により利益を受ける者が自らの身元が明かされることに同意した場合
  2. 第2条第2項の規定に基づき、身元に関する問題を取り扱うことが許される場合
  3. 第5章第4条第1項第1号に掲げる犯罪のいずれかに関わる場合
  4. 裁判所が、第5章第3条又は第4条第1項第2号若しくは第3号に規定する犯罪について、情報を提供し、又は制作に協力した者が犯罪行為の被告人又は正当な理由に基づく被疑者であるかどうかに関する情報が提供される必要があると判断した場合。この場合には、当該情報は、公判の際に提供されなければならない。
  5. その他の場合において、裁判所が証人尋問又は真実保証を行った当事者の尋問の際に、身元に関する情報が提供されることが、公共の利益又は私的な利益の観点から相当に重要であると判断した場合
- ② 第1項第4号又は第5号に規定する尋問の際には、個別の特定の場合に許容されている範囲を超えて守秘義務に違反するおそれのある問題が提起されないように、裁判所は、細心の注意を払わなければならない。

## 身元調査の禁止

### 第5条

- ① 官庁又はその他の公的機関は、次に掲げる者の身元を調査してはならない。
1. 番組若しくは技術的記録において公表された制作物若しくは公表が意図された制作物の著作者又はその制作に参加した者
  2. 番組又は技術的記録における公表のために制作物を提供した者若しくは提供することを意図した者
  3. 第1章第10条に規定する情報提供者
- ② 第1項の禁止は、同項に規定する者に対する訴追又はその他の不利益措置であって、この基本法に違反しないもののために必要な身元の調査を妨げない。この場合には、第3条に規定する守秘義務に配慮しなければならない。

## 報復の禁止

### 第6条

官庁又はその他の公的機関は、番組又は技術的記録において表現の自由を行使し、又はその行使に協力したことを理由として、自由を行使した者又は行使に協力した者に対して不利益措置をとってはならない。

## 刑罰

### 第7条

- ① 次に掲げる者は、罰金又は1年以下の拘禁に処する。
  1. 故意又は過失により、第3条に規定する守秘義務に違反した者
  2. 故意又は過失により、番組又は技術的記録において、誰が制作物の著作者であるか、若しくは制作物を公表のために提供したか、誰が制作に参加したか、又は誰が制作物において情報を提供したかについて虚偽の情報を提供した者
  3. 第5条に違反して故意に身元調査を行った者
  4. 第6条に違反して故意に不利益措置（解雇、[労働契約等の]解約、懲戒罰の通告又はこれらに類する措置）をとった者
- ② 第1項第1号及び第2号に規定する犯罪に対する公訴は、被害者が告訴したときに限り行うことができる。

## 第3章 放送し、制作し、及び頒布する権利

### 番組の放送

#### 有線通信設備により放送する権利

##### 第1条

全ての自然人及び法人は、有線通信設備により番組を放送する権利を有する。

##### 第2条

第1条に規定する自由は、次に掲げる事項について法律で定めることを妨げない。

1. 多面的な情報を受信する一般公衆の利益に照らし、必要な範囲内で、特定の番組を送信する余地を確保するように、有線通信網の所有者に義務付けること。
2. 有線通信網における送信に関する競争の利益又は当該送信を受信する一般公衆の利益に照らし、必要な範囲内で、複数の送信の余地を確保するように、有線通信網の所有者に義務付けること。
3. 視聴者に番組の自由な選択を保障する措置を講ずるように、有線通信網の所有者に義務付けること。
4. テレビにおいて番組を放送する者又は第1章第4条第1項第2号aに規定するデータベースからの送信により当該番組を提供する者に対し、字幕、通訳、読上げ又はその他これらに類する技術により、障害者が番組にアクセス可能とすることを義務付けること。
5. テレビにおいて番組を放送する者又は第1章第4条第1項第2号aに規定するデータベースからの送信により当該番組を提供する者に対し、欧州起源の番組の制作及び当該番組へのアクセスの促進を義務付けること。

6. 暴力的描写、わいせつな画像又は民族集団に対する憎悪を特徴とする提供物の継続的放送に対して規制を設けること。

### 有線通信設備以外の方法による放送

#### 第3条

- ① 有線通信設備以外の方法により番組を放送する権利は、放送の許可及び条件を定める法律により規制することができる。
- ② 公的機関は、無線周波数ができる限り広範な表現の自由及び情報の自由に資する方法で利用されるよう努めなければならない。

#### 第4条

アクセス可能な無線周波数が許容する範囲内で、地方の電波放送においてラジオ番組を放送することを団体に許可する機会が存在しなければならない。これに関する細目は、法律で定めることができる。

### 放送する権利の制限に関する一定の要件

#### 第5条

第2条から第4条までに規定する番組を放送する権利の制限に関しては、基本的自由及び権利の制限に関する統治法第2章第21条から第23条までの規定を適用する。

### 編集の自律

#### 第6条

番組を放送する者は、番組内容を独自に決定する。

### 裁判所の審査

#### 第7条

- ① 番組を放送する権利に関する問題は、裁判所又はその構成が法律により定められ、かつ、その長が正規の裁判官又は正規の裁判官であった者である委員会が審査することができるものとする。政府の決定は、裁判所が審査しなければならない、[政府の決定に対する審査は、]当該決定の適法性のみを対象とすることを必要とする<sup>(40)</sup>。
- ② 表現の自由の濫用を理由とする不利益措置に関する事件が問題となっている場合には、当該問題は、法律で定める詳細に従い陪審の協力の下、裁判所により審査されなければならない。ただし、第1章第19条に規定する商業広告、その他の広告又は番組放送に関する規定又は条件に対する違反に関する事件の場合は、この限りでない。

### 永続的保存の義務及び義務的納入

#### 第8条

事後の検査のために番組の録音録画を永続的に保存し、及びアクセス可能にする義務並びにこれらを公文書館に納入する義務に関する規定を法律で定めることができる。

(40) 原文では、「対象とすることを必要とする」の主語が「政府の決定」となっているが、これでは意味をなさなため、「政府の決定に対する審査」を主語として訳した。改正の際のミスであると考えられる。

## スウェーデンを描出する地図、図面又は画像に関する例外

### 第9条

スウェーデン全土又はその一部を描出し、かつ、国の防衛にとって重要な情報を含む地図、図面又は画像の番組による頒布の防止を目的とする規定を法律で定めることができる。

## 技術的記録の制作及び頒布

### 制作及び頒布の権利

#### 第10条

全ての自然人及び法人は、技術的記録を制作し、及び頒布する権利を有する。ただし、映画、ビデオ記録又は動画を伴うその他の技術的記録を公開する権利については、第1章第12条の規定に基づく検査及び許可を要求することができる。

### 頒布の権利の例外

#### 第11条

この基本法の規定にかかわらず、人間又は動物に対する暴力又は暴力の脅迫を詳細に生々しく描写する映画、ビデオ記録又は動画を伴うその他の技術的記録を営利目的で15歳未満の者に引き渡す場合には、法律の規定が適用される。

#### 第12条

- ① この基本法の規定は、次に掲げる者に対する刑罰及び特別の法律効果について法律で定めることを妨げない。
1. 一般公衆に嫌悪感を催させる性質を有する方法で、展示又はこれに類する手段により公共の場においてわいせつな画像を映す者
  2. 事前の注文なしに郵便又はその他の方法により、わいせつな画像を送付する者
  3. 青少年に対し凶悪化の効果をもたらし、又はその他の深刻な危険をもたらすおそれのある内容を含む技術的記録を児童及び青年の間に頒布する者
- ② 公開を目的とする映画、ビデオ記録又は動画を伴うその他の技術的記録及び第1章第4条第1項第2号dに規定するデータベースから行われる公演における動画の検査及び許可に関する規定に違反する者に対する刑罰及び特別の法律効果についても同様とする。

#### 第13条

スウェーデン全土又はその一部を描出し、かつ、国の防衛にとって重要な情報を含む地図、図面又は画像の技術的記録による頒布の防止を目的とする規定を法律で定めることができる。

## 永続的保存の義務及び義務的納入

### 第14条

検査のために技術的記録の製品を永続的に保存し、及びアクセス可能にする義務に関する規定を法律で定めることができる。官庁に技術的記録の製品を提出する義務及び当該義務に関係する情報を提供する義務についても法律で定めることができる。

## 技術的記録を輸送する義務

### 第15条

- ① 法律又はその他の法令の規定に基づき技術的記録を輸送する義務を負う者は、その内容を理由として、この義務の履行を拒否し、又はこの義務の履行に特別の条件を付してはならない。ただし、輸送により第18条第2項又は第19条に規定する違反を構成する場合は、この限りでない。
- ② 第1項に規定する義務を負う者及び輸送のために技術的記録を受領した者を当該記録の頒布者とみなしてはならない。

## 出所の情報

### 第16条

国内で制作され、かつ、国内での頒布が意図された技術的記録の製品には、当該製品を制作させた者に関する明確な情報を記載しなければならない。制作日時、制作場所及び制作者についても記載しなければならない。これに関する細目は、法律で定めることができる。

## 販売又は賃貸の活動の登録

### 第17条

映画、ビデオ記録又は動画を伴うその他の技術的記録の販売又は賃貸を業務とする者が官庁に登録を届け出る義務について法律で定め、届出の内容及び詳細な方式について法律に基づいて定めることができる。

## 刑罰

### 第18条

- ① 技術的記録を制作し、制作の際に、故意又は過失により第16条の規定又は同条に基づいて定められた〔法律の〕規定に違反した者は、罰金又は1年以下の拘禁に処する。
- ② 第16条に規定する情報を故意又は過失により備えていない技術的記録を頒布した者は、金額罰金に処する。当該情報が不正確であり、かつ、頒布者がこれを認識していた場合も同様とする。

### 第19条

この基本法に基づき技術的記録が押収され、又は破棄されたことを知りながら、当該記録を頒布した者は、罰金又は1年以下の拘禁に処する。

## データベースから注文された〔技術的〕記録、刊行物及び画像

### 第20条

第1章第4条第1項第2号cに規定する技術的記録、刊行物又は画像については、データベースの名称並びに当該記録、刊行物又は画像の制作の日時、場所及び方法を明らかにしなければならない。事業を運営する者は、当該記録、刊行物又は画像がこれらの情報を備えるよう配慮しなければならない。これに関する細目は、法律で定めることができる。

### 第21条

- ① 故意又は過失により第20条の規定又は同条に基づいて定められた〔法律の〕規定に違反

した者は、罰金又は1年以下の拘禁に処する。

- ② 第1章第4条第1項第2号cに規定する技術的記録、刊行物又は画像であって、第20条に規定する情報を故意又は過失により備えていないものを引き渡した者は、金額罰金に処する。当該情報が不正確であり、かつ、当該記録、刊行物又は画像を引き渡した者がこれを認識していた場合も同様とする。

## 第4章 発行者

### 〔資格〕要件及び権限

#### 第1条

- ① 番組及び技術的記録には、発行者を置かなければならない。番組の発行者は、法律で定める細目に従い、番組ごとに又は番組事業全体若しくはその一部について選任される。
- ② 発行者は、放送事業を運営する者又は技術的記録を制作させる者によって選任される。

#### 第2条

発行者は、スウェーデンに住所を有する自然人でなければならない。未成年者、破産者又は法律の特別な規定に基づき後見人を有する者は、発行者となることができない。

#### 第3条

発行者は、制作物の公表を監督する権限を有し、及びその意思に反して制作物の内容が改変されないように当該内容について決定する権限を有していなければならない。この権限のいかなる制限も無効である。

### 発行者に関する情報

#### 第4条

番組の発行者に関する情報は、一般公衆に対してアクセス可能にしなければならない。これに関する細目は、法律で定めることができる。

#### 第5条

- ① 技術的記録においては、発行者を明らかにしなければならない。当該発行者は、当該記録の全ての製品にこの情報を記載するように配慮しなければならない。
- ② 第1章第4条第1項第2号cに規定するデータベースから制作された技術的記録、刊行物又は画像については、当該データベースの発行者を明らかにしなければならない。当該発行者は、全ての製品にこの情報を記載するように配慮しなければならない。

### 代理人

#### 第6条

番組事業の発行者は、1又は2以上の代理人を選任することができる。代理人については、第2条から第4条までの規定が適用される。発行者の任務が終了した場合には、代理人の任務も終了する。

## 刑罰

### 第7条

- ① 故意又は過失により第1条の規定に違反した者は、罰金に処する。特に悪質な場合には、1年以下の拘禁に処する。
- ② 故意又は過失により第5条の規定に違反した者は、金額罰金に処する。
- ③ 第4条又は第6条の規定に基づき制定された法律の規定に違反した者の刑罰は、法律で定めることができる。

## 第5章 表現の自由に関する犯罪、情報提供者に関する犯罪及び情報取得者に関する犯罪

### 表現の自由に関する犯罪を構成する行為

#### 第1条

出版の自由に関する法律第7章第2条から第20条までに出版の自由に関する犯罪として規定されている行為は、番組又は技術的記録において行われ、かつ、法律に基づき可罰的な場合には、表現の自由に関する犯罪とみなされる。

#### 第2条

第1条に規定する条件の下で、頒布を目的として動画により露骨に又は執拗に、人間又は動物に対する残酷な暴力行為を描写する違法な暴力描写も表現の自由に関する犯罪とみなされる。ただし、前段の規定は、当該行為が状況を勘案して正当化される場合には、適用されない。

#### 第3条

- ① 広告又はその他の同種の通信における通知は、これらの通信の内容によって直接的に表現の自由に関する犯罪についての刑事責任が問われ得るものではない場合には、表現の自由に関する犯罪とみなしてはならない。これらの通信の内容によって直接引き起こされたものではない状況と結合して、これらの通信が可罰的である場合には、法律の規定が適用される。
- ② 暗号又はその他の方法による通信であって、一般公衆には秘密であるものについても同様とする。

### 情報提供者に関する犯罪及び情報取得者に関する犯罪

#### 第4条

- ① 第1章第10条の規定に従い、番組又は技術的記録において公表するために情報を提供し、これにより次に掲げる犯罪に刑事責任を負う者については、当該犯罪の刑事責任に関する法律の規定が適用される。
  1. 反逆罪、大逆外患誘致罪、スパイ罪、重スパイ罪、秘密情報の権限のない取引の重罪、戦時反逆罪、戦時背信行為罪又はこれらの犯罪の着手、予備若しくは陰謀
  2. 全ての人にはアクセス可能ではない公文書の不正な開示を故意に行うこと又は官庁が開示の際に付した留保に反して当該公文書を故意に利用のために提供すること。
  3. 特別の法律に規定する場合に守秘義務に故意に違反すること。
- ② 第1項の規定は、第6章の規定に基づき刑事責任を負わないが、著者又はその他の著作者として、番組若しくは技術的記録における公表を意図した制作に協力し、又は番組に参加することにより協力した者により行われた犯罪にも適用する。

- ③ 第1項第3号に規定する〔法律の〕規定については、統治法第2章第22条第1項の規定を適用する。

#### 第5条

第1章第10条の規定に従い、番組若しくは技術的記録において公表するため、又は情報伝達のために、情報を取得し、これにより第4条第1項第1号に掲げる犯罪に刑事責任を負う者には、当該犯罪の刑事責任に関する法律の規定が適用される。

### 表現の自由に関する犯罪についての付加的規定

#### 制裁

#### 第6条

- ① 第1条及び第2条に規定する犯罪に対する制裁に関する法律の規定は、当該犯罪が表現の自由に関する犯罪とされる場合にも適用される。
- ② 制裁の決定に際しては、公開された情報が訂正されたか及び当該訂正がその後適切な方法で公表されたかを特に考慮しなければならない。

#### 判決の公開

#### 第7条

- ① 第1条の規定に基づき、被告人に対し、番組における中傷又は侮辱の判決が下された場合には、裁判所は、被害者の要求に基づき、当該判決の全部又は一部を同一の放送事業における番組で放送しなければならないことを決定することができる。
- ② 判決に代えて、当該裁判所が作成した当該判決の要旨を放送することもできる。

#### 破棄

#### 第8条

- ① 表現の自由の犯罪に該当する技術的記録は、破棄することができる。
- ② 犯罪が違法な暴力描写である場合には、犯罪の特別の法律効果に関する法律の規定も適用される。
- ③ 破棄は、頒布が意図された記録の全ての製品を廃棄することを内容とする。破棄は、特に技術的記録の複製のために使用されるおそれがある原本が新たな製品の制作のために使用されるおそれがないように措置を講ずることも内容とする。
- ④ 破棄の問題に関する判断に際しては、公開された情報が訂正されたか及び当該訂正がその後適切な方法で公表されたかを特に考慮しなければならない。

### 第6章 表現の自由に関する犯罪の刑事責任

#### 刑事責任を負う者

#### 発行者及び代理人

#### 第1条

- ① 発行者は、番組又は技術的記録における表現の自由に関する犯罪の刑事責任を負う。
- ② 代理人が発行者を代理していた場合には、代理人が刑事責任を負う。

## 第2条

代理人が発行者を代理していた場合であっても、次に掲げる場合には、発行者が刑事責任を負う。

1. 犯罪が行われた時に代理人がもはや権限を有していなかった場合又はその他代理人の任務が終了していた場合
2. 代理人が名目上選任されていた [にすぎない] 場合又は明らかに代理人が第4章第3条に規定する権限を有していなかった場合
3. 代理人に関する情報が、定められた方法で一般公衆にアクセス可能となっていなかった場合

## 放送事業を運営し、又は技術的記録を制作させた者

### 第3条

次に掲げる場合には、放送事業を運営し、又は技術的記録を制作させた者が表現の自由に関する犯罪の刑事責任を負う。

1. 当該犯罪が行われた時に権限を有する発行者が置かれていなかった場合
2. 発行者が名目上選任されていた [にすぎない] 場合又は明らかに発行者が第4章第3条に規定する権限を有していなかった場合
3. 発行者に関する情報が、定められた方法で一般公衆にアクセス可能となっていなかった場合

## 頒布者

### 第4条

次に掲げる場合には、技術的記録を頒布した者が、第3条に規定する者の代わりに、表現の自由に関する犯罪の刑事責任を負う。

1. 記録を制作させた者に関する第3章第16条に規定する情報が欠けており、かつ、記録を制作させた者が誰であることを明らかにすることができなかった場合
2. 当該情報が示す対象者がスウェーデンにおいて既知の住所を有せず、かつ、裁判手続中に居所を突き止めることもできなかった者である場合
3. 当該情報が示す対象者が国外に住所を有する者である場合
4. 当該情報が不正確であり、かつ、記録を頒布する者がこれを認識していた場合

## 特定の生放送の場合における刑事責任

### 第5条

第1章第16条に規定するもの以外の生放送番組の場合には、当該番組の参加者が自己の発言に責任を負わなければならないことを法律で定めることができる。

## データベースにおける情報に関する発行者の刑事責任に関する特則

### 第6条

- ① 第1章第4条第1項第2号aからcまでに規定するデータベースの発行者が、法務監察長官又は被害者から、当該データベースが表現の自由に関する犯罪に該当する特定の情報を含

んでいることを教示され、かつ、当該発行者が教示を受けてから2週間以内に当該情報を当該データベースから削除した場合には、当該発行者に対して、当該情報に対する刑事責任を問うことはできない。前段の規定は、当該教示より1年以上前に当該情報が提供され始めたと推定され得る場合に限り、適用される。

② 第1項に規定する教示に関する規定の細目は、法律で定めることができる。

#### 第7条

① 第1章第4条第1項第2号aからcまでに規定するデータベースの発行者が、第6条に規定する事前の教示なしに、当該データベースの特定の情報についての表現の自由に関する犯罪に対する刑事責任又は損害賠償〔責任〕を追及する訴状を受領し、かつ、当該発行者が受領から2週間以内に当該情報を当該データベースから削除した場合には、当該発行者に対して、当該情報に対する刑事責任を問うことはできない。

② 第1項の規定にもかかわらず、発行者が当該訴状の受領前の1年間に、当該情報が当該データベースから提供され始めたと推定される場合には、発行者に対して刑事責任を問うことができる。

### 刑事責任に対する抗弁

#### 第8条

表現の自由に関する犯罪の被告人が、この章の規定に基づけば当該被告人が刑事責任を負わないこととなる事情を主張しようとする場合には、当該事情は、本口頭弁論の前に主張されなければならない。その他の場合には、裁判所は、当該事情を考慮してはならない。

### 刑事責任の内容

#### 第9条

この章の規定に基づき表現の自由に関する犯罪の刑事責任を負う者は、番組又は技術的記録の内容を認識し、放送又は発行を許容したものとみなさなければならない。

## 第7章 監督及び訴追

### 監督及び訴追に関する主要規定

#### 第1条

監督及び訴追に関する、出版の自由に関する法律第9章第1条から第7条までの規定は、この章で別に定めない限り、番組、技術的記録及び表現の自由に関する訴訟にも適用される。

### 法務監察長官の公訴提起者としての任務の委任

#### 第2条

法務監察長官は、技術的記録について、違法な脅迫、民族集団に対する憎悪、違法な暴力の描写、公務員に対する脅迫、裁判の妨害又は公民的自由に対する犯罪を理由とする刑事責任又は破棄に関する表現の自由に関する訴訟において、公訴提起者となることを検察官に委任することができる。ただし、表現の自由に関する犯罪が民族集団に対する憎悪又は公民的自由に対する犯罪である場合には、公訴の権限を委任することはできない。

## 公訴の時効

### 第3条

- ① 次の各号に掲げるものについて、表現の自由に関する犯罪に対する公訴期間は、当該各号に掲げるとおりとする。
1. 番組については、当該番組が放送されてから6か月
  2. 第1章第4条第1項第2号aからcまでに規定する「情報の」提供については、当該情報がもはや提供されなくなってから6か月
  3. 第1章第4条第1項第2号dに規定するデータベースから行われる公演については、当該公演から6か月
  4. 技術的記録については、当該記録が発行されてから1か月
- ② ただし、第3章第16条に規定する情報のいずれかが記載されていない技術的記録については、法務監察長官が当該記録について認識してから2年以後に公訴を提起してはならないという制限の下に、訴えの提起の期間に関する法律の規定が適用される。

## 訴追を伴わない破棄

### 第4条

技術的記録に関し、第6章の規定に従い表現の自由に関する犯罪の刑事責任を負う者がいない場合には、公訴提起者又は被害者は、訴追の代わりに当該記録の破棄を請求することができる。犯罪の刑事責任を負う者に対しスウェーデンにおいて召喚状を送達することができない場合も同様とする。

## 特定の場合における検査及び監督

### 第5条

- ① その構成が法律により定められ、かつ、その長が正規の裁判官又は正規の裁判官であった者でなければならない委員会が、有線通信設備以外の方法で放送された番組が放送に適用される法令又はその他の条件に合致しているかどうかを検査しなければならない旨を法律で定めることができる。
- ② 当該委員会は、専ら、その意見を表明し、及び放送者に対し当該法令又は当該条件に従うように命令することができる。法律により当該委員会の命令に過料を附帯させることができる。表現の自由に関する犯罪の刑事責任及び過料処分に関する問題については、第3章第7条の規定に基づき、常に裁判所により審査される。

### 第6条

- ① 映画、ビデオ記録若しくは動画を伴うその他の技術的記録において、違法な暴力の描写により表現の自由が濫用されていないことを特別に監督することに関する規定を法律で定めることができる。当該監督は、暴力又は暴力による脅迫を内容とする記録が営利目的で15歳未満の者に頒布されないことを対象とすることもできる。
- ② 第1項に規定する監督の際に、違法な暴力の描写を内容とする制作物を含むと推定され得る映画、ビデオ記録又は動画を伴うその他の技術的記録の製品を一時的に保管する官庁の権限に関する規定を法律で定めることができる。

## 第7条

第5条及び第6条に規定する〔法律の〕規定については、基本的な自由及び権利の制限に関する統治法第2章第21条から第23条までの規定が適用される。

## 第8章 特別の強制手段

### 技術的記録の押収

#### 主要規定

##### 第1条

刊行物の押収に関する、出版の自由に関する法律第10章の規定は、この章で別に定める場合を除き、技術的記録の押収にも適用される。

### 押収に関する特則

##### 第2条

法務監察長官が破棄のための押収を決定した場合又は当該押収を認定した場合において、押収の範囲又はその他の事情に照らして、出版の自由に関する法律第10章第4条に規定する期間が不適切であるときは、裁判所は、法務監察長官の提案に基づき、当該期間の延長を許可することができる。延長は、絶対的に必要とされる期間を超えてはならず、かつ、合計で2週間を超えてはならない。

##### 第3条

法務監察長官が第7章第2条の規定に基づき、表現の自由に関する裁判における公訴提起者となることを検察官に委任した場合には、法務監察長官の任務に関する、出版の自由に関する法律第10章第2条、第4条及び第12条の規定を検察官にも適用する。ただし、押収の請求に関する、出版の自由に関する法律第10章第3条第2項の規定は、検察官に適用しない。

##### 第4条

- ① 技術的記録の押収の決定においては、押収の根拠となった制作物の一部又は複数の部分を明示しなければならない。
- ② 出版の自由に関する法律第10章第12条に規定する調査のための押収の際に、決定において押収の根拠となった部分を詳細に明示することができない場合には、事後に、特別の決定において犯罪に該当すると指摘された部分を明示しなければならない。当該決定は、できる限り速やかに通知されなければならない。
- ③ 押収が及ぶ対象は、該当部分が存在するディスク、リール又はその他の技術的記録の一部のみとする。

##### 第5条

押収に関する証明書は、手数料なしに、押収を実行される当事者及び技術的記録を制作させた者に交付しなければならない。当該証明書には、当該記録のうち、押収の根拠となった一部又は複数の部分に関する情報を記載しなければならない。当該証明書は、できる限り速やかに交付しなければならない。

データベースから注文された [技術的] 記録、刊行物又は画像の押収

## 第6条

第1章第4条第1項第2号cに規定するデータベースから注文された記録、刊行物及び画像については、表現の自由に関する犯罪に関しては、出版の自由に関する法律第10章第12条の調査のための押収に関する規定が適用される。ただし、技術的記録に関しては、[出版の自由に関する法律] 第10章第7条及び第10条の規定の代わりに、[この章] 第4条及び第5条の規定が適用される。

## 第9章 損害賠償

### 一般的な前提

#### 第1条

- ① 番組又は技術的記録の内容による表現の自由の濫用を理由とする損害賠償は、[賠償] 請求に関連する番組又は技術的記録が表現の自由に関する犯罪に該当することを根拠とする場合に限り許される。
- ② 第5章第3条から第5条までに規定する犯罪を根拠とする損害賠償については、法律の規定が適用される。
- ③ 損害賠償に関するこの章の規定は、中傷又は侮辱に関する判決を番組で放送することに関する第5章第7条に規定する請求にも、適用可能な範囲で適用される。
- ④ 第6章第9条の規定は、番組又は技術的記録における表現の自由に関する犯罪を根拠とする損害賠償についても適用される。

### [損害賠償] 責任を負う者

#### 第2条

- ① 第6章の規定に基づき表現の自由に関する犯罪の刑事責任を負う者は、損害賠償の責任も負う。
- ② 番組事業を運営する者又は技術的記録を制作させた者に対しても、損害賠償を請求することができる。
- ③ 発行者が第6章第6条及び第7条の規定により表現の自由に関する犯罪の刑事責任を負わない場合には、当該発行者は、損害賠償の責任も負わない。

#### 第3条

- ① 第1章第16条に規定する生放送については、放送において行った犯罪を根拠とする損害賠償について、当該犯罪を行った者が責任を負う。
- ② 番組事業を運営する者に対しても、損害賠償を請求することができる。

#### 第4条

表現の自由に関する犯罪の刑事責任を負うべき者が犯罪時に国内に既知の住所を有せず、かつ、裁判手続中に居所を突き止めることもできないため、第6章第4条第1号及び第2号の規定に基づき、他の者に刑事責任が移転した場合であっても、損害賠償は、本来刑事責任を負うべき者に対しても請求することができる。[ただし、] 当該請求は、法律に従い損害賠償を言い渡すことができる範囲内に限られる。

## 第5条

- ① 法人の代表者としての資格で表現の自由に関する犯罪を根拠とする損害賠償責任を負う場合には、損害賠償は、当該法人に対しても請求することができる。
- ② 後見人、財産管理人若しくは成年後見人として表現の自由に関する犯罪を根拠とする損害賠償責任を負う場合には、当該損害賠償は、後見人、財産管理人又は成年後見人が選任された者についても、請求することができる。
- ③ この条に規定する損害賠償は、法律に従い主張することができる場合及び範囲内において、請求することができる。

## 第6条

この章の規定に基づき2又は3以上の者が損害賠償責任を負う場合には、これらの者は、連帯して損害賠償責任を負う。これらの者の相互間の責任については、法律の規定が適用される。

## 犯罪に対する刑罰を言い渡すことができない場合における損害賠償

### 第7条

表現の自由に関する犯罪に伴う損害賠償は、時効又はその他の理由により当該犯罪に対して刑罰を言い渡すことができなかった場合であっても、請求することができる。

## 第10章 表現の自由に関する訴訟における裁判手続

### 第1条

- ① 出版の自由に関する訴訟における裁判手続についての、出版の自由に関する法律第12章の規定は、番組及び技術的記録に関する同種の訴訟（表現の自由に関する訴訟）についても適用されなければならない。出版の自由に関する法律第12章第3条にいう出版の自由に関する法律第8章とは、この基本法においては、第6章に相当するものとする。
- ② 出版の自由に関する訴訟の陪審員に選任された者は、同時に表現の自由に関する訴訟の陪審員となるものとする。

## 第11章 外国からの番組及び技術的記録

### 外国からの番組の放送

#### 第1条

- ① 第1章第3条に規定する番組であって、外国に由来するもの又は衛星放送により供給されるが、スウェーデンからは発信されていないものの国内における同時かつ無修正の放送については、次に掲げる事項についてのみこの基本法が適用される。
  - 第1章第11条に規定する検閲の禁止及びその他の妨害的措置の禁止
  - 第1章第13条に規定する技術的補助手段の保有及び有線通信網の敷設
  - 第1章第14条に規定する不利益措置の禁止
  - 第1章第15条の規定に基づき、この基本法の適用の際にとるべき判断方法
  - 第3章第1条に規定する有線通信による番組の放送の権利
  - 第3章第5条及び第7条に規定する立法及び法的審査に関する特別規定

- ② これに加え、第4条及び第7条に規定する情報提供者及び情報取得者の自由に関する規定が適用されなければならない。
- ③ 国会が番組に関する条約を承認した場合において、第1章第19条に規定する広告に関する規定が当該条約に違反するときは、当該規定は、番組の放送を妨げてはならない。

## 外国からの技術的記録

### 第2条

第1章から第10章まで及び第12章の規定は、国外で制作され、スウェーデン国内で頒布のために引き渡される技術的記録に適用される。この場合においては、技術的記録を制作させた者に関するこの基本法の規定は、[その者の]代わりに当該記録を国内で頒布のために引き渡した者に適用される。

## 情報提供者及び情報取得者の自由

### 第3条

- ① 情報提供者及び情報取得者の自由に関する第1章第10条の規定は、国外で制作され、スウェーデンで頒布のために引き渡されるが、主としてスウェーデンにおける頒布を意図としていない技術的記録にも適用される。
- ② ただし、第1項の規定は、次に掲げる場合には適用されない。
  1. 情報提供又は情報取得が、スウェーデンの安全に対する犯罪に当たる場合
  2. 情報提供が、第5章第4条第1項第2号に規定する[公文書の不正な]開示又は[官庁が開示の際に付した留保に反した当該公文書の]利用のための提供に当たる場合
  3. 情報提供が、故意の守秘義務の違反に当たる場合

### 第4条

情報提供者及び情報取得者の自由に関する第3条の規定は、情報がスウェーデンで提供され、又は取得された場合には、スウェーデンにおける頒布のために引き渡されていない技術的記録に適用する。

### 第5条

- ① 情報提供者は、第3条及び第4条に規定する場合には、第2章に規定する匿名の権利を有する。
- ② 第2章第4条[第1項]第3号の守秘義務の例外に関する規定は、同号に規定するものとは別のスウェーデンの安全に対する犯罪にも適用されなければならない。

### 第6条

- ① 情報提供又は情報取得が、第3条又は第4条の規定に基づき可罰的である場合には、情報提供者及び情報取得者に関する犯罪に関するこの基本法の規定が適用される。
- ② この基本法第10章第1条及び出版の自由に関する法律第12章第1条第2項の規定に基づき別の手続をとる場合を除き、当該犯罪を根拠とする刑事責任又は損害賠償に関する訴訟は、表現の自由に関する訴訟に関する規定に従い処理される。

### 第7条

- ① 番組がスウェーデン国外の放送者から放送される場合において、情報がスウェーデンで提供され、又は取得されたときは、情報を提供し、及び取得する権利並びに匿名の権利につい

て第3条から第6条までの規定が適用される。

- ② ただし、公海又は公海上空から放送される番組については、情報を提供し、及び取得する権利の例外を法律で定めることができる。

## 第12章 総則

### 第1条

再審、新たな陪審の設置及び訴訟の遅滞のない処理に関する、出版の自由に関する法律第14章第1条から第3条までの規定は、この基本法における同種の訴訟にも適用される。

### 国際的な法律扶助

#### 第2条

国際的な法律扶助については、法律の規定が適用される。当該扶助は、表現の自由に関する法分野におけるスウェーデンの一般的な法原則に反する方法で給付されてはならない。

### スウェーデン国民及びスウェーデンの法人以外の者

#### 第3条

スウェーデン国民及びスウェーデンの法人以外の者については、この基本法に基づく表現の自由について、法律により特別の制限を設けることができる。

### 基本法で定められていない問題

#### 第4条

この基本法又はこの基本法の規定に基づき制定された特別の法律で特に定められていない問題については、その他の法律又は法令の規定が適用される。

### 経過規定

#### 1991年法令第1469号

1. この基本法は、1992年1月1日に施行される。
2. 新たな規定は、[この基本法の] 施行前に放送された電波による番組には適用されない。
3. [この基本法の] 施行前に頒布のために引き渡された映画及び音声記録については、次に掲げる例外を除いて新たな規定が適用される。
  - a) 映画又は音声記録は、この基本法の施行日には、頒布のために引き渡されたとみなされなければならない。
  - b) 第2章、第3章第13条第1項から第3項まで、第4章、第6章第1条から第5条まで及び第10章第1条第1項第2文の規定は、適用してはならない<sup>(41)</sup>。
  - c) 従前の規定においても映画の頒布が可罰的である場合には、当該映画を頒布した者が当該映画における表現の自由に関する犯罪について刑事責任を負う。
  - d) 音声記録における表現の自由に関する犯罪に対する刑事責任は、従前の規定において

(41) 2018年の改正で条名等に変更があったため、ここに列挙されている条名は、現在のテキストには対応していない。以下、1998年法令第1439号、2002年法令第909号についても同様である。

も可罰的であった場合には、著作者及び当該記録の参加者であって、犯罪の実行者とされるもの並びに当該記録を制作させた者及び当該記録を頒布した者が負う。

- e) 第8章第2条第1項の規定にかかわらず、c) 及び d) の規定に基づき、映画又は音声記録の内容について刑法上の責任を負う者に対して、損害賠償を請求することができる。
- f) 性暴力若しくは性的強制の描写又は人間若しくは動物に対する残酷な暴力の露骨な、若しくは執拗な描写を伴う映画の〔この基本法の〕施行前の頒布については、新たな規定は適用されない。
- g) 〔この基本法の〕施行前に提起された訴訟の審査の際には、新たな規定は適用されない。ただし、新たな規定の適用により制裁を免れる場合には、その制裁を言い渡してはならない。

#### 1994年法令第1477号

この法律は、1995年1月1日に施行される。押収の決定が〔この法律の〕施行前に通知された場合には、従前の規定が当該押収について適用されなければならない。

#### 1998年法令第1439号

1. この法律は、1999年1月1日に施行される。
2. 従前の条文では対象とならず、かつ、〔この法律の〕施行前に頒布のために引き渡された技術的記録については、次に掲げる例外を除いて新たな規定が適用されなければならない。
  - a) 技術的記録は、この基本法の施行日には、頒布のために引き渡されたとみなされなければならない。
  - b) 第2章、第3章第13条第1項から第3項まで、第4章、第6章第1条及び第2条並びに第10章第1条第1項第2文の規定は、適用してはならない。
  - c) 従前の規定においても頒布が可罰的であった場合には、技術的記録を頒布した者が当該記録における表現の自由に関する犯罪について刑事責任を負う。
  - d) 通常 of 法律の規定に基づき損害賠償責任が生じていた場合には、第8章第2条第1項の規定にかかわらず、c) の規定に基づき技術的記録の内容について刑法上の責任を負う者に対して、損害賠償を請求することができる。
  - e) 性暴力又は性的強制の描写を含む画像を伴う技術的記録が〔この法律の〕施行前に頒布された場合には、新たな規定は、適用されない。
  - f) 〔この法律の〕施行前に提起された訴訟の審査の際には、新たな規定は適用されない。ただし、新たな規定の適用により制裁を免れる場合には、その制裁を言い渡してはならない。
3. 従前の規定は、〔この法律の〕施行前に頒布のため引き渡された音声記録に適用される。
4. わいせつな画像における児童の描写に関する訴訟においては、訴えが〔この法律の〕施行前に提起された場合には、従前の規定が適用される。

#### 2002年法令第909号

1. この法律は、2003年1月1日に施行される。
2. 第1章第9条に規定する提供であって、〔この法律の〕施行前に行われていたものについ

ては、従前の規定が適用される。

3. 第1章第9条に規定する提供の際の表現の自由に関する犯罪についての時効期間に関する第7章第1条第2項第1文の新たな規定は、[この法律の] 施行時に引き続きデータベースの一部を成している情報にのみ適用される。
4. 第7章第1条第2項第3文の新たな規定は、[この法律の] 施行後に発行された技術的記録に限って適用される。

#### 2018年法令第1802号

1. この法律は、2019年1月1日に施行される。
2. 第6章第6条及び第7条の規定は、[この法律の] 施行後に提供が開始されたデータベースにおける情報についても適用される。

「基本情報シリーズ」

既刊

⑬各国憲法集（7）オランダ憲法	2013年 3月
⑭わが国が未批准の国際条約一覧（2013年1月現在）	2013年 3月
⑮各国憲法集（8）ポルトガル憲法	2014年 2月
⑯主要国の憲法改正手続	2014年 8月
⑰欧米主要国の議会による情報機関の監視	2014年 9月
⑱各国憲法集（9）フィンランド憲法	2015年 3月
⑲ドイツ民法Ⅰ（総則）	2015年 3月
⑳ドイツ民法Ⅱ（債務関係法）	2015年 6月
㉑各国憲法集（10）ハンガリー憲法	2016年 3月
㉒諸外国の下院の選挙制度	2016年 3月
㉓違憲審査制の論点（改訂版）	2016年 12月
㉔諸外国の付加価値税（2018年版）	2018年 3月
㉕フランス議会上院規則	2018年 3月
㉖諸外国の国民投票法制及び実施例（2019年版）	2019年 3月
㉗米国・フランス・ドイツ各国憲法の軍関係規定及び 緊急事態条項	2019年 11月

調査資料 2020-1-a  
基本情報シリーズ<sup>㉘</sup>

各国憲法集(11) スウェーデン憲法【第2版】

令和3年3月16日発行  
ISBN 978-4-87582-873-0

編集 国立国会図書館調査及び立法考査局

発行 国立国会図書館

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

電話 03(3581)2331

bureau@ndl.go.jp

\*本書は、下記に掲載のPDFファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ〈<https://www.ndl.go.jp/>〉  
ホーム>国会関連情報>調査資料>2021年

# Constitutions of the World (11)

## Sweden,

### 2nd Edition

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research  
Materials  
2020-1-a

ISBN 978-4-87582-873-0

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。